

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-0004
提出年月日	2022年7月20日

女川原子力発電所2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料
(66条 先行BWRプラントとの比較表)

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

2022年7月

東北電力株式会社

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

相崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） （重大事故等対処設備） 第66条 [7号炉]	女川2号炉案 （重大事故等対処設備（2号炉））	差異理由
<p>原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備*1は、表66-1から表66-1-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウナダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧力バウナダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧力バウナダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 使用済燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各CMは、原子炉の状態に応じて表66-1から表66-1-19の確認事項を実施し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-1から表66-1-19の措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	<p>第66条 2号炉について、原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備*1は、表66-1から表66-1-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウナダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧力バウナダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧力バウナダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 使用済燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 大容量送水ポンプ</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課長は、原子炉の状態に応じて表66-1から表66-1-19の確認事項を実施し、その結果を発電管理課長または防災課長に通知する。</p> <p>3. 発電課長または防災課長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-1から表66-1-19の要求される措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
表6-1-1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	表6-1-1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
6-1-1-1	A.T.W.S緩和设备（代替制御棒挿入機能）	6-1-1-1	A.T.W.S緩和设备（代替制御棒挿入機能）
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
A.T.W.S緩和设备 （代替制御棒挿入機能）	A.T.W.S緩和设备 （代替制御棒挿入機能）と※1※2	A.T.W.S緩和设备 （代替制御棒挿入機能）	A.T.W.S緩和设备（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2
適用される 原子炉の状態	要素 動作可能であるべき チャンネル数（論理毎）	適用される 原子炉の状態	要素 動作可能であるべき チャンネル数
運 転 起 動	原子炉圧力高 2チャンネル※3	運 転 起 動	原子炉圧力高 4チャンネル
	原子炉水位異常低（レベル2） 2チャンネル※4		原子炉水位異常低（L2） 4チャンネル
適用される 原子炉の状態	要素 所要数	適用される 原子炉の状態	要素 手動
運 転 起 動	手動A.R.I 2個※5	運 転 起 動	手動 2チャンネル※3
※1：A系及びB系のA.R.I用電磁弁が動作可能であることを含む。 ※2：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。 ※3：3チャンネルのうち2チャンネルをいう。 ※4：4チャンネルのうち2チャンネルをいう。 ※5：A系及びB系それぞれ1個の計2個をいう。		※1：A系およびB系の代替制御棒挿入用電磁弁が動作可能であることを含む。 ※2：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。 ※3：A系およびB系それぞれ1チャンネルの計2チャンネルをいう。	
差異理由 TS-25 66-1-1 1 A.T.W.S緩和设备（代替制御棒挿入機能）		・女川ではBWR保安規定基本方針に従い、全てのチャンネル数を設定。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）					女川2号炉案				
(2) 確認事項					(2) 確認事項				
要素	設定値	項目	頻度	担当	要素	設定値	項目	頻度	担当
1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を <u>確認する</u> ^{※6} 。	定事検 停止時	<u>運転評価GM</u>	1. 代替制御棒挿入機能	二	機能を <u>確認する</u> ^{※4} 。	定事検 停止時	<u>計測制御課長</u>
2. 原子炉圧力高	7.48 MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により <u>確認する</u> ^{※7} 。 チャンネル校正を実施する ^{※8} 。 論理回路機能を <u>確認する</u> ^{※9} 。	1ヶ月に1回	<u>当直長</u>	2. 原子炉圧力高	7.35MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により <u>確認する</u> ^{※5} 。 チャンネル校正を実施する ^{※6} 。 論理回路機能を <u>確認する</u> ^{※7} 。	1ヶ月に1回	<u>発電課長</u>
3. 原子炉水位異常低（レベル2）	1.165cIII以上 (圧力容器零レベルより)	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により <u>確認する</u> ^{※7} 。 チャンネル校正を実施する ^{※8} 。 論理回路機能を <u>確認する</u> ^{※9} 。	1ヶ月に1回	当直長	3. 原子炉水位異常低（L.2）	1.216cIII以上 (圧力容器零レベルより)	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により <u>確認する</u> ^{※5} 。 チャンネル校正を実施する ^{※6} 。 論理回路機能を <u>確認する</u> ^{※7} 。	1ヶ月に1回	<u>発電課長</u>
4. 手動ARI	—	論理回路機能を <u>確認する</u> ^{※9} 。	定事検 停止時	<u>運転評価GM</u>	4. 手動	二	論理回路機能を <u>確認する</u> ^{※7} 。	定事検 停止時	<u>計測制御課長</u>

※6：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、電磁弁が動作することを確認することをいう。
 ※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。
 ※8：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。
 ※9：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したと見なすことができる。

※4：「機能を確認する」とは、論理回路の出力段の信号により、電磁弁が動作することを確認することをいう。
 ※5：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。
 ※6：「チャンネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。
 ※7：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。

差異理由

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置				
要件	要求される措置	完了時間	要求される措置	完了時間
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 又は 手動ARIが動作不能の場合	A1. 当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する※11。 及び A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※9が動作可能であることを確認する※9。 および A2. 発電課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	B1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間
<p>※10：A.TWS緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）、自動減圧系の起動阻止スイッチ及びONほう酸水注入系をいう。</p> <p>※11：ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であることを確認するとともに、A.TWS緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）、自動減圧系の起動阻止スイッチについては至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>				
<p>※8：A.TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能）、A.TWS緩和設備（自動減圧系） 作動阻止機能 およびONほう酸水注入系をいう。</p> <p>※9：ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であることを確認するとともに、A.TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能）、A.TWS緩和設備（自動減圧系） 作動阻止機能 については至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
66-1-2	A T W S緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）	66-1-2	A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目		項目	
A T W S緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）が動作可能であること※1※2		A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）が動作可能であること※1	
適用される原子炉の状態	要素	適用される原子炉の状態	要素
運転起動	原子炉圧力高	原子炉圧力高	原子炉圧力高
	原子炉水位低（レベル3）	原子炉水位異常低（L2）	原子炉水位異常低（L2）
	原子炉水位異常低（レベル2）	手動	手動
動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	動作可能であるべきチャンネル数	2チャンネル※3	4チャンネル
2チャンネル※3	2チャンネル	2チャンネル※3	4チャンネル
2チャンネル※4	2チャンネル	2チャンネル※4	2チャンネル
適用される原子炉の状態	要素	適用される原子炉の状態	要素
運転起動	R I P - A S D 手動停止	運転起動	代替原子炉再循環ポンプトリップレシヤ断器
所要数	10台	所要数	2台
※1：R I P - A S D が動作可能であることを含む。		※1：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。	
※2：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。		※2：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。	
※3：3チャンネルのうち2チャンネルをいう。		※3：3チャンネルのうち2チャンネルをいう。	
※4：4チャンネルのうち2チャンネルをいう。		※4：4チャンネルのうち2チャンネルをいう。	
差異理由		差異理由	
TS-25 66-1-2 A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプ機能）		TS-25 66-1-2 A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプ機能）	
・女川ではB W R保安規定基本方針に従い、全てのチャンネル数を設定。		・女川ではB W R保安規定基本方針に従い、全てのチャンネル数を設定。	
・女川ではR P T論理に原子炉水位低（L3）は使用していない。		・女川ではR P T論理に原子炉水位低（L3）は使用していない。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧案文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）					女川2号炉案				
(2) 確認事項					(2) 確認事項				
要素	設定値	項目	頻度	担当	要素	設定値	項目	頻度	担当
1. 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能	—	機能を確認する**。	定事検 停止時	運転評価GM	1. 代替原子炉再循環ポンプ機能	—	機能を確認する**。	定事検 停止時	計測制御課長
2. 原子炉圧力高	7.48 MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する**。 チャンネル校正を実施する**。	1ヶ月に 1回 定事検 停止時	当直長 計測制御GM	2. 原子炉圧力高	7.35MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する**。 チャンネル校正を実施する**。 論理回路機能を確保する**。	1ヶ月に 1回 定事検 停止時	発電課長 計測制御課長
3. 原子炉水位低（レベル3）	1.285cm以上 (圧力容器警レベルより)	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する**。 チャンネル校正を実施する**。 論理回路機能を確保する**。	1ヶ月に 1回 定事検 停止時	当直長 計測制御GM	3. 原子炉水位異常低（L2）	1.216cm以上 (圧力容器警レベルより)	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する**。 チャンネル校正を実施する**。 論理回路機能を確保する**。	1ヶ月に 1回 定事検 停止時	発電課長 計測制御課長
4. 原子炉水位異常低（レベル2）	1.165cm以上 (圧力容器警レベルより)	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する**。 チャンネル校正を実施する**。 論理回路機能を確保する**。	1ヶ月に 1回 定事検 停止時	当直長 計測制御GM	4. 手動	—	論理回路機能を確保する**。	定事検 停止時	計測制御課長
5. RIP-ASD 手動スイッチ	—	論理回路機能を確保する**。	定事検 停止時	運転評価GM			論理回路機能を確保する**。	定事検 停止時	計測制御課長

※5：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、RIP-ASDが停止することを確認すること。

※6：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること。また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認すること。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。

※7：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整すること。

※8：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生すること。

※2：「機能を確保すること」は、論理回路の出力段の信号により、代替原子炉再循環ポンプトリップレバが開放されることを確認すること。

※3：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること。また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認すること。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。

※4：「チャンネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整すること。

※5：「論理回路機能を確保する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生すること。

・女川ではRPT論理に原子炉水位低(L3)は使用していないため、確認事項は不要。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案																		
<p>により、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したと見なすことができる。</p>	<p>することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したと見なすことができる。</p>																		
<p>(3) 要求される措置</p>	<p>(3) 要求される措置</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能であるべきチャネル数を満足できない場合 又は RIP-ASD手動スイッチによる停止ができない場合</td> <td>A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※9}が動作可能であることを確認する^{※10}。 及び A2. 当直長は、当該チャネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6 時間 30 日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 当直長は、高温停止にする。</td> <td>24 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能であるべきチャネル数を満足できない場合 又は RIP-ASD手動スイッチによる停止ができない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 。 及び A2. 当直長は、当該チャネルを動作可能な状態に復旧する。	6 時間 30 日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24 時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能であるべきチャネル数を満足できない場合 または 原子炉再循環ポンプトリップしゃ断器が動作不能の場合</td> <td>A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※6}が動作可能であることを確認する^{※7}。 および A2. 発電課長は、当該チャネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6 時間 30 日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 発電課長は、高温停止にする。</td> <td>24 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能であるべきチャネル数を満足できない場合 または 原子炉再循環ポンプトリップしゃ断器が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する ^{※7} 。 および A2. 発電課長は、当該チャネルを動作可能な状態に復旧する。	6 時間 30 日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。	24 時間
条 件	要求される措置	完了時間																	
A. 動作可能であるべきチャネル数を満足できない場合 又は RIP-ASD手動スイッチによる停止ができない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する ^{※10} 。 及び A2. 当直長は、当該チャネルを動作可能な状態に復旧する。	6 時間 30 日間																	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24 時間																	
条 件	要求される措置	完了時間																	
A. 動作可能であるべきチャネル数を満足できない場合 または 原子炉再循環ポンプトリップしゃ断器が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する ^{※7} 。 および A2. 発電課長は、当該チャネルを動作可能な状態に復旧する。	6 時間 30 日間																	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。	24 時間																	
<p>※9：A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。</p>	<p>※6：A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。</p>																		
<p>※10：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※7：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>																		
	<p>差異理由</p>																		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

項目	相崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案
(以下、自動減圧系作動阻止機能に係る箇所について比較する。)		
表66-3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備		
66-3-1 代替自動減圧機能		
(1) 運転上の制限	<p>項目 運転上の制限</p> <p>代替自動減圧機能</p> <p>(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること^{*1}</p> <p>(2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること</p>	<p>項目 運転上の制限</p> <p>A.T.W.S緩和设备（自動減圧系作動阻止機能）が動作可能であること^{*1}</p>
適用される原子炉の状態	<p>要素</p> <p>代替自動減圧機能論理回路</p>	<p>要素</p> <p>原子炉水位異常低（L.2）^{*2}</p> <p>中性子束高^{*3}</p> <p>手動</p>
運転起動高温停止（原子炉圧力が1.03 MPa [gage] 以上の場合）	<p>動作可能であるべき所要数・チャンネル数（論理毎）</p> <p>1系^{*3}</p> <p>2チャンネル^{*4}</p> <p>1チャンネル^{*5}</p> <p>1系^{*6}</p>	<p>動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）</p> <p>3チャンネル</p> <p>3チャンネル</p> <p>1チャンネル</p>
※1：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。	<p>※1：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p>	<p>※1：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p>
※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測及び制御設備」及び「66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」の運転上の制限も確認する。	<p>※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測及び制御設備」及び「66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測及び制御設備」の運転上の制限も確認する。</p>
※3：1系とは、A系又はB系の代替自動減圧機能論理回路をいう。	<p>※3：1系とは、A系又はB系の代替自動減圧機能論理回路をいう。</p>	<p>※3：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測及び制御設備」および「66-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ」の運転上の制限も確認する。</p>
※4：片系3チャンネルのうち2チャンネルをいう。	<p>※4：片系3チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p>	
※5：片系3チャンネルのうち1チャンネルをいう。	<p>※5：片系3チャンネルのうち1チャンネルをいう。</p>	
※6：1系とは、A系及びB系の自動減圧系の起動阻止スイッチをいう。	<p>※6：1系とは、A系及びB系の自動減圧系の起動阻止スイッチをいう。</p>	
(2) 確認事項	<p>項目 設定値</p> <p>1. 代替自動減圧機能</p> <p>機能を確認する^{*7}。</p>	<p>(2) 確認事項</p>
要素	-	
設定値	-	
項目	機能を確認する ^{*7} 。	
頻度	定事検 停止時	
担当	運転評価GM	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
2. 原子炉水位異常低（レベル1）	93.6 cm以上**8 (圧力容器等レベルより)	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03 MPa[Lgage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する**9。 チャネル校正を実施する**10。 論理回路機能を確認する**11。	計測制御GM 運転評価GM	<p>・女川では、自動減圧系作動阻止要素は、L2、中性子束高、手動の要素で構成しているため、おそれる項目を記載。</p>
3. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高**12	0.94 MPa[Lgage]**8	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03 MPa[Lgage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する**9。 チャネル校正を実施する**10。 論理回路機能を確認する**11。	当直長	
4. 始動タイム	10分以下	チャネル校正を実施する**10。 論理回路機能を確認する**11。	計測制御GM 運転評価GM 電気機器GM	
5. 自動減圧系起動阻止スイッチ	—	論理回路機能を確認する**11。	運転評価GM	
要素	設定値	項目	頻度	担当
1. <u>自動減圧系作動阻止機能</u>	二	機能を確認する**4。	定事検 停止時	計測制御課長
2. 原子炉水位異常低（L2）	1.216 cm以上 (圧力容器等レベルより)	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する**5。 チャネル校正を実施する**6。 論理回路機能を確認する**7。	1ヶ月に 1回 定事検 停止時 定事検 停止時	発電課長 計測制御課長 計測制御課長
3. 中性子束高	10%以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する**5。 チャネル校正を実施する**6。 論理回路機能を確認する**7。	1ヶ月に 1回 定事検 停止時	発電課長 計測制御課長 計測制御課長
4. 手動	二	論理回路機能を確認する**7。	定事検 停止時	計測制御課長

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

女川2号炉床	差異理由																																	
<p>柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）</p> <p>※7：機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することを行う。</p> <p>※8：代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）に使用する設定値に適用する。</p> <p>※9：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャネルの指示値と有意な差異がないことを確認することを行う。なお、トリップ状態にあるチャネルについては、該当しない。</p> <p>※10：チャネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することを行う。</p> <p>※11：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生（自動減圧系の起動阻止スイッチについては、信号の阻止）することにより、その機能の健全性を確認することを行う。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したと見なすことができる。</p> <p>※12：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとは見なさない。</p>	<p>※4：「機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することを行う。</p> <p>※5：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャネルの指示値と有意な差異がないことを確認することを行う。なお、トリップ状態にあるチャネルについては、該当しない。</p> <p>※6：「チャネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することを行う。</p> <p>※7：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することを行う。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p>																																	
<p>(3) 要求される措置</p>	<p>(3) 要求される措置</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替自動減圧機能論理回路</td> <td>A. 動作可能であるべき所要数又はチャネル数を満たさない場合</td> <td>A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備^{*13}が動作可能であることを確認する^{*14}。 及び A2. 当直長は、当該所要数又はチャネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位異常低（レベル1）</td> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、原子炉圧力を1.03 MPa[gage]未満にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>3. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高</td> <td>A. 動作可能であるべき所要数を満足できない場合</td> <td>A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備^{*15}が動作可能であることを確認する^{*14}。 及び A2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td>4. 始動タイム</td> <td></td> <td></td> <td>6時間</td> </tr> <tr> <td>5. 自動減圧系の起動阻止スイッチ</td> <td></td> <td></td> <td>30日間</td> </tr> </tbody> </table>	要素	条件	要求される措置	完了時間	1. 代替自動減圧機能論理回路	A. 動作可能であるべき所要数又はチャネル数を満たさない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 ^{*13} が動作可能であることを確認する ^{*14} 。 及び A2. 当直長は、当該所要数又はチャネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間	2. 原子炉水位異常低（レベル1）	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、原子炉圧力を1.03 MPa[gage]未満にする。	24時間	3. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高	A. 動作可能であるべき所要数を満足できない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 ^{*15} が動作可能であることを確認する ^{*14} 。 及び A2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	36時間	4. 始動タイム			6時間	5. 自動減圧系の起動阻止スイッチ			30日間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能であるべきチャネル数を満足できない場合</td> <td>A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備^{*8}が動作可能であることを確認する^{*9}。 および A2. 発電課長は、当該チャネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>30日間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能であるべきチャネル数を満足できない場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 ^{*8} が動作可能であることを確認する ^{*9} 。 および A2. 発電課長は、当該チャネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間			30日間
要素	条件	要求される措置	完了時間																															
1. 代替自動減圧機能論理回路	A. 動作可能であるべき所要数又はチャネル数を満たさない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 ^{*13} が動作可能であることを確認する ^{*14} 。 及び A2. 当直長は、当該所要数又はチャネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間																															
2. 原子炉水位異常低（レベル1）	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、原子炉圧力を1.03 MPa[gage]未満にする。	24時間																															
3. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高	A. 動作可能であるべき所要数を満足できない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 ^{*15} が動作可能であることを確認する ^{*14} 。 及び A2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	36時間																															
4. 始動タイム			6時間																															
5. 自動減圧系の起動阻止スイッチ			30日間																															
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 動作可能であるべきチャネル数を満足できない場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 ^{*8} が動作可能であることを確認する ^{*9} 。 および A2. 発電課長は、当該チャネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間																																
		30日間																																

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
<p>B. 条件Aで要求される措置を完了する時間内に達成できない場合</p> <p>B1. 当直長は、高温停止にする。及び</p> <p>B2. 当直長は、原子炉圧力を1.03 MPa_[gage]未満にする。</p> <p>※13：主蒸気逃がし安全弁による手動減圧が可能であることをいう。</p> <p>※15：A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。</p> <p>※14：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>24時間</p> <p>36時間</p>	<p>B. 条件Aで要求される措置を完了する時間内に達成できない場合</p> <p>B1. 発電機長は、高温停止にする。</p> <p>※8：A TWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。</p> <p>※9：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>24時間</p>	<p>高温停止では、制御棒が挿入のため、A TWS緩和機能が不要であることから、要求される措置は高温停止までとする。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
表6-6-2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	表6-6-2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
6-6-2-1	高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）	6-6-2-1	高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
高圧代替注水系 (中央制御室からの遠隔起動)	高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3	高圧代替注水系 (中央制御室からの遠隔起動)	高圧代替注水系が動作可能であること※1※2※3
適用される 原子炉の状態	高圧代替注水系ポンプ	適用される 原子炉の状態	高圧代替注水系ポンプ
運転 起 動 高温停止 (原子炉圧力が 1.03MPa[gage]以上 の場合)	復水貯蔵槽	運 転 起 動 高温停止 (原子炉圧力が 1.04MPa[gage]以上かつ 原子炉起動時に実施する 運転確認終了後)	復水貯蔵タンク
	可搬型代替交流電源設備		可搬型代替交流電源設備
	可搬型直流電源設備		可搬型代替直流電源設備
	常設代替交流電源設備		常設代替交流電源設備
	常設代替直流電源設備		常設代替直流電源設備
	常設代替直流電源設備		所内常設蓄電式直流電源設備
	所要数		所要数
	1台		1台
	※4		※4
	※5		※5
	※6		※6
	※7		※7
	※8		※8

※1：必要な弁及び配管を含む。
 ※2：原子炉隔離時冷却系起動準備及び原子炉隔離時冷却系運転中は、高圧代替注水系を動作不能とはみなさない。
 ※3：当該系統が動作不能時は、「第39条 非常用炉心冷却系その1」の運転上の制限も確認する。
 ※4：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。
 ※5：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※6：「66-12-5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※7：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※8：「66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※1：必要な弁および配管を含む。
 ※2：原子炉隔離時冷却系起動準備および原子炉隔離時冷却系運転中は、高圧代替注水系を動作不能とはみなさない。
 ※3：当該系統が動作不能時は、「第41条 原子炉隔離時冷却系」の運転上の制限も確認する。
 ※4：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。
 ※5：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※6：「66-12-5 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※7：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※8：「66-12-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※9：「66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
(2) 確認事項		(2) 確認事項	
項目	頻度	項目	頻度
1. 高圧代替注水系ポンプが動作可能であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	待機状態となる前に1回	1. 中央制御室の操作スイッチにより、R C I C 蒸気供給ライン分離弁が閉することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の 原子炉起動前に1回
2. 高圧代替注水系における注入弁が開ること及び原子炉隔離時冷却系過熱時蒸気止め弁が動作可能（中操全閉）であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	待機状態となる前に1回	2. 原子炉圧力が1.04MPa [gage]相当 ^{※10} において、高圧代替注水系ポンプの流量が90.8m ³ /hで、揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて78m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	定事検停止後の 原子炉起動中に1回
3. 原子炉圧力が1.03MPa [gage]以上において、高圧代替注水系ポンプの流量が図6-6-2-1に定める領域内にあることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	定事検停止後の 原子炉起動中に1回	3. 原子炉圧力が1.04MPa [gage]相当 ^{※10} において、中央制御室の操作スイッチにより、HPAC注入弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の 原子炉起動中に1回
4. 高圧代替注水系における注入弁が開ることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の 原子炉起動中に1回	4. 原子炉圧力が1.04MPa [gage]以上において、高圧代替注水系ポンプの流量が90.8m ³ /hで、揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて66m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回
5. 原子炉圧力が1.03MPa [gage]以上において、高圧代替注水系ポンプの流量が図6-6-2-1に定める領域内にあることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回	5. 原子炉圧力が1.04MPa [gage]以上において、中央制御室の操作スイッチにより、HPAC注入弁が開ることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回
6. 原子炉圧力が1.03MPa [gage]以上において、高圧代替注水系における注入弁が開ることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回		

※10：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。

差異理由

- 女川ではR C I Cと同様に原子炉圧力が1.04MPa相当で待機前の確認を実施。
- 女川ではR C I Cと同様に定事検停止後の原子炉起動前に確認。
- 女川ではR C I Cと同様に流量と揚程にてポンプの性能を確認。
- 女川ではR C I Cと同様に流量と揚程にてポンプの性能を確認。

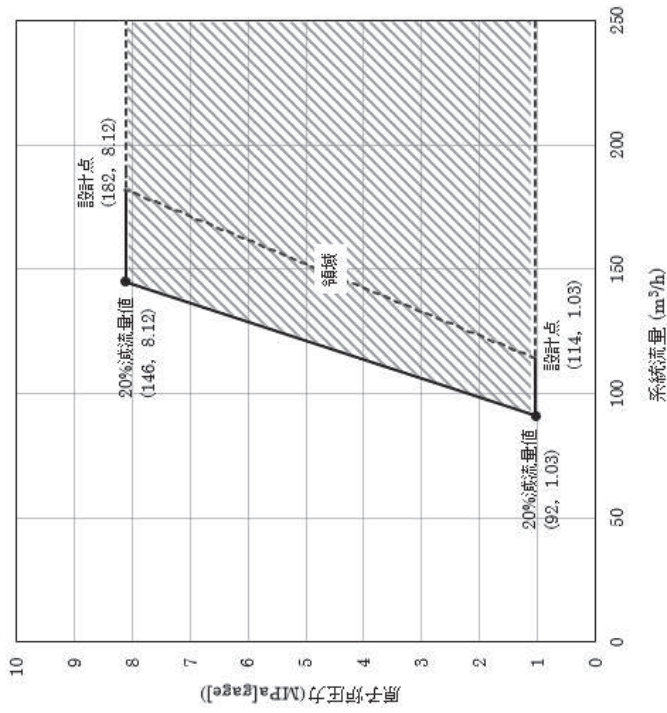
赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧案文からの変更箇所

保安規定比較表

女川2号炉案

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

図6-2-1



差異理由

- ・女川ではR C I Cと同様に流量と揚程にてポンプの性能を確認するため図は不要。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由	
(3) 要求される措置					
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間
A. 高圧代替注水系が動作不能の場合	A1. 当直長は、高圧炉心注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他設備※9が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	3日間	A. 高圧代替注水系が動作不能の場合	A1. 発電課長は、高圧炉心注水系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他設備※11が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備※12が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	3日間
B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	B1. 当直長は、高圧炉心注水系1系列及び非常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 及び B2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに	B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B1. 発電課長は、高圧炉心注水系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他設備※11が動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 及び C2. 当直長は、原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間
※9：残りの高圧炉心注水系1系列及び高圧炉心注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10：原子炉隔離時冷却系をいう。					
※11：高圧炉心注水系の非常用ディーゼル発電機をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※12：原子炉隔離時冷却系をいう。					
・女川ではBWR保安規定基本方針に従い、γ設備の確認のためAOTは3日とする。					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

66-2-2 高圧代替注水系統及び原子炉隔離時冷却系（現場起動）		66-2-2 高圧代替注水系統および原子炉隔離時冷却系（現場起動）		差異理由	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		TS-25 66-2-2 高圧代替注水系統および原子炉隔離時冷却系（現場起動）	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		高圧代替注水系統および原子炉隔離時冷却系（現場起動）	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
高圧代替注水系統及び原子炉隔離時冷却系（現場起動）	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、高圧代替注水系統又は原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動できること※1	高圧代替注水系統および原子炉隔離時冷却系（現場起動）	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、高圧代替注水系統または原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動できること※1	高圧代替注水系統および原子炉隔離時冷却系（現場起動）	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、高圧代替注水系統または原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動できること※1
※1：必要な電動弁の手動操作レバー及びハンドルの操作により現場起動できることをいう。		※1：必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルの操作により現場起動できることをいう。		※1：必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルの操作により現場起動できることをいう。	
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項	
項目	頻度	項目	頻度	項目	頻度
1. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、高圧代替注水系統を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバー及びハンドルの取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回	1. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、高圧代替注水系統を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルの取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回	1. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルの取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバー及びハンドルの取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルの取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバーおよびハンドルの取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回
※1：至近の記録等により確認できることをいう。		※1：至近の記録等により確認できることをいう。		※1：至近の記録等により確認できることをいう。	
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		(3) 要求される措置	
条件	要求される措置	条件	要求される措置	条件	要求される措置
A. 高圧代替注水系統及び原子炉隔離時冷却系が現場操作により起動できない場合	A1. 当直長は、高圧代替注水系統が動作可能であることを確認する※2。 及び A2. 当直長は、高圧代替注水系統又は原子炉隔離時冷却系が中央制御室からの遠隔操作により起動できることを確認する※2。 及び A3. 当直長は、高圧代替注水系統又は原子炉隔離時冷却系が現場起動できる状態に復旧する。	A. 高圧代替注水系統および原子炉隔離時冷却系が現場操作により起動できない場合	A1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系が動作可能であることを確認する※2。 および A2. 発電課長は、高圧代替注水系統または原子炉隔離時冷却系が中央制御室からの遠隔操作により起動できることを確認する※2。 および A3. 発電課長は、高圧代替注水系統または原子炉隔離時冷却系が現場起動できる状態に復旧する。	A. 高圧代替注水系統および原子炉隔離時冷却系が現場操作により起動できない場合	A1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系が動作可能であることを確認する※2。 および A2. 発電課長は、高圧代替注水系統または原子炉隔離時冷却系が中央制御室からの遠隔操作により起動できることを確認する※2。 および A3. 発電課長は、高圧代替注水系統または原子炉隔離時冷却系が現場起動できる状態に復旧する。
B. 条件Aで要求される措置を完了する間に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。	B. 条件Aで要求される措置を完了する間に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。	B. 条件Aで要求される措置を完了する間に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。
※2：至近の記録等により確認できることをいう。		※2：至近の記録等により確認できることをいう。		※2：至近の記録等により確認できることをいう。	
完了時間	速やかに	完了時間	速やかに	完了時間	速やかに
3日間	3日間	3日間	3日間	3日間	3日間
3日間	3日間	3日間	3日間	3日間	3日間
24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
36時間	36時間	36時間	36時間	36時間	36時間

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

66-2-3 ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）		66-2-3 ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）		66-2-3 ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）		66-2-3 ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		女川2号炉案		女川2号炉案	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）	ほう酸水注入系が動作可能であること※1※2	ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）	ほう酸水注入系が動作可能であること※1※2	ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）	ほう酸水注入系が動作可能であること※1※2	ほう酸水注入系（重大事故等対処設備）	ほう酸水注入系が動作可能であること※1※2
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備
運転	ほう酸水注入系ポンプ	ほう酸水注入系ポンプ	ほう酸水注入系ポンプ	ほう酸水注入系ポンプ	ほう酸水注入系ポンプ	ほう酸水注入系ポンプ	ほう酸水注入系ポンプ
起動	ほう酸水注入系貯蔵タンク	ほう酸水注入系貯蔵タンク	ほう酸水注入系貯蔵タンク	ほう酸水注入系貯蔵タンク	ほう酸水注入系貯蔵タンク	ほう酸水注入系貯蔵タンク	ほう酸水注入系貯蔵タンク
高温停止	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備
	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備
※1：必要な弁及び配管を含む。		※1：必要な弁および配管を含む。		※1：必要な弁および配管を含む。		※1：必要な弁および配管を含む。	
※2：当該系統が動作不能時は、「第24条 ほう酸水注入系」の運転上の制限も確認する。		※2：当該系統が動作不能時は、「第24条 ほう酸水注入系」の運転上の制限も確認する。		※2：当該系統が動作不能時は、「第24条 ほう酸水注入系」の運転上の制限も確認する。		※2：当該系統が動作不能時は、「第24条 ほう酸水注入系」の運転上の制限も確認する。	
※3：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※3：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※3：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※3：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	
※4：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※4：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※4：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※4：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項	
項目	頻度	項目	頻度	項目	頻度	項目	頻度
1. 定事検停止時に、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が8.4MPa[gage]以上であることを確認する。	定事検停止時	1. 定事検停止時に、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が□MPa[gage]以上であることを確認する。	定事検停止時	1. 定事検停止時に、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が□MPa[gage]以上であることを確認する。	定事検停止時	1. 定事検停止時に、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が□MPa[gage]以上であることを確認する。	定事検停止時
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、ほう酸水貯蔵タンクの液位及び高温停止において、ほう酸水貯蔵タンクの温度が図24-1、2の範囲内であることを確認する。	毎日1回	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系貯蔵タンクの水位および温度が図24-1、2の範囲内であることを確認する。	毎日1回	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系貯蔵タンクの水位および温度が図24-1、2の範囲内であることを確認する。	毎日1回	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系貯蔵タンクの水位および温度が図24-1、2の範囲内であることを確認する。	毎日1回
3. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が8.4MPa[gage]以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態であることを確認する。	1ヶ月に1回	3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が□MPa[gage]以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態であることを確認する。	1ヶ月に1回	3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が□MPa[gage]以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態であることを確認する。	1ヶ月に1回	3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が□MPa[gage]以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態であることを確認する。	1ヶ月に1回
	当直長		当直長		当直長		当直長
	運転評価GM		運転評価GM		発電課長		発電課長
					発電課長		発電課長

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置				
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置
A. ほう酸水貯蔵タンクの液位及び温度が図24-1、2の範囲内でない場合	A 1. 当直長は、ほう酸水貯蔵タンクの液位及び温度を図24-1、2の範囲内に復旧する。	3日間	A1. 発電課長は、ほう酸水貯蔵タンクの液位および温度を図24-1、2の範囲内に復旧する。	3日間
B. ほう酸水注入系が動作不能の場合	B 1. 1. 当直長は、原子炉隔離時冷却系を起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。 又は B 1. 2. 当直長は、高圧炉心注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} が動作可能であることを確認する。 及び B 2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 8時間	B1.1. 発電課長は、高圧炉心注水系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 または B1.2. 発電課長は、原子炉隔離時冷却系を起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。 <u>および</u> B2. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 8時間
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 及び C 2. 当直長は、低温停止にする。	24時間 36時間	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 <u>および</u> C1. 発電課長は、高温停止にする。 <u>および</u> C2. 発電課長は、低温停止にする。	24時間 36時間
<p>※6：残りの高圧炉心注水系1系列及び高圧炉心注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合。</p> <p>※6：原子炉圧力が1.0AMPa[gage]以上の場合。</p>				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

表6-6-3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備		表6-6-3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
66-3-1 代替自動減圧機能		66-3-1 代替自動減圧機能	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
代替自動減圧機能	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること	代替自動減圧機能	代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1
適用される原子炉の状態	動作可能であるべき所要数・チャンネル数（論理毎） 1系※3	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎） 2チャンネル※3
運転起動高温停止（原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上の場合）	原子炉水位異常低（レベル1）※2 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※2 自動減圧系の起動阻止スイッチ	運転起動高温停止（原子炉圧力が0.77MPa [gage]以上の場合）	原子炉水位異常低（L1）※2 原子炉水位低（L3）※2 低圧炉心スプレイスポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2 自動減圧系作動阻止機能
※1：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び既不動作が見られた場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。	※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および既不動作が見られた場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。	※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測および制御設備」の運転上の制限も確認する。	※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測および制御設備」の運転上の制限も確認する。
※3：1系とは、A系又はB系の代替自動減圧機能論理回路をいう。	※3：1系とは、A系又はB系の代替自動減圧機能論理回路をいう。	※3：A系論理は低圧炉心スプレイス系および残留熱除去系A系の各1チャンネルをいい、B系論理は残留熱除去系B系および残留熱除去系C系の2チャンネルをいう。	※3：A系論理は低圧炉心スプレイス系および残留熱除去系A系の各1チャンネルをいい、B系論理は残留熱除去系B系および残留熱除去系C系の2チャンネルをいう。
※4：片系3チャンネルのうち2チャンネルをいう。	※4：片系3チャンネルのうち2チャンネルをいう。	※4：「66-1-1-3 ATWS 緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）」において運転上の制限等を定める。	※4：「66-1-1-3 ATWS 緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）」において運転上の制限等を定める。
※5：片系3チャンネルのうち1チャンネルをいう。	※5：片系3チャンネルのうち1チャンネルをいう。		
※6：1系とは、A系及びB系の自動減圧系の起動阻止スイッチをいう。	※6：1系とは、A系及びB系の自動減圧系の起動阻止スイッチをいう。		

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案				差異理由	
(2) 確認事項				(2) 確認事項					
要素	設定値	項目	頻度	担当	要素	設定値	項目	頻度	担当
1. 代替自動減圧機能	—	機能を確保する ^{*7} 。	定事検 停止時 1ヶ月に 1回	運転評価GM	1. 代替自動減圧機能	二	機能を確保する ^{*5} 。	定事検 停止時	計測制御課長
2. 原子炉水位異常低（レベル1）	936cm以上 ^{*8} (圧力容器警レベルより)	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する ^{*9} 。 チャンネル校正を実施する ^{*10} 。 論理回路機能を確保する ^{*11} 。	定事検 停止時 定事検 停止時	計測制御GM 運転評価GM	2. 原子炉水位異常低（L1）	947cm以上 ^{*6} (圧力容器警レベルより)	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する ^{*7} 。 チャンネル校正を実施する ^{*8} 。 論理回路機能を確保する ^{*9} 。	定事検 停止時 定事検 停止時	計測制御課長 発電課長 計測制御課長 計測制御課長
3. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高 ^{*12}	0.94MPa[gage] ^{*8}	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する ^{*9} 。 チャンネル校正を実施する ^{*10} 。	1ヶ月に 1回	当直長	3. 原子炉水位低（L3）	1,344cm以上 ^{*6} (圧力容器警レベルより)	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する ^{*7} 。 チャンネル校正を実施する ^{*8} 。 論理回路機能を確保する ^{*9} 。	定事検 停止時 定事検 停止時	発電課長 計測制御課長 計測制御課長
					4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高	0.98MPa[gage] ^{*6} ^{*10}	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する ^{*7} 。 チャンネル校正を実施する ^{*8} 。 論理回路機能を確保する ^{*9} 。	1ヶ月に 1回	発電課長 計測制御課長 計測制御課長
					5. 残留熱除去系ポンプ出口圧力高	0.69MPa[gage] ^{*6} ^{*10}	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する ^{*7} 。 チャンネル校正を実施する ^{*8} 。	1ヶ月に 1回	発電課長 計測制御課長

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案			
要素	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	差異理由
1. 代替自動減圧機能論理回路 2. 原子炉水位異常低（レベル1） 3. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高 4. 始動タイム	動作可能であるべき所要数又はチャンネル数を満足できない場合及び A2. 当直長は、当該所要数又はチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故対処設備 ^{*13} が動作可能であることを確認する ^{*14} 。 及び A2. 当直長は、当該所要数又はチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	論理回路機能を確認する ^{*11} 。 チャンネル校正を実施する ^{*10} 。 10分以下	論理回路機能を確認する ^{*9} 。 チャンネル校正を実施する ^{*8} 。 10分以下 論理回路機能を確認する ^{*9} 。	計測制御課長 計測制御課長 計測制御課長	女川では既存条文27条（計測制御および制御回路）と同様に論理回路機能も確認する。
5. 自動減圧系の起動阻止スイッチ	—	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故対処設備 ^{*15} が動作可能であることを確認する ^{*14} 。 及び A2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	—	—	—	
7. 機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。 8. 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）に使用する設定値に適用する。 9. 「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャンネルの指示値については、該当しない。 10. チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することという。 11. 論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生（自動減圧系の起動阻止スイッチについては、信号の阻止）することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したと見なすことができる。 12. 動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとは見なさない。	—	—	—	—	—		
(3) 要求される措置	要素 条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
1. 代替自動減圧機能論理回路 2. 原子炉水位異常低（レベル1） 3. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高 4. 始動タイム	A. 動作可能であるべき所要数又はチャンネル数を満足できない場合 及び A2. 当直長は、当該所要数又はチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故対処設備 ^{*13} が動作可能であることを確認する ^{*14} 。 および A2. 発電課長は、当該所要数またはチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 及び B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故対処設備 ^{*13} が動作可能であることを確認する ^{*14} 。 および A2. 発電課長は、当該所要数またはチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、原子炉圧力を0.77MPa[gage]未満にする。	6時間 30日間 24時間 36時間	
5. 自動減圧系の起動阻止スイッチ	A. 動作可能であるべき所要数を確認できない場合 及び A2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故対処設備 ^{*15} が動作可能であることを確認する ^{*14} 。 及び A2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	—	—	—	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	差異理由
<p>B. 条件Aで要求される措置を完了する間に達成できない場合</p>	<p>能な状態に復旧する。</p> <p>B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、原子炉圧力を1.03 MPa_[gage]未満にする。</p>	<p>24時間</p> <p>36時間</p>	
<p>※13：主蒸気逃がし安全弁による手動減圧が可能であることをいう。</p> <p>※14：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>※15：A.TWS緩和設備（代替制御転入機能）をいう。</p>			
<p>※11：主蒸気逃がし安全弁による手動減圧が可能であることをいう。</p> <p>※12：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>			

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置				
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置
A. 動作可能な主蒸気逃がし安全弁が所要数を満たしていない場合	<p>A 1. 当直長は、<u>高圧炉心注水系2系列</u>について動作可能であることを確認する。 及び</p> <p>A 2. 当直長は、原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。 及び</p> <p>A 3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに 速やかに 10日間	A1. 発電課長は、 <u>高圧炉心スプレイ系</u> について動作可能であることを確認する。 および	速やかに 速やかに 10日間
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能付き）2個以上が動作不能の場合	<p>B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び</p> <p>B 2. 当直長は、低温停止にする。</p>	24時間 36時間	B1. 発電課長は、 <u>高温停止にする。</u> および B2. 発電課長は、 <u>低温停止にする。</u>	24時間 36時間

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由																																																									
<p>(2) 確認事項</p> <p>1. 可搬型直流電源設備による減圧系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、AM用切替装置（SRV）が使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が131V以上であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>計測制御GM</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、逃がし安全弁用可搬型蓄電池が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 高圧窒素ガス供給系A系及びB系の供給圧力の設定値が1.13MPa[gage]以上に設定できていることを確認するとともに、非常用窒素ガス供給弁、常用・非常用窒素ガス連絡弁及び非常用窒素ガス供給止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>原子炉GM</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高圧窒素ガスボンベの外観点検及び規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、AM用切替装置（SRV）が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	当直長	項目	頻度	担当	1. 逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が131V以上であることを確認する。	定事検停止時	計測制御GM	2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、逃がし安全弁用可搬型蓄電池が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長	項目	頻度	担当	1. 高圧窒素ガス供給系A系及びB系の供給圧力の設定値が1.13MPa[gage]以上に設定できていることを確認するとともに、非常用窒素ガス供給弁、常用・非常用窒素ガス連絡弁及び非常用窒素ガス供給止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	原子炉GM	2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高圧窒素ガスボンベの外観点検及び規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	<p>(2) 確認事項</p> <p>1. 可搬型代替直流電源設備による機能回復</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、1. 2.5V直流電源切替器が使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が136V以上であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>計測制御課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 高圧窒素ガス供給系（非常用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 高圧窒素ガス供給系A系およびB系の供給圧力の設定値が1.13MPa[gage]以上に設定できていることを確認するとともに、HPIN常用非常用窒素ガス連絡弁（A）、HPIN非常用非常用窒素ガス連絡弁（B）、HPIN非常用非常用窒素ガス入口弁（A）およびHPIN非常用非常用窒素ガス入口弁（B）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧窒素ガスボンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 代替高圧窒素ガス供給系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替高圧窒素ガス供給系の供給圧力の設定値が1.13MPa[gage]以上に設定できていることを確認するとともに、代替HPIN第一隔離弁および代替HPIN窒素排気出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧窒素ガスボンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、1. 2.5V直流電源切替器が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	項目	頻度	担当	1. 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が136V以上であることを確認する。	定事検停止時	計測制御課長	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	項目	頻度	担当	1. 高圧窒素ガス供給系A系およびB系の供給圧力の設定値が1.13MPa[gage]以上に設定できていることを確認するとともに、HPIN常用非常用窒素ガス連絡弁（A）、HPIN非常用非常用窒素ガス連絡弁（B）、HPIN非常用非常用窒素ガス入口弁（A）およびHPIN非常用非常用窒素ガス入口弁（B）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧窒素ガスボンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	項目	頻度	担当	1. 代替高圧窒素ガス供給系の供給圧力の設定値が1.13MPa[gage]以上に設定できていることを確認するとともに、代替HPIN第一隔離弁および代替HPIN窒素排気出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧窒素ガスボンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	<p>・女川では、代替高圧窒素ガス供給系の確認事項を記載している。</p>
項目	頻度	担当																																																									
1. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、AM用切替装置（SRV）が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	当直長																																																									
項目	頻度	担当																																																									
1. 逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が131V以上であることを確認する。	定事検停止時	計測制御GM																																																									
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、逃がし安全弁用可搬型蓄電池が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長																																																									
項目	頻度	担当																																																									
1. 高圧窒素ガス供給系A系及びB系の供給圧力の設定値が1.13MPa[gage]以上に設定できていることを確認するとともに、非常用窒素ガス供給弁、常用・非常用窒素ガス連絡弁及び非常用窒素ガス供給止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	原子炉GM																																																									
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高圧窒素ガスボンベの外観点検及び規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																																																									
項目	頻度	担当																																																									
1. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、1. 2.5V直流電源切替器が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																																									
項目	頻度	担当																																																									
1. 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が136V以上であることを確認する。	定事検停止時	計測制御課長																																																									
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																																									
項目	頻度	担当																																																									
1. 高圧窒素ガス供給系A系およびB系の供給圧力の設定値が1.13MPa[gage]以上に設定できていることを確認するとともに、HPIN常用非常用窒素ガス連絡弁（A）、HPIN非常用非常用窒素ガス連絡弁（B）、HPIN非常用非常用窒素ガス入口弁（A）およびHPIN非常用非常用窒素ガス入口弁（B）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長																																																									
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧窒素ガスボンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																																									
項目	頻度	担当																																																									
1. 代替高圧窒素ガス供給系の供給圧力の設定値が1.13MPa[gage]以上に設定できていることを確認するとともに、代替HPIN第一隔離弁および代替HPIN窒素排気出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長																																																									
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧窒素ガスボンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																																									

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
条件	要求される措置	条件	要求される措置	完了時間
A. 可搬型直流電源設備による減圧系が動作不能の場合及び 逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系が動作不能の場合	A1. 当直長は、直流電源A系及びB系が動作可能であることを確認する。 及び A2. 1. 当直長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 又は A2. 2. 当直長は、当該機能を補充する自主対策設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	A. 可搬型代替直流電源設備による機能回復ができない場合 および 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復ができない場合	A1. 発電課長は、直流電源A系およびB系が動作可能であることを確認する。 および A2. 1. 発電課長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 または A2. 2. 防災課長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 3日間 3日間
B. 高圧窒素ガス供給系による動作不能の場合	B1. 当直長は、アキムレータの圧力が健全であることを確認する ^{※6} 。 及び B2. 1. 当直長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 又は B2. 2. 当直長は、当該機能を補充する自主対策設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 及び B3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	B. 高圧窒素ガス供給系（非常用）が動作不能の場合 または 代替高圧窒素ガス供給系が動作不能の場合	および A3. 1. 発電課長は、可搬型代替直流電源設備による機能回復が可能な状態に復旧する。 または A3. 2. 防災課長は、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復が可能な状態に復旧する。 B1. 発電課長は、アキムレータの圧力が健全であることを確認する ^{※9} 。 および B2. 発電課長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	速やかに 3日間 3日間 10日間 10日間
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 及び C2. 当直長は、冷温停止にする。	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	および C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間

※8：代替品の補充等をいう。

※9：代替逃がし安全駆動装置による減圧をいう。

※6：高圧窒素ガス供給圧力が「第3.9条 非常用炉心冷却系その1」に定める値であることを確認する。

※7：高圧窒素ガス供給圧力が「第3.9条 非常用炉心冷却系その1」に定める値であることを確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

相崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
表66-4	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	表66-4	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	TS-25 66-4-1 1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）
66-4-1	低圧代替注水系（常設）	66-4-1	低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）	
(1) 運転上の制限				
項目		運転上の制限		
低圧代替注水系（常設）		低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作可能であること※1※2		
適用される原子炉の状態	設備	設備	所要数	
運転 起 動 高 温 停 止	復水移送ポンプ※4	復水移送ポンプ※4	2台	
	復水貯蔵槽	復水貯蔵タンク	※6	
	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	※7	
	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	※8	
	代替所内電気設備	所内常設蓄電式直交流電源設備	※9	
低温停止	燃料交換※3	代替所内電気設備	※10	
低温停止	燃料交換※3	復水移送ポンプ※5	1台	
燃料交換※3	可搬型代替交流電源設備	復水貯蔵タンク	※6	
	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	※7	
	代替所内電気設備	常設代替交流電源設備	※8	
		所内常設蓄電式直交流電源設備	※9	
		代替所内電気設備	※10	

※1：必要な弁及び配管を含む。
 ※2：低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）の注水ラインは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「66-4-3 低圧代替注水系（可搬型）」、「66-5-5 代替循環冷却系」の1、「第39条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条の運転上の制限も確認する。
 ※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。
 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合
 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合
 ※4：復水移送ポンプは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）」および「66-7-1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条の運転上の制限も確認する。
 ※5：当該設備が動作不能時は、「第40条 非常用炉心冷却系その2」の運転上の制限も確認する。
 ※6：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。
 ※7：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※8：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

・女川は復水移送ポンプと代替循環冷却ポンプを個別に設置しており、設備を兼ねていない。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

相崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>※9：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p>	<p>※9：「66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※10：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p>	
<p>項目</p>	<p>項目</p>	<p>担当</p>
<p>1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が\squarem以上、流量が\squarem³/h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が\squarem³/h以上、復水移送ポンプ1台で流量が\squarem³/h以上確保可能であることを確認する。</p>	<p>1. 復水移送ポンプ1台運転にて流量が\squarem³/h以上で、揚程が\squarem以上および復水移送ポンプ2台で流量が\squarem³/h以上で、揚程が\squarem以上であることを確認する。</p>	<p>定事検停止時</p> <p>原子炉G/M</p> <p>発電課長</p>
<p>2. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>2. CRD復水入口弁、T/B 緊急時隔離弁、R/B B I F 緊急時隔離弁、R/B I F 緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>定事検停止時</p> <p>発電課長</p>
<p>3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であること、冷温停止及び燃料交換※10においては、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する※11。</p>	<p>3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であること、冷温停止および燃料交換※10においては、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する※12。</p>	<p>1ヶ月に1回</p> <p>当直長</p>
<p>4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※10において、低圧注水系A系及びB系における注入隔離弁及び洗浄弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※10において、RHR A系(B系) L P C I 注入隔離弁、RHR ヘッドスプレイレイン洗浄流量調整弁、RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁、MUWCサンプリング取出止め弁およびF P M U Wポンプ吸込弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>1ヶ月に1回</p> <p>発電課長</p>
<p>※10：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	<p>※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	
<p>※11：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	<p>※12：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転・起動・高温停止	A. 低圧代替注水系（常設）が動作不能の場合	A 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※1.2とともに、その他の設備※1.3が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※1.4が動作可能であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間	
	B. 低圧注水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	B 1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する※1.2とともに、その他の設備※1.5が動作可能であることを確認する。 及び B 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※1.4が動作可能であることを確認する。 及び B 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間	
	C. 条件A又はBで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 及び C 2. 当直長は、低温停止にする。	24時間 36時間	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転・起動・高温停止	A. 低圧代替注水系（常設）が動作不能の場合	A1. 発電課長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※13とともに、その他の設備※14が動作可能であることを確認する。 および A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※15が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間	
	B. 低圧注水系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B1. 発電課長は、低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイス系を起動し、動作可能であることを確認する※13とともに、その他の設備※16が動作可能であることを確認する。 および B2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※15が動作可能であることを確認する。 および B3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間	
	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、低温停止にする。	24時間 36時間	
				<ul style="list-style-type: none"> 機能喪失を想定するD B設備の相違

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
冷温停止燃料交換※16	A. 低圧代替注水系（常設）が動作不能の場合又は、低圧注水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※12とともに、その他の設備※17が動作可能であることを確認する。	速やかに	
冷温停止燃料交換※17	A. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作不能の場合または、低圧注水系と共用する配管または弁が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長および防災課長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※13とともに、その他の設備※18が動作可能であることを確認する。	速やかに	
<p>※12：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※13：残り低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※14：高圧炉心注水系をいう。 ※15：低圧注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※16：原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (1) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合 ※17：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系（可搬型）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※18：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機および低圧代替注水系（可搬型）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>				<p>・機能喪失を想定するDB設備の相違 ・重大事故等対処設備と同等の機能を有する重大事故等対処設備の相違</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） （なし） 以下、参考用	女川2号炉案																																												
表66-4 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 66-4-1 低圧代替注水系（常設）	表66-4 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 66-4-2 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）																																												
(1) 運転上の制限 項目 低圧代替注水系（常設）	(1) 運転上の制限 項目 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）が動作可能であること※1※2																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止</td> <td>復水移送ポンプ※4</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵槽</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※8</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">冷温停止 燃料交換※3</td> <td>復水移送ポンプ※5</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵槽</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替所内電気設備</td> <td>※9</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	復水移送ポンプ※4	2台	復水貯蔵槽	※6	可搬型代替交流電源設備	※7	常設代替交流電源設備	※8	代替所内電気設備	※9	冷温停止 燃料交換※3	復水移送ポンプ※5	1台	復水貯蔵槽	※6	可搬型代替交流電源設備	※7		常設代替交流電源設備	※8		代替所内電気設備	※9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起動 高温停止</td> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>所内常設置電式直流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>常設代替直流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	直流駆動低圧注水系ポンプ	1台	復水貯蔵タンク	※3	可搬型代替交流電源設備	※4	常設代替交流電源設備	※5	所内常設置電式直流電源設備	※6		常設代替直流電源設備	※7
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																											
運転 起動 高温停止	復水移送ポンプ※4	2台																																											
	復水貯蔵槽	※6																																											
	可搬型代替交流電源設備	※7																																											
	常設代替交流電源設備	※8																																											
	代替所内電気設備	※9																																											
冷温停止 燃料交換※3	復水移送ポンプ※5	1台																																											
	復水貯蔵槽	※6																																											
	可搬型代替交流電源設備	※7																																											
	常設代替交流電源設備	※8																																											
	代替所内電気設備	※9																																											
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																											
運転 起動 高温停止	直流駆動低圧注水系ポンプ	1台																																											
	復水貯蔵タンク	※3																																											
	可搬型代替交流電源設備	※4																																											
	常設代替交流電源設備	※5																																											
	所内常設置電式直流電源設備	※6																																											
	常設代替直流電源設備	※7																																											
※1：必要な弁及び配管を含む。 ※2：低圧代替注水系（常設）の注水ラインは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「66-4-2 低圧代替注水系（可搬型）」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「第39条 非常用炉心冷却系その1」、「第40条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条の運転上の制限も確認する。 ※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合	※1：必要な弁および配管を含む。 ※2：直流駆動低圧注水系ポンプの注水ラインは、「66-4-2 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）」、「第39条 非常用炉心冷却系その1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条の運転上の制限も確認する。																																												
※4：復水移送ポンプは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「66-7-1 格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条の運転上の制限も確認する。 ※5：当該設備が動作不能時は、「第40条 非常用炉心冷却系その2」の運転上の制限も確認する。 ※6：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。 ※7：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※3：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。																																												
差異理由 女川固有の設備 TS-25 66-4-1 2 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）	プラント運転中に想定される重大事故等（IBP）に対し、対応するために設置する目的としていることから、高温停止までをLCO適用期間とする。（TS-80）																																												

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

<p>赤崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）</p> <p>※8：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※9：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>女川2号炉案</p> <p>※5：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※7：「66-12-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>差異理由</p>
<p>(2) 確認事項</p>	<p>(2) 確認事項</p>	
<p>項目</p> <p>1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が□m以上、流量が□m³/h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が□m³/h以上、復水移送ポンプ1台で流量が□m³/h以上確保可能であることを確認する。</p>	<p>項目</p> <p>1. 直流駆動低圧注水系ポンプの流量が□m³/h以上で、揚程が□m以上であることを確認する。</p>	<p>頻度</p> <p>定事検停止時</p> <p>担当</p> <p>原子炉GM</p>
<p>2. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、直流駆動低圧注水系ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p>	<p>頻度</p> <p>定事検停止時</p> <p>担当</p> <p>当直長</p>
<p>3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であること、冷温停止及び燃料交換※10においては、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する※11。</p>	<p>2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、直流駆動低圧注水系ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p>	<p>頻度</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>担当</p> <p>当直長</p>
<p>4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※10において、低圧注水系A系及びB系における注入隔離弁及び洗浄弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、DCL Iポンプ吸込弁、DCL I 注入流量調整弁、HPCS注入隔離弁およびFPMUWポンプ吸込弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>頻度</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>担当</p> <p>当直長</p>
<p>※10：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合</p> <p>※11：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	<p>4. HP C S 注入隔離弁の現場操作に必要な手動操作レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。</p>	<p>頻度</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>担当</p> <p>発電課長</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置				
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 低圧代替注水系（常設）が動作不能の場合	A1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{*12} とともに、その他設備 ^{*13} が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*14} が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	
	B. 低圧注水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	B1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{*12} とともに、その他設備 ^{*15} が動作可能であることを確認する。 及び B2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*14} が動作可能であることを確認する。 及び B3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	
	C. 条件A又はBで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 及び C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）が動作不能の場合	A1. 発電課長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{*8} とともに、その他設備 ^{*9} が動作可能であることを確認する。 および A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*10} が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	
	B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

相崎刈羽 7 号炉 (令和 2 年 1 1 月 9 日施行)		女川 2 号炉案	
適用される 原子炉 の状態	A. 低圧代替注水系（常設）が動作不能の場合 又は 低圧注水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	要求される措置 A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、第 4 0 条で要求される非常用炉心冷却系 1 系列を起動し、動作可能であることを確認する*12 とともに、その他の設備*17 が動作可能であることを確認する。	完了時間 速やかに 速やかに
<p>※12：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※13：残りの低圧注水系 2 系列及び非常用ディーゼル発電機 3 台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※14：高圧炉心注水系をいう。</p> <p>※15：低圧注水系に接続する非常用ディーゼル発電機 2 台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※16：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合</p> <p>※17：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系（可搬型）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>			
<p>※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※9：残りの低圧注水系 2 系列および低圧炉心スプレイス系ならびに非常用ディーゼル発電機 2 台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※10：低圧代替注水系（可搬型）をいう（時間短縮の補完措置を含む。）。</p>			
			差異理由

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
66-4-2 低圧代替注水系（可搬型）	低圧代替注水系（可搬型）	66-4-3 低圧代替注水系（可搬型）	低圧代替注水系（可搬型）	TS-25 66-4-1 3 低圧代替注水系（可搬型）
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備	
運転	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	運転	大容量送水ポンプ（タイプ1）	※4
起動	燃料補給設備	起動	燃料補給設備	※5
高温停止	可搬型代替交流電源設備	高温停止	可搬型代替交流電源設備	※6
冷温停止	常設代替交流電源設備	冷温停止	常設代替交流電源設備	※7
燃料交換※3	代替所内電気設備	燃料交換※3	代替所内電気設備	※8
※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口及び遠隔手動弁操作設備を含む）ができることをいう。 ※2：低圧代替注水系（可搬型）の注水ラインは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「66-4-2 低圧代替注水系（可搬型）」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「第3.9条 非常用炉心冷却系その1」、「第4.0条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 ※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 ※4：「66-19-1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※7：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※8：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。		※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む）ができることをいう。 ※2：低圧代替注水系（可搬型）の注水ラインは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）」（復水移送ポンプ）」、「66-4-3 低圧代替注水系（可搬型）」、「66-5-5 代替循環冷却系」。「第3.9条 非常用炉心冷却系その1」、「第4.0条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 ※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 ※4：「66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプ1）」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※7：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※8：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。		・女川では、遠隔手動弁操作設備をSA設備としていない。
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	頻度	項目	頻度	担当
(項目なし)	—	(項目なし)	—	—

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転起動高温停止	A. 低圧代替注水系（可搬型）が動作不能の場合	<p>A1. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する^{**9}とともに、その他の設備^{**10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故対処設備^{**11}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A1. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>A2. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する^{**9}とともに、その他の設備^{**10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備^{**12}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>30日間</p> <p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>10日間</p>	
運転起動高温停止	A. 低圧代替注水系（可搬型）が動作不能の場合	<p>A1. 発電課長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する^{**9}とともに、その他の設備^{**10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故対処設備^{**11}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>30日間</p>	<p>・女川では、D設備を設定しないため、要求される措置の書き分けは不要。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	B. 低圧注水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	B 1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その設備 ^{※13} が動作可能であることを確認する。 及び B 2. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 又は B 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。 及び B 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 3日間 10日間	<ul style="list-style-type: none"> 機能喪失を想定するD B設備の相違 女川では、D設備を設定しないため、要求される措置の書き分けは不要。
冷温停止 燃料交換 ^{※14}	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 A. 低圧代替注水系（可搬型）が動作不能の場合 又は 低圧注水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 及び C 2. 当直長は、冷温停止にする。 A 1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 ^{※15} が動作可能であることを確認する。	24時間 36時間 速やかに 速やかに	<ul style="list-style-type: none"> 機能喪失を想定するD B設備の相違 重大事故等対処設備と同等の機能を有する重大事故等対処設備の相違

※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
 ※10：残りの低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイスならびに非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※11：低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）をいう。
 ※12：低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイスならびに非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※13：燃料交換^{※14}

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>※12：消火系による低圧注水をいう。</p> <p>※13：低圧注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※14：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合</p> <p>※15：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系（常設）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※12：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※13：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合</p> <p>※14：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機および低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>・女川では、D設備を設定していない。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

表 6 6 - 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備		表 6 6 - 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	
6 6 - 5 - 1 格納容器圧力逃がし装置		6 6 - 5 - 1 原子炉格納容器フィルタベント系	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
格納容器圧力逃がし装置	格納容器圧力逃がし装置が動作可能であること※1※2	原子炉格納容器フィルタベント系	原子炉格納容器フィルタベント系が動作可能であること※1※2
適用される原子炉の状態	運転 起動 高温停止	適用される原子炉の状態	原子炉の状態
設備	フィルタ装置 よう素フィルタ ラブチャージャー 遠隔空気駆動弁操作ポンプ スクラバ水pH制御設備 ドレン移送ポンプ ドレンタンク フィルタ装置出口放射線モニタ フィルタ装置水素濃度 可搬型窒素供給装置 可搬型代替注水ポンプ（A-2級） 可搬型代替交流電源設備 可搬型直流電源設備 常設代替交流電源設備 常設代替直流電源設備 代替所内電気設備	設備	フィルタ装置 フィルタ装置出口側圧力開放板 フィルタ装置出口放射線モニタ フィルタ装置出口水素濃度 可搬型窒素ガス供給装置 大容量送水ポンプ（タイプ1） 可搬型代替直流電源設備 常設代替直流電源設備 所内常設蓄電式直流電源設備 燃料補給設備
所要数	1個 2個 2個 2本※3 1式 1台 1基 ※4 ※4 ※5 ※6 ※7 ※8 ※9 ※10 ※11	所要数	3個 1個 ※3 ※3 ※4 ※5 ※6 ※7 ※8 ※9
※1：必要な弁（遠隔手動弁操作設備含む）及び配管を含む。 ※2：原子炉の起動時にドライウエル点検を実施する場合は、ドライウエル点検後の原子炉の状態が起動になるまでの期間は運転上の制限を適用しない。 ※3：「6 6 - 5 - 2 耐圧強化ベント系」の遠隔空気駆動弁操作ポンプを兼ねる。 ※4：「6 6 - 1 3 - 1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。 ※5：「6 6 - 5 - 3 可搬型窒素供給装置」において運転上の制限等を定める。 ※6：「6 6 - 1 9 - 1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。		※1：必要な弁（遠隔手動弁操作設備含む）および配管を含む。 ※2：次の（1）または（2）の期間は運転上の制限を適用しない。 （1）原子炉の起動時にドライウエル点検を実施する場合であって、ドライウエル点検後の原子炉の状態が運転となるまでの期間 （2）原子炉の停止時にドライウエル点検を実施する場合であって、制御棒全挿入後の原子炉の状態が高温停止の期間 ※3：「6 6 - 1 3 - 1 主要パラメータおよび代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。 ※4：「6 6 - 5 - 3 可搬型窒素ガス供給装置」において運転上の制限等を定める。 ※5：「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプ1）」において運転上の制限等を定める。	
女川2号炉案 女川では、よう素フィルタはファイリタ装置に含まれる。 女川では、遠隔空気駆動弁操作ポンプ、スクラバ水pH制御設備、ドレン移送ポンプ、ドレンタンクはSA設備としていない。		女川では、よう素フィルタはファイリタ装置に含まれる。 女川では、遠隔空気駆動弁操作ポンプ、スクラバ水pH制御設備、ドレン移送ポンプ、ドレンタンクはSA設備としていない。	
保安規定第 48 条（格納容器の酸素濃度）に合わせて LCO 適用期間を設定 女川では遠隔空気駆動弁操作ポンプは使用しない。		保安規定第 48 条（格納容器の酸素濃度）に合わせて LCO 適用期間を設定 女川では遠隔空気駆動弁操作ポンプは使用しない。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	頻度	項目	頻度	担当
※7：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※8：「66-12-5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※9：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※10：「66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※11：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。	当直長	※6：「66-12-5 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※7：「66-12-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※8：「66-12-3 所内蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※9：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	発電課長	
1. よう素フィルタの性能を確認する。	定事検停止時	1. フィルタ装置の性能を確認する。	定事検停止時	原子炉課長
2. フィルタ装置の性能を確認する。	定事検停止時	2. フィルタ装置のスクラバ水の濃度が \square wt%以上であり、pHが \square 以上であることを確認する。	定事検停止時の原子炉起動前に1回	原子炉課長
3. フィルタ装置のスクラバ水の濃度が \square wt%以上であり、pHが \square 以上であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	3. ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、FCVSSベントライン隔離弁(A)、FCVSSベントライン隔離弁(B)、S/Cベント用出口隔離弁、D/Wベント用出口隔離弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長
5. 必要な電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	4. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器圧力逃がし装置が使用可能であることを確認する。また、系統が窒素置換されていることを系統圧力が保持されていることにより確認する。	1ヶ月に1回	当直長
7. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器圧力逃がし装置が使用可能であることを確認する。また、系統が窒素置換されていることを系統圧力が保持されていることにより確認する。	1ヶ月に1回	5. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、フィルタ装置のスクラバ水位が \square mm以上および \square mm以下であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長
8. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、フィルタ装置のスクラバ水位が500mm以上及び200mm以下であることを確認する。	1ヶ月に1回			
4. ドレン移送ポンプの流量が9.1m ³ /h、揚程が14.3m以上であることを確認する。	定事検停止時			原子炉GM
6. スクラバ水pH制御装置の性能を確認する。	定事検停止時			原子炉GM
9. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、遠隔空気駆動弁操作用ポンプが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			当直長
10. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、スクラバ水pH制御装置が動作可能であることを確認する。また、水酸化ナトリウム水溶液の保有量が \square L以上であることを確認する。	3ヶ月に1回			モバイル設備管理GM

・女川では、よう素フィルタはフィルタ装置に含まれる。

・女川では、ドレン移送ポンプの流量、スクラバ水pH制御装置の性能、遠隔空気駆動弁操作用ポンプ並びにスクラバ水pH制御装置及び水酸化ナトリウム水溶液の保有量の確認は不要。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
66-5-2	耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系		TS-25 66-5-1 2 耐圧強化ベント系
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
適用される原子炉の状態	耐圧強化ベント系	適用される原子炉の状態	耐圧強化ベント系	
運転	速隔空気駆動弁操作ポンプ※3	運転	可搬型代替交流電源設備	<ul style="list-style-type: none"> ・女川では、速隔空気駆動弁操作作用ポンプ、可搬型窒素供給装置、フィルタ耐圧強化ベント系放射線モニタ 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備
起動	可搬型窒素供給装置	起動	可搬型代替交流電源設備	
高温停止	フィルタ装置水素濃度	高温停止	可搬型代替交流電源設備	
	耐圧強化ベント系放射線モニタ		可搬型代替交流電源設備	
	可搬型代替交流電源設備		可搬型代替交流電源設備	
	可搬型代替交流電源設備		可搬型代替交流電源設備	
	可搬型代替交流電源設備		可搬型代替交流電源設備	
	可搬型代替交流電源設備		可搬型代替交流電源設備	
	可搬型代替交流電源設備		可搬型代替交流電源設備	
	可搬型代替交流電源設備		可搬型代替交流電源設備	
所要数	4本	所要数		
	※4			
	※5			
	※6			
	※7			
	※8			
	※9			
	※10			
※1：必要な弁（速隔手動弁操作設備含む）及び配管を含む。 ※2：当該系統が動作不能時は、格納容器圧力逃がし装置が動作可能であることを確認し、動作可能であれば運転上の制限を満足しているとみなす。 ※3：「66-5-1 格納容器圧力逃がし装置」の速隔空気駆動弁操作作用ポンプを兼ねる。 ※4：「66-5-3 可搬型窒素供給装置」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※7：「66-12-5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※8：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※9：「66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※10：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。		※1：必要な弁（速隔手動弁操作設備含む）および配管を含む。 ※2：当該系統が動作不能時は、原子炉格納容器フィルタベント系が動作可能であることを確認し、動作可能であれば運転上の制限を満足しているとみなす。 ※3：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-12-5 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※7：「66-12-3 所内蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※8：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(2) 確認事項				
(2) 確認事項	項目	頻度	担当	
1. 必要な電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。		定事検停止時	当直長	
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、耐圧強化ベンント系が使用可能であることを確認する。		1ヶ月に1回	当直長	
3. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、遠隔空気駆動弁操作作用ベンンが使用可能であることを確認する。		3ヶ月に1回	当直長	
(2) 確認事項	項目	頻度	担当	
1. 非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁（A）、非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁（B）、ベンント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベンント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、FCVSベンントライン隔離弁（A）、FCVSベンントライン隔離弁（B）、PCV耐圧強化ベンント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベンント用連絡配管止め弁、S/Cベンント用出口隔離弁、D/Wベンント用出口隔離弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。		定事検停止時	発電課長	
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、耐圧強化ベンント系が使用可能であることを確認する。		1ヶ月に1回	発電課長	

・女川では遠隔空気駆動弁操作作用ベンンの確認は不要。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置				
条件	要求される措置	要求される措置	完了時間	
A. 耐圧強化ベント系が動作不能の場合※11	<p>A 1. 当直長は、残留熱除去系2系列を起動し、動作可能であることを確認する※12とともに、その他の設備※13が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※14が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、代替措置※15を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A 4. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>A1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※10とともに、その他の設備※11が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>10日間</p>	
B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	<p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、低温停止にする。</p>	<p>B1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B2. 発電課長は、低温停止にする。</p>	<p>24時間</p> <p>36時間</p>	
<p>※11：耐圧強化ベント系が動作不能の場合でも、格納容器圧力速がし装置が動作可能であれば運転上の制限を満足しているとみなす。</p> <p>※12：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※13：残りの残留熱除去系1系列、非常用ディーゼル発電機3台、原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※14：残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※15：代替品の補充等をいう。</p>				
<p>※9：耐圧強化ベント系が動作不能の場合でも、原子炉格納容器フィルタメント系が動作可能であれば運転上の制限を満足しているとみなす。</p> <p>※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※11：非常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>				
<p>•女川では、C設備およびD設備がないためAOTは3日間とする。</p>				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

66-5-3 可搬型窒素ガス供給装置		66-5-3 可搬型窒素ガス供給装置		66-5-3 可搬型窒素ガス供給装置		TS-25 66-5-3 可搬型窒素ガス供給装置	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		女川2号炉案		女川2号炉案	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
可搬型窒素供給装置	可搬型窒素供給装置が動作可能であること※1	可搬型窒素供給装置	可搬型窒素ガス供給装置	可搬型窒素ガス供給装置	可搬型窒素ガス供給装置が動作可能であること※1	可搬型窒素ガス供給装置	可搬型窒素ガス供給装置
適用される原子炉の状態		適用される原子炉の状態		適用される原子炉の状態		適用される原子炉の状態	
運転起動高温停止	可搬型窒素供給装置	運転起動高温停止	可搬型窒素供給装置	可搬型窒素ガス供給装置 常設代替交流電源設備 燃料補給設備	1台 ※2 ※3	可搬型窒素ガス供給装置 常設代替交流電源設備 燃料補給設備	1台 ※2 ※3
※1：必要な弁及び配管を含む。		※1：必要な弁および配管を含む。		※1：必要な弁および配管を含む。		※1：必要な弁および配管を含む。	
※2：「66-12-1 常設代替交流電源設備」にて運転上の制限等を定める。		※2：「66-12-1 常設代替交流電源設備」にて運転上の制限等を定める。		※2：「66-12-1 常設代替交流電源設備」にて運転上の制限等を定める。		※2：「66-12-1 常設代替交流電源設備」にて運転上の制限等を定める。	
※3：「66-12-7 燃料補給設備」にて運転上の制限等を定める。		※3：「66-12-7 燃料補給設備」にて運転上の制限等を定める。		※3：「66-12-7 燃料補給設備」にて運転上の制限等を定める。		※3：「66-12-7 燃料補給設備」にて運転上の制限等を定める。	
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項	
1. 可搬型窒素供給装置の吐出圧力が0.5MPa、流量が70Nm ³ /h（窒素純度99%以上※2にて）であることを確認する。	項目 可搬型窒素供給装置の吐出圧力が0.5MPa、流量が70Nm ³ /h（窒素純度99%以上※2にて）であることを確認する。	項目 可搬型窒素ガス供給装置の吐出圧力が0.5MPa、流量が70Nm ³ /h（窒素純度99%以上※2にて）であることを確認する。	項目 可搬型窒素ガス供給装置の吐出圧力が0.5MPa、流量が70Nm ³ /h（窒素純度99%以上※2にて）であることを確認する。	項目 可搬型窒素ガス供給装置の吐出圧力が0.5MPa、流量が70Nm ³ /h（窒素純度99%以上※2にて）であることを確認する。	項目 可搬型窒素ガス供給装置の吐出圧力が0.5MPa、流量が70Nm ³ /h（窒素純度99%以上※2にて）であることを確認する。	項目 可搬型窒素ガス供給装置の吐出圧力が0.5MPa、流量が70Nm ³ /h（窒素純度99%以上※2にて）であることを確認する。	項目 可搬型窒素ガス供給装置の吐出圧力が0.5MPa、流量が70Nm ³ /h（窒素純度99%以上※2にて）であることを確認する。
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、可搬型窒素供給装置が動作可能であることを確認する。	頻度 定事検停止時 3ヶ月に1回	頻度 定事検停止時 3ヶ月に1回	頻度 定事検停止時 3ヶ月に1回	頻度 定事検停止時 3ヶ月に1回	頻度 定事検停止時 3ヶ月に1回	頻度 定事検停止時 3ヶ月に1回	頻度 定事検停止時 3ヶ月に1回
担当 モバイル設備管理GM	担当 原子炉GM	担当 モバイル設備管理GM	担当 原子炉GM	担当 モバイル設備管理GM	担当 原子炉GM	担当 モバイル設備管理GM	担当 原子炉GM
3. ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、FCVSベントライオン隔離弁(A)、FCVSベントライオン隔離弁(B)、S/Cベント用出口隔離弁、D/Wベント用出口隔離弁、D/W補給用窒素ガス供給ライン第一隔離弁およびS/C側PSA窒素供給ライン第一隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。		3. ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、FCVSベントライオン隔離弁(A)、FCVSベントライオン隔離弁(B)、S/Cベント用出口隔離弁、D/Wベント用出口隔離弁、D/W補給用窒素ガス供給ライン第一隔離弁およびS/C側PSA窒素供給ライン第一隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。		3. ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、FCVSベントライオン隔離弁(A)、FCVSベントライオン隔離弁(B)、S/Cベント用出口隔離弁、D/Wベント用出口隔離弁、D/W補給用窒素ガス供給ライン第一隔離弁およびS/C側PSA窒素供給ライン第一隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。		3. ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、FCVSベントライオン隔離弁(A)、FCVSベントライオン隔離弁(B)、S/Cベント用出口隔離弁、D/Wベント用出口隔離弁、D/W補給用窒素ガス供給ライン第一隔離弁およびS/C側PSA窒素供給ライン第一隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	
発電課長		発電課長		発電課長		発電課長	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
<p>※2：酸素濃度1%未満であることをもって確認する。</p>				
<p>(3) 要求される措置</p>				
条件	要求される措置	条件	要求される措置	完了時間
A. 可搬型窒素供給装置が動作不能の場合	<p>A 1. 当直長は、残留熱除去系2系列を起動し、動作可能であることを確認する※3とともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>及び</p> <p>A 4. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p>	A. 可搬型窒素ガス供給装置が動作不能の場合	<p>A1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※5とともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、可燃性ガス濃度制御系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※7が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 防災課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>および</p> <p>A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>B1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p>	3日間 10日間 24時間 36時間
<p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※4：残りの残留熱除去系1系列、非常用ディーゼル発電機3台、原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：代替品の補充等をいう。</p>				
<p>※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※6：非常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※8：代替品の補充等をいう。</p>				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

66-5-4 代替原子炉補機冷却系		66-5-4 原子炉補機代替冷却水系		差異理由	
項 目		運転上の制限		TS-25 66-5-4 原子炉補機代替冷却水系	
(1) 運転上の制限		運転上の制限		4 原子炉補機代替冷却水系	
適用される原子炉の状態	代替原子炉補機冷却系	代替原子炉補機冷却系 2 系列*1 が動作可能であること**2**3	原子炉補機代替冷却水系	原子炉補機代替冷却水系	
運転	大容量送水車（熱交換器ユニット用）	1 台 × 2**4	大容量送水ポンプ（タイプ1）	・女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）は66-19-1でLCOを定めている。	
起動	熱交換器ユニット	1 式 × 2**4**5	熱交換器ユニット	・女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）は66-19-1でLCOを定めている。	
高温停止	可搬型代替交流電源設備	※6	常設代替交流電源設備	・女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）は66-19-1でLCOを定めている。	
低温停止	常設代替交流電源設備	※7	常設代替交流電源設備	・女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）は66-19-1でLCOを定めている。	
燃料交換	燃料補給設備	※8	燃料補給設備	・女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）は66-19-1でLCOを定めている。	
※1：1 系列とは、大容量送水車（熱交換器ユニット用）1 台、熱交換器ユニット 1 式及びヒョースをいう。		※1：1 系列とは、熱交換器ユニット 1 台およびヒョースをいう。		・女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）は66-19-1でLCOを定めている。	
※2：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための原子炉補機冷却系の A 系及び B 系のループ配管、残留熱除去系熱交換器、サージタンク、主要配管上の手動弁、電動弁および接続口を含む。		※2：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための原子炉補機冷却水系**5**の A 系および B 系のループ配管、残留熱除去系熱交換器、サージタンク、主要配管上の手動弁、電動弁および接続口を含む。		・女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）は66-19-1でLCOを定めている。	
なお、動作可能であるべき原子炉補機冷却系（接続口含む）は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止においては、A 系及び B 系の計 2 系列、原子炉の状態が低温停止及び燃料交換においては、A 系又は B 系どちらか 1 系列とする。		なお、動作可能であるべき原子炉補機冷却系（接続口含む）は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止においては、A 系および B 系の計 2 系列、原子炉の状態が低温停止および燃料交換においては、A 系または B 系どちらか 1 系列とする。		・女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）は66-19-1でLCOを定めている。	
※4：大容量送水車（熱交換器ユニット用）及び熱交換器ユニットは、荒浜側及び大浜側に 1 セットずつ分散配置されていること。		※4：大容量送水車（熱交換器ユニット用）及び熱交換器ユニットは、荒浜側及び大浜側に 1 セットずつ分散配置されていること。		・女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）は66-19-1でLCOを定めている。	
※5：代替原子炉補機冷却系ポンプを含む。		※5：代替原子炉補機冷却系ポンプを含む。		・女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）は66-19-1でLCOを定めている。	
※6：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※6：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		・女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）は66-19-1でLCOを定めている。	
※7：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※7：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		・女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）は66-19-1でLCOを定めている。	
※8：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。		※8：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。		・女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）は66-19-1でLCOを定めている。	
※3：原子炉補機冷却系の B 系の冷却ラインは、「66-5-5 代替循環冷却系」と兼ねる。		※3：原子炉補機冷却系の A 系の冷却ラインは、「66-5-5 代替循環冷却系」と兼ねる。		・女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）は66-19-1でLCOを定めている。	
動作不能時は、運転上の制限も確認する。		動作不能時は、運転上の制限も確認する。		・女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）は66-19-1でLCOを定めている。	
また、当該系統が動作不能時は、「第 5 2 条 残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系」及び「第 5 3 条 非常用ディーゼル発電設備冷却系」の運転上の制限も確認する。		また、当該系統が動作不能時は、「第 5 2 条 残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系」及び「第 5 3 条 非常用ディーゼル発電設備冷却系」の運転上の制限も確認する。		・女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）は66-19-1でLCOを定めている。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(2) 確認事項				
(2) 確認事項	項目	頻度	担当	
1. 熱交換器ユニット (P27-D2000, D3000, D4000) の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 流量が $650 \text{ m}^3/\text{h}$ 以上で揚程が 6.5 m 以上。 流量が $680 \text{ m}^3/\text{h}$ 以上で揚程が 5.6 m 以上。 流量が $700 \text{ m}^3/\text{h}$ 以上で揚程が 5.3 m 以上。 	2年に1回	原子炉GM		
2. 熱交換器ユニット (P27-D1000, D5000) の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 流量が $\square \text{ m}^3/\text{h}$ 以上で揚程が $\square \text{ m}$ 以上。 流量が $\square \text{ m}^3/\text{h}$ 以上で揚程が $\square \text{ m}$ 以上。 流量が $\square \text{ m}^3/\text{h}$ 以上で揚程が $\square \text{ m}$ 以上。 	2年に1回	原子炉GM	原子炉課長	
3. 大容量送水車（熱交換器ユニット用）の流量が $\square \text{ m}^3/\text{h}$ 以上で吐出圧力が $\square \text{ MPa}$ 以上であることを確認する。	1年に1回	原子炉GM		・女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）は66-19-1で確認事項を定めている。
4. 原子炉補機冷却水系における常用冷却水供給側分離弁及び常用冷却水戻り側分離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長		
5. 大容量送水車（熱交換器ユニット用）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM		・女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）は66-19-1で確認事項を定めている。
6. 熱交換器ユニットが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM		
7. 原子炉補機冷却水系における残留熱除去系熱交換器冷却水止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	当直長		
(2) 確認事項	項目	頻度	担当	
1. 熱交換器ユニットの淡水ポンプの流量および揚程が以下を満足していることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 流量が $\square \text{ m}^3/\text{h}$ 以上で揚程が $\square \text{ m}$ 以上。 	2年に1回		原子炉課長	
2. RCW常用冷却水供給側分離弁 (A)、RCW常用冷却水供給側分離弁 (B)、RCW常用冷却水戻り側分離弁 (A)、RCW常用冷却水戻り側分離弁 (B)、RCW代替冷却水不要負荷分離弁 (A)、およびRCW代替冷却水不要負荷分離弁 (B) が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時		発電課長	
3. 熱交換器ユニットが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回		防災課長	
4. RHR熱交換器 (A) 冷却水出口弁、RHR熱交換器 (B) 冷却水出口弁、PC熱交換器 (A) 冷却水出口弁およびPC熱交換器 (B) 冷却水出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回		発電課長	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転起動高温停止	A. 動作可能な代替原子炉補機冷却系が2系列未満1系列以上の場合	A 1. 当直長は、残りの代替原子炉補機冷却系が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、原子炉補機冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{**9} とともに、その他の設備 ^{**10} が動作可能であることを確認する。 及び A 3. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{**11} が動作可能であることを確認する。 又は A 3. 2. 当直長は、代替措置 ^{**12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A 4. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 10日間 10日間 30日間	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転起動高温停止	A. 動作可能な代替原子炉補機冷却系が2系列未満1系列以上の場合	A1. 防災課長は、残りの原子炉補機代替冷却水系が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、原子炉補機冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{**9} とともに、その他の設備 ^{**10} が動作可能であることを確認する。 および A3. 1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{**11} が動作可能であることを確認する。 または A3. 2. 防災課長は、代替措置 ^{**12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A4. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 10日間 10日間 30日間	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転起動高温停止	B. 動作可能な代替原子炉補機冷却系が1系列未満の場合	B 1. 当直長は、原子炉補機冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{**9} とともに、その他の設備 ^{**10} が動作可能であることを確認する。 及び B 2. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{**11} が動作可能であることを確認する。 又は B 2. 2. 当直長は、代替措置 ^{**12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 3日間 10日間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

相崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される 原子炉 の状 態	適用される 原子炉 の状 態	条 件	要求される措置	完了時間
冷温停止 燃料交換	冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な原 子炉補機代替 冷却水系が2 系未満の場合 また は 原子炉補機冷却 水系と共用す る配管または 弁が動作不能 の場合	A1. 発電課長または防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A2. 1. 防災課長は、当該機能を補充する自主対策設備 ^{*11} が動作可能なことを確認する。 または A2. 2. 防災課長は、代替措置 ^{*12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに
冷温停止 燃料交換	冷温停止 燃料交換	E. 条件A, B, C またはDで要 求される措置 を完了時間内 に達成できな い場合	E1. 発電課長は、高温停止にする。 および E2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間
冷温停止 燃料交換	冷温停止 燃料交換	D. 原子炉補機冷 却水系のB系 と共用する配 管又は弁が動 作不能の場合	D1. 発電課長は、原子炉補機冷却水系A系を起動し、動作可能なことを確認する。 および D2. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間
冷温停止 燃料交換	冷温停止 燃料交換	C. 原子炉補機冷 却水系のA系 と共用する配 管又は弁が動 作不能の場合	C1. 発電課長は、代替循環冷却系を動作不能とみなす。 および C2. 発電課長は、原子炉補機冷却水系B系を起動し、動作可能なことを確認する。 および C3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間
冷温停止 燃料交換	冷温停止 燃料交換	C. 原子炉補機冷 却水系のA系 と共用する配 管又は弁が動 作不能の場合	C. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間
冷温停止 燃料交換	冷温停止 燃料交換	D. 原子炉補機冷 却水系のB系 と共用する配 管又は弁が動 作不能の場合	D1. 当直長は、代替循環冷却系を動作不能とみなす。 及び D2. 当直長は、原子炉補機冷却水系2系列を起動し、動作可能なことを確認する。 および D3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 10日間
冷温停止 燃料交換	冷温停止 燃料交換	E. 条件A, B, C又はDで要 求される措置 を完了時間内 に達成できな い場合	E1. 当直長は、高温停止にする。 及び E2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間
冷温停止 燃料交換	冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な代 替原子炉補機 冷却水系が2系 列未満の場合 又は 原子炉補機冷 却水系と共用 する配管又は 弁が動作不能 の場合	A1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 1. 当直長は、当該機能を補充する自主対策設備 ^{*11} が動作可能なことを確認する。 又は A2. 2. 当直長は、代替措置 ^{*12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※10：残りの原子炉補機冷却水系2系列、原子炉補機冷却海水系3系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※11：大容量送水車（熱交換器ユニット用）又は代替原子炉補機冷却海水ポンプ（移動式変圧器を含む）にて海水直接通水を行う除熱をいう。</p> <p>※12：代替品の補充等。</p> <p>※13：原子炉補機冷却水系に接続する原子炉補機冷却水系2系列及び非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※10：残りの原子炉補機冷却水系1系列、原子炉補機冷却海水系2系列および非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※11：大容量送水ポンプ（タイプI）にて原子炉補機冷却水系の淡水側に海水直接通水を行う除熱をいう。</p> <p>※12：代替品の補充等。</p> <p>※13：原子炉補機冷却水系に接続する原子炉補機冷却水系1系列および非常用ディーゼル発電機1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

66-5-5 代替循環冷却系		女川2号炉案		差異理由	
66-5-5 代替循環冷却系		66-5-5 代替循環冷却系		TS-25 66-5-5 代替循環冷却系	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
代替循環冷却系	代替循環冷却系が動作可能であること*1	代替循環冷却系	代替循環冷却系が動作可能であること*1**2		
適用される原子炉の状態	復水移送ポンプ**2 サブレーション・チェンバ	適用される原子炉の状態	代替循環冷却ポンプ**3 サブレーション・チェンバ	<ul style="list-style-type: none"> 女川では、代替循環冷却系において、ポンプを使用する。 	
運転	可搬型代替交流電源設備	運転	原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）、「66-7-1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「66-7-2 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）」、「66-7-3 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）」、「第39条 非常用炉心冷却系 その1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 女川では、代替循環冷却ポンプの注水ラインを兼ねる設備を記載する。 	
起動	代替原子炉補機冷却系	起動	原子炉補機代替冷却水系		
高温停止	常設代替交流電源設備	高温停止	常設代替交流電源設備		
	代替所内電気設備		代替所内電気設備		
	燃料補給設備		燃料補給設備		
				※1：必要な弁及び配管を含む。 ※2：代替循環冷却系の注水ラインは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「66-4-3 低圧代替注水系（可搬型）」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「66-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）」、「66-6-2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）」、「66-7-1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「66-7-2 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）」、「66-7-3 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）」、「第39条 非常用炉心冷却系 その1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 ※3：代替循環冷却系ポンプは、「66-5-5 代替循環冷却系」および「66-7-2 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 ※4：「第46条 サブレーションポンプの水位」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-5-4 原子炉補機代替冷却水系」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-1 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※7：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※8：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。 ※9：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	頻度	項目	頻度	担当
1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が \square m以上、流量が \square m ³ /h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が \square m ³ /h以上確保可能であることを確認する。	定事検停止時	1. 代替循環冷却ポンプの流量が \square m ³ /h以上で、揚程が \square m以上であることを確認する。	定事検停止時	発電課長
2. 残留熱除去系高圧炉心注水系第一止め弁及び残留熱除去系高圧炉心注水系第二止め弁、下部ドライウエル注水ライン隔離弁及び下部ドライウエル注水流量調節弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	2. RHR、MUWC連絡第一弁およびRHR、MUWC連絡第二弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長
3. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	3. T/B緊急時隔離弁、R/B、B1F緊急時隔離弁およびR/B1F緊急時隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長
4. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する*9。	1ヶ月に1回	4. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、代替循環冷却ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長
5. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、低圧注水系A系及びB系における注入隔離弁及び洗浄水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	5. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、代替循環冷却ポンプパイパス弁、代替循環冷却ポンプ吸込弁、代替循環冷却ポンプ流量調整弁、RHR、A系LPCI注入隔離弁、RHR熱交換器（A）パイパス弁、RHR、A系格納容器スプレイ隔離弁およびRHR、A系格納容器スプレイ流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	発電課長
6. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器スプレイ冷却系B系における洗浄水弁、格納容器冷却ライン隔離弁、格納容器冷却流量調節弁及び圧力抑制室スプレイ注入隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	6. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、RHR、B系LPCI注入隔離弁およびRHR、B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	発電課長

*9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

・女川では、通常運転時においては、代替循環冷却ポンプは待機状態であるため、運転中のポンプの運転状態による確認の記載は不要。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置				
条件	要求される措置	完了時間		
A. 代替循環冷却系が動作不能の場合	A 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※10とともに、その他の設備※11が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに		
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、低温停止にする。	24時間 36時間		
※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※11：起動した格納容器スプレイ冷却系に関連する非常用ディーゼル発電機1台、原子炉補機冷却水系統1系列及び原子炉補機冷却海水系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。				
(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転中 起動 高温停止	A. 代替循環冷却系が動作不能の場合	A1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※10とともに、その他の設備※10が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、低圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 3日間	・女川では、代替循環冷却系は格納容器の除熱に加え、残存溶融炉心の冷却機能もあるため、機能喪失D B設備（γ設備）として注水設備も設定している。
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、低温停止にする。	24時間 36時間	
※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※10：非常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却水系統2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
66-5-6	格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視	格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視設備が動作可能であること	格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視設備が動作可能であること	TS-25 66-5-6 原子炉格納容器内の水素濃度および酸素濃度の監視
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視	格納容器内水素濃度及び酸素濃度監視設備が動作可能であること	原子炉格納容器内の水素濃度および酸素濃度の監視	原子炉格納容器内水素濃度および酸素濃度監視設備が動作可能であること	
適用される原子炉の状態	設 備	適用される原子炉の状態	設 備	所要数
運 転 起 動 高温停止	格納容器内水素濃度 (S A)	運 転 起 動 高温停止	格納容器内水素濃度 (D/W)	※1
	格納容器内水素濃度		格納容器内水素濃度 (S/C)	※1
	格納容器内酸素濃度		格納容器内酸素濃度	※1
	格納容器内酸素濃度		格納容器内酸素濃度	※1
※1：「66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。なお、格納容器内水素濃度は、「第48条 格納容器内の水素濃度」と兼ねる。動作不能時は、運転上の制限も確認する。 ※1：「66-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。なお、格納容器内酸素濃度は、「第48条 格納容器の酸素濃度」と兼ねる。動作不能時は、運転上の制限も確認する。				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

表 6-6-6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備		表 6-6-6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備		差異理由	
6-6-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）		6-6-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）		TS-25 6-6-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）	
(1) 運転上の制限					
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
代替格納容器スプレイ冷却系（常設）	代替格納容器スプレイ冷却系（常設）が動作可能であること※1※2	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が動作可能であること※1※2		
適用される原子炉の状態	設備	設備	所要数		
運転	復水移送ポンプ※3	復水移送ポンプ※3	2台		
起動	復水貯蔵槽	復水貯蔵タンク	※4		
高温停止	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	※5		
	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	※6		
	代替所内電気設備	代替所内電気設備	※7		
		所内常設蓄電式直流電源設備	※8		
※1：必要な弁及び配管を含む。 ※2：代替格納容器スプレイ冷却系（常設）のスプレイラインは、「6-6-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」、「6-6-6-2 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）」、「6-6-5-5 代替循環冷却系」の3つの冷却系を指す。「第3-9条 非常用炉心冷却系その1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 ※3：復水移送ポンプは、「6-6-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「6-6-5-5 代替循環冷却系」及び「6-6-7-1 代替格納容器スプレイ冷却系」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 ※4：「6-6-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。 ※5：「6-6-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※6：「6-6-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※7：「6-6-1-2-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。 ※8：「6-6-1-2-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。					
(2) 確認事項					
項目	項目	頻度	担当		
1. 復水移送ポンプ1台運転時に揚程が□m以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認すること、復水移送ポンプ2台で流量が□m ³ /h以上確保可能であることを確認する。	1. 復水移送ポンプ1台運転時に流量が□m ³ /h以上で、揚程が□m以上であることを確認すること、復水移送ポンプ2台で流量が□m ³ /h以上確保可能であることを確認する。	定事検停止時	発電課長		

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
2. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	当直長	定事検停止時	発電課長	
3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する**。	当直長	1ヶ月に1回	発電課長	
4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、格納容器スプレイレイン冷却系における洗浄水弁、格納容器冷却ライン隔離弁、格納容器冷却流量調節弁及び圧力抑制室スプレイレイン注入隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	当直長	1ヶ月に1回	発電課長	

※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

(3) 要求される措置		(3) 要求される措置	
条件	要求される措置	条件	要求される措置
A. 代替格納容器スプレイレイン冷却系（常設）が動作不能の場合	A1. 当直長は、格納容器スプレイレイン冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する**9とともに、その他設備**10が動作可能であることを確認する。及び A2. 当直長は、当該機能を補充する自主対策設備**11が動作可能であることを確認する。及び A3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	A. 原子炉格納容器代替スプレイレイン冷却系（常設）が動作不能の場合	A1. 発電課長は、格納容器スプレイレイン系列を起動し、動作可能であることを確認する**10とともに、その他の設備**11が動作可能であることを確認する。および A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備**12が動作可能であることを確認する。および A3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。
B. 条件Aで要求される措置を完了する時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	B. 条件Aで要求される措置を完了する時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。および B2. 発電課長は、冷温停止にする。

※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
 ※10：起動した格納容器スプレイレイン冷却系に接続する非常用ディーゼル発電機1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※11：消火系による格納容器スプレイレインをいう。（時間短縮の補充措置含む）

・女川では、γ設備を
 設定しているた
 め、AOTは30
 日としている。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由	
66-6-2	代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）	66-6-2	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）	TS-25 66-6-1 2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）	
(1) 運転上の制限					
項目		項目		運転上の制限	
適用される原子炉の状態	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）	※1※2	
運転	燃料補給設備	運転	大容量送水ポンプ（タイプ1）	※3	
起動	常設代替交流電源設備	起動	燃料補給設備	※4	
高温停止	可搬型代替交流電源設備	高温停止	常設代替交流電源設備	※5	
	代替所内電気設備		可搬型代替交流電源設備	※6	
			代替所内電気設備	※7	
<p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む） 隔手動弁操作設備を含むことができることをいう。</p> <p>※2：代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）のスパレラインは、「66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」、「66-6-2 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「第39条 非常用炉心冷却系その1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：「66-19-1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>					
(2) 確認事項					
項目		項目		頻度	担当
(項目なし)		(項目なし)		—	—

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置				
条件	要求される措置	条件	要求される措置	完了時間
A. 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)が動作不能の場合	<p>A 1. 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他設備※9が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>A 2. 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他設備※9が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>A1. 発電課長は、格納容器スプレイ系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>30日間</p> <p>速やかに</p> <p>3日間</p>	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、低温停止にする。</p>	<p>B1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B2. 発電課長は、低温停止にする。</p>	<p>2.4時間</p> <p>3.6時間</p>	
<p>※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※9：起動した格納容器スプレイ冷却系に接続する非常用ディーゼル発電機をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※10：代替格納容器スプレイ冷却系（常設）をいう。</p> <p>※11：消火系による格納容器スプレイをいう。</p>				
<p>※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※9：起動した格納容器スプレイ系に接続する非常用ディーゼル発電機1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※10：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）をいう。</p>				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

女川2号炉案		女川2号炉案	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
表6-6-7	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	表6-6-7	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備
6-6-7-1	原子炉格納容器下部注水系（常設） <u>（復水移送ポンプ）</u>	6-6-7-1	格納容器下部注水系（常設） <u>（復水移送ポンプ）</u>
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
適用される 原子炉の状態	復水移送ポンプ ^{※3} <u>復水貯蔵タンク</u>	適用される 原子炉の状態	復水移送ポンプ ^{※3} <u>復水貯蔵タンク</u>
運転 起動 高温停止	可搬型代替交流電源設備 常設代替交流電源設備 代替所内電気設備 <u>所内常設蓄電式直流電源設備</u>	運転 起動 高温停止	可搬型代替交流電源設備 常設代替交流電源設備 代替所内電気設備 <u>所内常設蓄電式直流電源設備</u>
所要数	1台 ※4 ※5 ※6 ※7 ※8	所要数	1台 ※4 ※5 ※6 ※7
<p>※1：必要な弁及び配管を含む。</p> <p>※2：格納容器下部注水系（常設）の注水ラインは、「6-6-7-1 格納容器下部注水系（常設）」及び「6-6-5-5 代替循環冷却系」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：復水移送ポンプは、「6-6-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「6-6-5-5 代替循環冷却系」、「6-6-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「6-6-7-1 原子炉格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：「6-6-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「6-6-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「6-6-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「6-6-1-2-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「6-6-1-2-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>		<p>※1：必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2：原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）の注水ラインは、「6-6-5-5 代替循環冷却系」、「6-6-7-1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6-6-2-2 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）」および「6-6-7-3 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：復水移送ポンプは、「6-6-4-1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6-6-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）」および「6-6-7-1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：「6-6-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「6-6-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「6-6-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「6-6-1-2-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「6-6-1-2-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	
<p>TS-25 6-6-7-1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）</p>		<p>TS-25 6-6-7-1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	頻度	項目	頻度	担当
1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が \square m以上、流量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	定事検停止時	1. 復水移送ポンプ1台運転にて流量が \square m ³ /h以上で、揚程が \square m以上であることを確認する。	定事検停止時	発電課長
2. 復水補給水系における下部ドライウエル注水流量調節弁及び下部ドライウエル注水ライン隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	2. C.R.D復水入口弁、T/B緊急時隔離弁、R/B.B.I.F.緊急時隔離弁、R/B.I.F.緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長
3. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する ^{※9} 。	1ヶ月に1回	発電課長
4. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する ^{※8} 。	1ヶ月に1回	4. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、MU.WCサンプリング取出止め弁、F.PMUWポンプ吸込弁、原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁および原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	発電課長

※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由	
(3) 要求される措置					
<p>要件</p> <p>A. 格納容器下部注水系（常設）が動作不能の場合</p> <p>及び</p> <p>A1. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他設備※10が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※11が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A1. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>A2. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他設備※10が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 2. 当直長は、当該機能を補充する自主対策設備※12が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A1. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他設備※11が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※12が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>完了時間</p> <p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>30日間</p> <p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>10日間</p> <p>24時間</p> <p>36時間</p>	<p>要件</p> <p>A. 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作不能の場合</p> <p>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A1. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※10とともに、その他設備※11が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 発電課長または防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※12が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p>	<p>完了時間</p> <p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>30日間</p> <p>24時間</p> <p>36時間</p>
<p>※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※10：残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※11：格納容器下部注水系（可搬型）をい、当該系統に要求される準備時間を満足させるために可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を設置する等の補充措置が完了していることを含む。</p> <p>※12：消火系による格納容器下部注水をいう。</p>					
<p>※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※11：非常用ディーゼル発電機2台をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※12：原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）をいう（時間短縮の補充措置を含む）。</p>					
<p>・女川では、D設備がないため、要求される措置の書き分けは不要。</p>					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） 比較対象設備はないため、参考に以下の設備と比較する。 66-7-1 格納容器下部注水系（常設） (1) 運転上の制限	女川2号炉案 TS-25 66-7-1 2 原子炉格納容器下部注水系（常設） (代替循環冷却ポンプ)																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器下部注水系（常設）</td> <td>格納容器下部注水系（常設）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	格納容器下部注水系（常設）	格納容器下部注水系（常設）が動作可能であること※1※2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器下部注水系（常設）</td> <td>原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器下部注水系（常設）	原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）が動作可能であること※1※2																						
項目	運転上の制限																														
格納容器下部注水系（常設）	格納容器下部注水系（常設）が動作可能であること※1※2																														
項目	運転上の制限																														
原子炉格納容器下部注水系（常設）	原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）が動作可能であること※1※2																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転 起動 高温停止</td> <td>復水移送ポンプ※3</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵槽</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	復水移送ポンプ※3	1台	復水貯蔵槽	※4	可搬型代替交流電源設備	※5	常設代替交流電源設備	※6		代替所内電気設備	※7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転 起動 高温停止</td> <td>代替循環冷却ポンプ※3</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>サブレンジョシエンバ</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機代替冷却水系</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止	代替循環冷却ポンプ※3	1台	サブレンジョシエンバ	※4	原子炉補機代替冷却水系	※5	常設代替交流電源設備	※6		代替所内電気設備	※7
適用される原子炉の状態	設備	所要数																													
運転 起動 高温停止	復水移送ポンプ※3	1台																													
	復水貯蔵槽	※4																													
	可搬型代替交流電源設備	※5																													
	常設代替交流電源設備	※6																													
	代替所内電気設備	※7																													
適用される原子炉の状態	設備	所要数																													
運転 起動 高温停止	代替循環冷却ポンプ※3	1台																													
	サブレンジョシエンバ	※4																													
	原子炉補機代替冷却水系	※5																													
	常設代替交流電源設備	※6																													
	代替所内電気設備	※7																													
<p>※1：必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2：格納容器下部注水系（常設）の注水ラインは、「66-7-1 格納容器下部注水系（常設）」、「66-7-2 格納容器下部注水系（可搬型）」及び「66-5-5 代替循環冷却水系」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：復水移送ポンプは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「66-7-1 格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：「66-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-1-2-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※1：必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2：原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）の注水ラインは、「66-7-1 原子炉格納容器下部注水系（常設）」、「66-7-2 原子炉格納容器下部注水系（常設）」および「66-7-3 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：代替循環冷却ポンプは、「66-5-5 代替循環冷却系」および「66-7-2 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：「第46条 サプレションプールの水位」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-5-4 原子炉補機代替冷却水系」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-1-2-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>																														

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
確認事項	項目	頻度	担当	
(2) 確認事項	項目	頻度	担当	
1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が \square m以上、流量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	原子炉GM	定事検停止時	原子炉GM	
2. 復水補給水系における下部ドライウエル注水流量調節弁及び下部ドライウエル注水ライン隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	当直長	定事検停止時	当直長	
3. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	当直長	定事検停止時	当直長	
4. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する ^{※8} 。	当直長	1ヶ月に1回	当直長	
(2) 確認事項	項目	頻度	担当	
1. 代替循環冷却ポンプ1台運転にて流量が \square m ³ /h以上で、揚程が \square m以上であることを確認する。	発電課長	定事検停止時	発電課長	
2. RHR、MUWC、連絡第一弁、RHR、MUWC、連絡第二弁、T/B、緊急時隔離弁、R/B、B1F、緊急時隔離弁およびR/B、1F、緊急時隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	発電課長	定事検停止時	発電課長	
3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、代替循環冷却ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	発電課長	1ヶ月に1回	発電課長	
4. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、代替循環冷却ポンプバイパス弁、代替循環冷却ポンプ吸入弁、代替循環冷却ポンプ流量調整弁、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁および原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	発電課長	1ヶ月に1回	発電課長	

・女川では、原子炉運転中に動作確認できなくなるため、確認事項に記載する。

※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

・代替循環冷却ポンプは通常運転時待機状態であるため、運転状態により確認する旨の記載は不要。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置				
条件	要求される措置	完了時間	要求される措置	完了時間
A. 格納容器下部注水系（常設）が動作不能の場合	<p>A1. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する^{※9}とともに、その他設備^{※10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※11}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A1. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>A2. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する^{※9}とともに、その他設備^{※10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備^{※12}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに	3日間	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>B1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	24時間 36時間	<p>B1. 発電課長は、高温停止にする。 および</p> <p>B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p>	24時間 36時間
<p>※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※10：残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※11：格納容器下部注水系（可搬型）をい、当該系統に要求される準備時間を満足させるために可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を設置する等の補充措置が完了していることを含む。</p> <p>※12：消火系による格納容器下部注水をいう。</p>				
<p>・女川では、D設備がないため、要求される措置の書き分けは不要。</p> <p>・女川では、C設備として、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）を設定している。</p>				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

66-7-2 格納容器下部注水系統（可搬型）		66-7-3 原子炉格納容器下部注水系統（可搬型）	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
格納容器下部注水系統（可搬型）	格納容器下部注水系統（可搬型）が動作可能であること ※1※2	原子炉格納容器下部注水系統（可搬型）	原子炉格納容器下部注水系統（可搬型）が動作可能であること※1※2
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備
運転	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	大容量送水ポンプ（タイプ1）	※3
起動	燃料補給設備	燃料補給設備	※4
高温停止	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	※5
	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	※6
	代替所内電気設備	代替所内電気設備	※7
※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口及び ひ速隔手動弁操作設備を含む）ができることをいう。 ※2：格納容器下部注水系統（可搬型）の注水ラインは、「66-7-1 格納容器下部注水系統（常設）」、「66-7-2 格納容器下部注水系統（可搬型）」、「66-5-5 代替循環冷却系」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 ※3：「66-19-1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※7：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。		※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む） ができることをいう。 ※2：原子炉格納容器下部注水系統（可搬型）の注水ラインは、「66-5-5 代替循環冷却系」 「66-7-1 原子炉格納容器下部注水系統（常設）（復水移送ポンプ）」、「66-7-2 原子炉格納容器下部注水系統（常設）（代替循環冷却ポンプ）」および「66-7-3 原子炉格納容器下部注水系統（可搬型）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。 ※3：「66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプ1）」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※7：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。	
(2) 確認事項		(2) 確認事項	
項目	頻度	項目	頻度
（項目なし）	—	（項目なし）	—
差異理由		差異理由	
TS-25 66-7-3 原子炉格納容器下部注水系統（可搬型）		TS-25 66-7-3 原子炉格納容器下部注水系統（可搬型）	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
条件	要求される措置	条件	要求される措置	
A. 格納容器下部注水系（可搬型）が動作不能の場合	<p>A1. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 及び A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※10}が動作可能であることを確認する。 及び A1. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 及び A2. 2. 当直長は、当該機能を補充する自主対策設備^{※11}が動作可能であることを確認する。 及び A2. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	A. 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）が動作不能の場合	<p>A1. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する^{※8}とともに、その他の設備^{※9}が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※10}が動作可能であることを確認する。 および A3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	
B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内	<p>B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、低温停止にする。</p>	B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内	<p>B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、低温停止にする。</p>	
				<p>・女川では、D設備を設定しないため、要求される措置の書き分けは不要。</p>
				<p>・女川では、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）もC設備として設定している。</p>
<p>※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※9：残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10：格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）または原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）をいう。 ※11：消火系による格納容器下部注水をいう。</p>		<p>※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※9：非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10：原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）または原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）をいう。</p>		
完了時間	完了時間	完了時間	完了時間	
速やかに	速やかに	速やかに	速やかに	
3日間	3日間	3日間	3日間	
30日間	30日間	30日間	30日間	
速やかに	速やかに	速やかに	速やかに	
3日間	3日間	3日間	3日間	
10日間	10日間	10日間	10日間	
24時間	24時間	24時間	24時間	
36時間	36時間	36時間	36時間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
表6-6-8	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	表6-6-8	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備
6-6-8-1	静的触媒式水素再結合理器	6-6-8-1	静的触媒式水素再結合理器
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
静的触媒式水素再結合理器	静的触媒式水素再結合理器の所要数が動作可能であること	静的触媒式水素再結合理器	静的触媒式水素再結合理器の所要数が動作可能であること
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備
運転起動	静的触媒式水素再結合理器	運転起動	静的触媒式水素再結合理器
高温停止		高温停止	1.9個
低温停止		低温停止	※2
燃料交換 ^{※1}		燃料交換 ^{※1}	
※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合		※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合	
※2：「6-6-1-3-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。		※2：「6-6-1-3-1 主要パラメータおよび代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。	
(2) 確認事項		(2) 確認事項	
項目	頻度	項目	頻度
1. 静的触媒式水素再結合理器が動作可能であることを確認する。	定事検停止時	1. 静的触媒式水素再結合理器が動作可能であることを確認する。	定事検停止時
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換 ^{※3} において、所要数の静的触媒式水素再結合理器が動作可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換 ^{※3} において、所要数の静的触媒式水素再結合理器が動作可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回
※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合		※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合	
所要数	担当	所要数	担当
56個	原子炉GM	1.9個	原子炉課長
※2	当直長	※2	発電課長

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合装置が所要数を満足していない場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{**4} とともに、その他の設備 ^{**5} が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{**6} が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、低温停止にする。	速やかに 3日間 10日間	
低温停止 燃料交換 ^{**7}	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合装置が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{**4} とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する ^{**8} 。 及び A3. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{**6} が動作可能であることを確認する。 及び A4. 当直長は使用済燃料プール水位がオーバフロー水位付近であること及び水温が6.5℃以下であることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	

※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
 ※5：残りの低圧注水系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※6：原子炉建屋トップベントをいう。
 ※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。
 (1) 原子炉水位がオーバフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合
 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合

※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
 ※5：非常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※6：原子炉建屋ベント設備をいう。
 ※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。
 (1) 原子炉水位がオーバフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合
 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>※8：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※8：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
66-8-2	原子炉建屋内の水素濃度監視	66-8-2	原子炉建屋内の水素濃度監視
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋内水素濃度監視設備が動作可能であること	原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋水素濃度監視設備が動作可能であること
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ^{*1}	原子炉建屋水素濃度	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ^{*1}	原子炉建屋内水素濃度
	動作可能であるべき チャンネル数		動作可能であるべき チャンネル数
	8		7
(2) 確認事項		(2) 確認事項	
項目	頻度	項目	頻度
2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	1. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換 ^{*1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換 ^{*2} において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回
※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが開の場合		※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが開の場合	

差異理由

TS-25 66-8-2
 2 原子炉建屋内の水素濃度監視

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

相崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起 高温停止	A. 動作可能な原子炉建屋内水素濃度監視設備がチャンネル数を満足していない場合 又は A1. 1. 当直長は、他チャンネルの原子炉建屋内水素濃度監視設備が動作可能であることを確認する。 又は A1. 2. 当直長は、静的触媒式水素再結合器動作監視装置が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 B. 原子炉建屋燃料取替床の原子炉建屋内水素濃度監視設備3チャンネル動作不能の場合 又は 原子炉建屋内水素濃度監視設備がすべて動作不能の場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 A. 動作可能な原子炉建屋内水素濃度監視設備がチャンネル数を満足していない場合	A1. 1. 当直長は、他チャンネルの原子炉建屋内水素濃度監視設備が動作可能であることを確認する。 又は A1. 2. 当直長は、静的触媒式水素再結合器動作監視装置が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 B. 原子炉建屋燃料取替床の原子炉建屋内水素濃度監視設備2チャンネル動作不能の場合 または 原子炉建屋内水素濃度監視設備がすべて動作不能の場合 C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 A. 動作可能な原子炉建屋内水素濃度監視設備がチャンネル数を満足していない場合	速やかに 速やかに 30日間 速やかに 3日間 24時間 36時間 速やかに	
冷温停止 燃料交換 ^{*2}				
<p>※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>				
<p>※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

表 6 6 - 9 使用済燃料プールの冷却等のための設備	表 6 6 - 9 使用済燃料プールの冷却等のための設備	差異理由
6 6 - 9 - 1 燃料プール代替注水系	6 6 - 9 - 1 燃料プール代替注水系	1 燃料プール代替注水系
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限	
項目	項目	運転上の制限
燃料プール代替注水系	燃料プール代替注水系	燃料プール代替注水系（常設配管）※1および燃料プール代替注水系（可搬型）が動作可能であること※2
適用される原子炉の状態	適用される原子炉の状態	設備
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	所要数
		※3
		※4
※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための可搬型スプレイヘッド及び常設スプレイヘッドまでの配管、サイフォンブレーク孔、系統構成に必要な手動弁及び接続口を含む。	※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための可搬型スプレイヘッド及び常設スプレイヘッドまでの配管、サイフォンブレーク孔、系統構成に必要な手動弁及び接続口を含む。	
※2：「6 6 - 1 9 - 1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。	※2：「6 6 - 1 9 - 1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。	
※3：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	※3：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	
(2) 確認事項	(2) 確認事項	
項目	項目	頻度
1. 可搬型代替注水ポンプ（A-1級）及び可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を起動し、可搬型代替注水ポンプ（A-1級）の流量が1.47 m ³ /h以上で、吐出圧力が1.70 MPa [gauge]以上であることを確認する。	1. 可搬型代替注水ポンプ（A-1級）及び可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を起動し、可搬型代替注水ポンプ（A-1級）の流量が1.47 m ³ /h以上で、吐出圧力が1.70 MPa [gauge]以上であることを確認する。	1年に1回
2. 可搬型代替注水ポンプ（A-1級）及び可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を起動し、可搬型代替注水ポンプ（A-1級）が動作可能であることを確認する。	2. 可搬型代替注水ポンプ（A-1級）及び可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を起動し、可搬型代替注水ポンプ（A-1級）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回
3. 可搬型スプレイヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。	3. 可搬型スプレイヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回
4. 常設スプレイヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。	4. 常設スプレイヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回
担当	担当	担当
タービンGM	タービンGM	タービンGM
モバイル設備管理GM	モバイル設備管理GM	モバイル設備管理GM
発電GM	発電GM	発電GM
当直長	当直長	当直長

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

相崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置				
条件	要求される措置	条件	要求される措置	完了時間
A. 常設スプレイヘッドが動作不能の場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*4} が動作可能であることを管理的手段により確認する。	A. 燃料プール代替注水系（常設配管）が動作不能の場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*5} が動作可能であることを管理的手段により確認する。	速やかに
B. 可搬型スプレイヘッドが動作不能の場合	B1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び B3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*5} が動作可能であることを管理的手段により確認する。	B. 燃料プール代替注水系（可搬型）が動作不能の場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および B3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*6} が動作可能であることを管理的手段により確認する。	速やかに
C. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ(A-1級)が所要数を満足していない場合	C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び C3. 当直長は、代替措置 ^{*6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	C. 燃料プール代替注水系（常設配管）および燃料プール代替注水系（可搬型）が動作不能の場合	C1. 1. 防災課長は、燃料プール代替注水系（常設配管）を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C1. 2. 防災課長は、燃料プール代替注水系（可搬型）を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および C3. 発電課長は、使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段 ^{*7} が確保されていることを確認する。	速やかに
D. 可搬型スプレイヘッド及び常設スプレイヘッドが動作不能の場合又は燃料プール代替注水系が動作不能の場合	D1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び D2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び D3. 当直長は、使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段 ^{*7} が確保されていることを確認する。			速やかに

・女川では、本条で管理する可搬型のポンプはないため記載不要

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

保安規定比較表	旧規定	新規定
	柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） ※4：可搬型スプレイヘッドをいう。 ※5：常設スプレイヘッドをいう。 ※6：代替品の補充等をいう。 ※7：消火系による注水をいう。	女川2号炉案 ※5：燃料プール代替注水系（可搬型）をいう。 ※6：燃料プール代替注水系（常設配管）をいう。 ※7：ろ過水系による注水をいう。
		差異理由

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
女川では、燃料プール代替注水系と燃料プールの注水系を分けて記載しているため、本条文については、66-9-1 燃料プール代替注水系と比較する。	TS-25 66-9-1 2 燃料プール代替注水系	
66-9-1 燃料プール代替注水系	66-9-2 燃料プールの注水系	
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限	
燃料プール代替注水系	燃料プールの注水系	
適用される原子炉の状態	原子炉の状態	
可搬型代替注水ポンプ (A-1級)	可搬型代替注水ポンプ (タイプI)	・女川では本条にて管理する可搬型のポンプはないため、記載不要
可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	大容量送水ポンプ (タイプI)	※2
燃料補給設備	燃料補給設備	※3
可搬型スプレインヘッド	スプレインノズル	12個※4
常設スプレインヘッド		
※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための可搬型スプレインヘッド及び常設スプレインヘッドまでの配管、サイフォンブレイク孔、系統構成に必要な手動弁及び接続口を含む。	※1：当該系統に期待されている機能を達成するための使用済燃料プールまでの配管、系統構成に必要な手動弁および接続口を含む。	
※2：「66-19-1 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)」において運転上の制限等を定める。	※2：「66-19-1 大容量送水ポンプ (タイプI)」において運転上の制限等を定める。	
※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	
(2) 確認事項	※4：常設配管用6個 (3個×2) および可搬型用6個 (3個×2) をいう。	
項目	項目	頻度
1. 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を起動し、可搬型代替注水ポンプ (A-1級) の流量が147m ³ /h以上で、吐出圧力が1.70MPa [gauge]以上であることを確認する。	タービンGM	1年に1回
2. 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を起動し、可搬型代替注水ポンプ (A-1級) が動作可能であることを確認する。	モバイル設備管理GM	3ヶ月に1回
3. 可搬型スプレインヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。	発電GM	3ヶ月に1回
4. 常設スプレインヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。	当直長	1ヶ月に1回
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限	(2) 確認事項
燃料プールの注水系	燃料プールの注水系	頻度
可搬型代替注水ポンプ (A-1級)	可搬型代替注水ポンプ (タイプI)	担当
可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	大容量送水ポンプ (タイプI)	3ヶ月に1回
燃料補給設備	燃料補給設備	防災課長
可搬型スプレインヘッド	スプレインノズル	3ヶ月に1回
常設スプレインヘッド		3ヶ月に1回
※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための可搬型スプレインヘッド及び常設スプレインヘッドまでの配管、サイフォンブレイク孔、系統構成に必要な手動弁及び接続口を含む。	※1：当該系統に期待されている機能を達成するための使用済燃料プールまでの配管、系統構成に必要な手動弁および接続口を含む。	
※2：「66-19-1 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)」において運転上の制限等を定める。	※2：「66-19-1 大容量送水ポンプ (タイプI)」において運転上の制限等を定める。	
※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	
(2) 確認事項	※4：常設配管用6個 (3個×2) および可搬型用6個 (3個×2) をいう。	
項目	項目	頻度
1. 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を起動し、可搬型代替注水ポンプ (A-1級) の流量が147m ³ /h以上で、吐出圧力が1.70MPa [gauge]以上であることを確認する。	タービンGM	1年に1回
2. 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を起動し、可搬型代替注水ポンプ (A-1級) が動作可能であることを確認する。	モバイル設備管理GM	3ヶ月に1回
3. 可搬型スプレインヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。	発電GM	3ヶ月に1回
4. 常設スプレインヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。	当直長	1ヶ月に1回

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由	
(3) 要求される措置					
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間
A. 常設スプレイヘッドが動作不能の場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*4} が動作可能であることを管理的手段により確認する。	速やかに	A. 燃料プールのスプレイ系（常設配管）が動作不能の場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*5} が動作可能であることを管理的手段により確認する。	速やかに
B. 可搬型スプレイヘッドが動作不能の場合	B1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び B3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*5} が動作可能であることを管理的手段により確認する。	速やかに	B. 燃料プールのスプレイ系（可搬型）が動作不能の場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および B3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*6} が動作可能であることを管理的手段により確認する。	速やかに
C. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-1級）が所要数を満足していない場合	C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び C3. 当直長は、代替措置 ^{*6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	C. 燃料プールのスプレイ系（常設配管）および燃料プールのスプレイ系（可搬型）が動作不能の場合	C1.1. 防災課長は、燃料プールのスプレイ系（常設配管）を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C1.2. 防災課長は、燃料プールのスプレイ系（可搬型）を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および C3. 防災課長は、使用済燃料プール内燃料体等にスプレイするための手段 ^{*7} が確保されていることを確認する。	速やかに
D. 可搬型スプレイヘッド及び常設スプレイヘッドが動作不能の場合 又は 燃料プールの代替注水系が動作不能の場合	D1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び D2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び D3. 当直長は、使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段 ^{*7} が確保されていることを確認する。	速やかに			速やかに

・女川では、本条で管理する可搬型のポンプはないため記載不要

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

保安規定比較表	旧規定	新規定	差異理由
	柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） ※4：可搬型スプレレイヘッドをいう。 ※5：常設スプレレイヘッドをいう。 ※6：代替品の補充等をいう。 ※7：消火系による注水をいう。	女川2号炉案 ※5：燃料プールスプレレイ系（可搬型）をいう。 ※6：燃料プールスプレレイ系（常設配管）をいう。 ※7：化学消防自動車および大型化学高所放水車による燃料プールスプレレイ系（常設配管）を用いたスプレレイをいう。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

66-9-2 使用済燃料プールの除熱	柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	66-9-3 使用済燃料プールの除熱	女川2号炉案	差異理由
(1) 運転上の制限 使用済燃料プールの除熱	運転上の制限 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱 ^{※1} が動作可能であること ^{※2}	運転上の制限 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱 ^{※1} が可能であること ^{※2}	運転上の制限 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱 ^{※1} が可能であること ^{※2}	TS-25 66-9-3 使用済燃料プールの除熱
適用される原子炉の状態 燃料プール冷却浄化系ポンプ 燃料プール冷却浄化系熱交換器 代替原子炉補機冷却系 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	適用される原子炉の状態 燃料プール冷却浄化系ポンプ 燃料プール冷却浄化系熱交換器 代替原子炉補機冷却系 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	適用される原子炉の状態 燃料プール冷却浄化系ポンプ 燃料プール冷却浄化系熱交換器 代替原子炉補機冷却系 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	適用される原子炉の状態 燃料プール冷却浄化系ポンプ 燃料プール冷却浄化系熱交換器 原子炉補機代替冷却水系 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	所要数 1台 1基 ※3 ※4 ※5
※1：燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱とは、ろ過脱塩装置バイパス運転による除熱をいう。 ※2：必要な弁、配管およびスキマサージタンクを含む。 ※3：「66-5-4 代替原子炉補機冷却系」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※1：燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱とは、ろ過脱塩装置バイパス運転による除熱をいう。 ※2：必要な弁、配管およびスキマサージタンクを含む。 ※3：「66-5-4 代替原子炉補機冷却系」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※1：燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱とは、ろ過脱塩装置バイパス運転による除熱をいう。 ※2：必要な弁、配管およびスキマサージタンクを含む。 ※3：「66-5-4 代替原子炉補機冷却系」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※1：燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱とは、ろ過脱塩装置バイパス運転による除熱をいう。 ※2：必要な弁、配管およびスキマサージタンクを含む。 ※3：「66-5-4 代替原子炉補機冷却系」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※1：燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱とは、ろ過脱塩装置バイパス運転による除熱をいう。 ※2：必要な弁、配管およびスキマサージタンクを含む。 ※3：「66-5-4 代替原子炉補機冷却系」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
(2) 確認事項	(2) 確認事項	(2) 確認事項	(2) 確認事項	(2) 確認事項
1. 燃料プール冷却浄化系ポンプの流量が \square m ³ /h以上で、揚程が \square m以上であることを確認する。 2. FPCろ過脱塩装置入口第一弁、FPCろ過脱塩装置入口第二弁、FPC熱交換器(A)入口弁、FPC熱交換器(B)入口弁、FPCろ過脱塩装置出口弁およびFPCろ過脱塩装置バイパス弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後に、動作確認に際して作動した弁の閉閉状態を確認する。	1. 燃料プール冷却浄化系ポンプの流量が \square m ³ /h以上で、揚程が \square m以上であることを確認する。 2. FPCろ過脱塩装置入口第一弁、FPCろ過脱塩装置入口第二弁、FPC熱交換器(A)入口弁、FPC熱交換器(B)入口弁、FPCろ過脱塩装置出口弁およびFPCろ過脱塩装置バイパス弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後に、動作確認に際して作動した弁の閉閉状態を確認する。	1. 燃料プール冷却浄化系ポンプの流量が \square m ³ /h以上で、揚程が \square m以上であることを確認する。 2. FPCろ過脱塩装置第一入口弁、FPCろ過脱塩装置第二入口弁、FPCろ過脱塩装置出口弁及びFPCろ過脱塩装置バイパス弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後に、動作確認に際して作動した弁の閉閉状態を確認する。	1. 燃料プール冷却浄化系ポンプの流量が \square m ³ /h以上で、揚程が \square m以上であることを確認する。 2. FPCろ過脱塩装置第一入口弁、FPCろ過脱塩装置第二入口弁、FPCろ過脱塩装置出口弁及びFPCろ過脱塩装置バイパス弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後に、動作確認に際して作動した弁の閉閉状態を確認する。	1. 燃料プール冷却浄化系ポンプの流量が \square m ³ /h以上で、揚程が \square m以上であることを確認する。 2. FPCろ過脱塩装置第一入口弁、FPCろ過脱塩装置第二入口弁、FPCろ過脱塩装置出口弁及びFPCろ過脱塩装置バイパス弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後に、動作確認に際して作動した弁の閉閉状態を確認する。
3. 燃料プール冷却浄化系ポンプが起動すること ^{※6} を確認する。	3. 燃料プール冷却浄化系ポンプが起動すること ^{※6} を確認する。	3. 燃料プール冷却浄化系ポンプが起動すること ^{※6} を確認する。	3. 燃料プール冷却浄化系ポンプが起動すること ^{※6} を確認する。	3. 燃料プール冷却浄化系ポンプが起動すること ^{※6} を確認する。
※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由												
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料プールの冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱が動作不能の場合</td> <td>A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。 及び A 3. 当直長は、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※7：燃料プール代替注水系による使用済燃料プールの注水、及び残留熱除去系による使用済燃料プールの除熱が要求される措置A 2の評価時間内に実施可能であることを確認する。燃料プール代替注水系については、ホースの事前接続等の補完措置を含む。残留熱除去系については管理的手段により確認する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料プールの冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱が動作不能の場合	A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。 及び A 3. 当直長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱ができない場合</td> <td>A1. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。 および A3. 発電課長および防災課長は、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※7：燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへの注水および残留熱除去系による使用済燃料プールの除熱が要求される措置A2の評価時間内に実施可能であることを確認する。燃料プール代替注水系については、ホースの事前接続等の補完措置を含む。残留熱除去系については管理的手段により確認する。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱ができない場合	A1. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。 および A3. 発電課長および防災課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	
条件	要求される措置	完了時間												
A. 燃料プールの冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱が動作不能の場合	A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。 及び A 3. 当直長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに												
条件	要求される措置	完了時間												
A. 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱ができない場合	A1. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。 および A3. 発電課長および防災課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに												

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
66-9-3 使用済燃料プール監視設備	柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	66-9-4 使用済燃料プール監視設備	女川2号炉案	TS-25 66-9-4 「使用済燃料プール監視設備」
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
使用済燃料プール監視設備	使用済燃料プール監視設備が動作可能であること	使用済燃料プール監視設備	使用済燃料プール監視設備が動作可能であること	
適用される原子炉の状態	要素	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）	使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルブ式）	1	1
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）	1	1
	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	1※1	1※1
	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ※1	使用済燃料プール監視カメラ	1	1
	常設代替交流電源設備		※3	
	可搬型代替交流電源設備		※4	
所内蓄電式直流電源設備		※5		
可搬型直流電源設備		※6		
※1：使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置を含む。 ※2：1チャンネルとは、高レンジ及び低レンジの両方をいう。 ※3：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。				
(2) 確認事項				
要素	項目	要素	項目	頻度
1. 使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）	チャンネル校正を実施する。	チャンネル校正を実施する。	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時
	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示する。	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示する。	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示する。	1ヶ月に1回
				担当
				計測制御課長
				発電課長

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案			
2. 使用済燃料貯蔵プール 水位・温度（SA）	チャネル校正を実施する。 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	計測制御GM 当直長	2. 使用済燃料プール水位 /温度（ヒートサーモ 式）	チャネル校正を実施する。 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	計測制御課長 発電課長
3. 使用済燃料貯蔵プール 放射線モニタ （高レンジ・低レンジ）	チャネル校正を実施する。 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	計測制御GM 当直長	3. 使用済燃料プール上部 空間放射線モニタ （高線量、低線量）	チャネル校正を実施する。 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	計測制御課長 発電課長
4. 使用済燃料貯蔵プール 監視カメラ	機能を確認する。 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能であることを確認する。	1ヶ月に1回	計測制御GM 計測制御GM	4. 使用済燃料プール監視 カメラ	機能を確認する。 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能であることを確認する。	1ヶ月に1回	電気課長 発電課長
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間		条件	要求される措置	完了時間	
A. 1つ以上の要素 が監視不能の 場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、残りの要素が監視可能であることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに		A. 1つ以上の要素 が監視不能の場 合	A1. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 発電課長は、残りの要素が監視可能であることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

相崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
表66-10 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	表66-10 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	TS-25 66-10 -1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火	
66-10-1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火	66-10-1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火	66-10-1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火	
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限	
項目	項目	運転上の制限	
原子炉建屋放水設備	原子炉建屋放水設備	放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）が動作可能であること※1	
適用される原子炉の状態	設備	設備	
運転	大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）	大容量送水ポンプ（タイプII）	
起動	放水砲	放水砲	
高温停止	泡原液混合装置	泡消火薬剤混合装置	
低温停止	泡原液搬送車	燃料補給設備	
燃料交換	燃料補給設備	燃料補給設備	
所要数	所要数	所要数	
1台	1台	※1	
1台	1台	1台	
1台	1台	1台	
1台	1台	※2	
※1：必要なホースを含む。		<ul style="list-style-type: none"> 女川では、当該放水設備に必要な大容量ポンプ（タイプII）については、66-19-2で管理する。 	
※2：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。		<ul style="list-style-type: none"> 女川では、当該放水設備に必要な大容量ポンプ（タイプII）については、66-19-2で管理する。 	
(2) 確認事項	(2) 確認事項	(2) 確認事項	
項目	項目	項目	
1. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、吐出圧力[]MPa [sage]以上、流量が[]m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	3ヶ月に1回	
2. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
3. 放水砲が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
4. 泡原液混合装置が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
5. 泡原液搬送車が使用可能であること及び泡消火薬剤の備蓄量が646L以上であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	
タービンGM	タービンGM	防災課長	
モバイル設備管理GM	モバイル設備管理GM	防災課長	
モバイル設備管理GM	モバイル設備管理GM	防災課長	
モバイル設備管理GM	モバイル設備管理GM	防災課長	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転起動高温停止	A. 原子炉建屋放水設備が動作不能の場合	A1. 当直長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} とともに、その他の設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び炉内水温が65℃以下であることを確認する。 及び A3. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A4. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間	
冷温停止燃料交換	B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合 A. 原子炉建屋放水設備が動作不能の場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。 A1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び炉内水温が65℃以下であることを確認する。 及び A3. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	24時間 36時間 速やかに 速やかに 速やかに	
<p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※4：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※5：代替品の補充等をいう。</p>				
(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転起動高温停止	A. 放水設備（大気への拡散抑制設備）または放水設備（泡消火設備）が動作不能の場合	A1. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} とともに、その他の設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 防災課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間	
冷温停止燃料交換	B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合 A. 放水設備（大気への拡散抑制設備）または放水設備（泡消火設備）が動作不能の場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。 A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 防災課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	24時間 36時間 速やかに 速やかに 速やかに	
<p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※4：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※5：代替品の補充等をいう。</p>				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

66-10-2 海洋への放射性物質の拡散抑制		女川2号炉案		差異理由
66-10-2 海洋への放射性物質の拡散抑制		66-10-2 海洋への放射性物質の拡散抑制		TS-25 66-10-2 「海洋への放射性物質の拡散抑制」
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
海洋拡散抑制設備	所要数が使用可能であること	海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンセス)	所要数が使用可能であること (シルトフェンセス)	
適用される原子炉の状態		適用される原子炉の状態		
運転起動	所要数	運転起動	所要数	
高温停止	1台	高温停止	12本	・女川では、小型船舶は不要
低温停止	14本	低温停止	12本	
燃料交換	24本	燃料交換	12本	・女川では、放射性物質吸着剤は自主対策設備のため記載不要
放射性物質吸着材	4080kg ^{**3}	放射性物質吸着材		
※1：北放水口側（高さ6m×幅20m） ※2：5号炉、6号炉及び7号炉取水口側（高さ8m×幅20m） ※3：6号及び7号炉雨水排水路集水樹用（1020kg×2）、5号雨水排水路集水樹用（510kg）並びにフラップゲート入口用（510kg×3）		※1：南側排水路排水樹用（高さ5m×幅5m）：2本、タービン補機放水ピット用（高さ7m×幅5m）：2本、北側排水路排水樹用（高さ6m×幅11m）：2本、取水口用（高さ12m×幅20m）：6本		
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	頻度	項目	頻度	担当
1. 汚濁防止膜について、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	1. シルトフェンセスについて、所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	防災課長
2. 小型船舶（汚濁防止膜設置用）について、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
3. 放射性物質吸着材について、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
				・女川では、小型船舶は不要
				・女川では、放射性物質吸着剤は自主対策設備のため記載不要

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）			女川2号炉案			差異理由
(3) 要求される措置						
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置
運転起動高温停止	A. 海洋拡散抑制設備が所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} とともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A 4. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 3日間 10日間	運転起動高温停止	A. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）が所要数を満足していない場合	A1. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※2} とともに、その他の設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 1. 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 または A3. 2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※5} が使用可能であることを確認する。 および A4. 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。
冷温停止燃料交換	B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合 A. 海洋拡散抑制設備が所要数を満足していない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、冷温停止にする。 A 1. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 24時間 36時間	冷温停止燃料交換	A. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）が所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 1. 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 または A3. 2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※5} が使用可能であることを確認する。
<p>※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※3：残りの残留熱除去系2系列をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：代替品の補充等をいう。 ※5：放射性物質吸着材をいう。</p>						
<p>・女川では、放射性物質吸着剤をD設備としているため記載 ・女川では、放射性物質吸着剤をD設備としているため記載</p>						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
表6-1-1 重大事故等の収束に必要な水の供給設備	表6-1-1 重大事故等の収束に必要な水の供給設備	TS-25 66-111 重大事故等収束のための水源	
66-1-1-1 重大事故等収束のための水源	66-1-1-1 重大事故等収束のための水源	66-1-1-1 重大事故等収束のための水源	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
重大事故等収束のための水源	復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること※1	重大事故等収束のための水源	復水貯蔵タンクの水量が所要値以上であること。ただし、地震時を除く。
適用される原子炉の状態	設備	設備	所要値
運転起動	復水貯蔵槽	復水貯蔵タンク	948m ³
高温停止			
低温停止	復水貯蔵槽	復水貯蔵タンク	622m ³
燃料交換※2			
※1：原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の確認運転開始から確認運転終了後24時間までを除く。		※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが開の場合	
(2) 確認事項		(2) 確認事項	
項目	頻度	項目	頻度
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換※2において、復水貯蔵槽の水位を確認する。	24時間に1回	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※2において、復水貯蔵タンクの水量を確認する。	24時間に1回
※1：原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の確認運転開始から確認運転終了後24時間までを除く。		※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが開の場合	
※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが開の場合		※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが開の場合	
差異理由		差異理由	
66-1-1 重大事故等収束のための水源		66-1-1 重大事故等収束のための水源	
		<ul style="list-style-type: none"> 女川では、第46条（サブレンジョン）の（サプレション）の（水位）と同様に地震時の一時的な変動を除く旨記載 	
		<ul style="list-style-type: none"> 女川では、RCIC及びHPACの運転確認時の移送先は水源である復水貯蔵タンクとなるため、除外規定の記載は不要 	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転・起動・高温停止	A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足していない場合	A1. 当直長は、サブプレッション・チェンバ水位が規定値以上であることを確認する。 及び A2. 当直長は、サブプレッションプールを水源とした非常用炉心冷却系2系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ※3。 及び A3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。 及び A4. 当直長は、当該設備の水量を復旧する。 B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	速やかに 速やかに 3日間 3.0日間 2.4時間 3.6時間	
冷温停止・燃料交換※5	A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備の水量を復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、第40条で要求されるサブプレッションプールを水源とした非常用炉心冷却系について1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ※3 とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する。 ※6。 及び A3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに	
※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※4：可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を用いた復水貯蔵槽への移送手段をいい、速やかに復水貯蔵槽へ補給できる体制を整えるため、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を設置する等の補完措置が完了していることを含む。 ※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転・起動・高温停止	A. 復水貯蔵タンクの水量が所要値を満足していない場合	A1. 発電課長は、サブプレッションプール水位が第46条を満足していることを確認する。 および A2. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ※3。 および A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。 および A4. 発電課長は、当該設備の水量を復旧する。 B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	速やかに 速やかに 3日間 3.0日間 2.4時間 3.6時間	
冷温停止・燃料交換※5	A. 復水貯蔵タンクの水量が所要値を満足していない場合	A1. 発電課長は、当該設備の水量を復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、第40条で要求されるサブプレッションチェンバを水源とした非常用炉心冷却系について1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ※3とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する。 ※6。 および A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに	
※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※4：大容量送水ポンプ（タイプ1）を用いた復水貯蔵タンクへの供給手段をいい、速やかに復水貯蔵タンクへ補給できる体制を整えるため、大容量送水ポンプ（タイプ1）を設置する等の補完措置が完了していることを含む。 ※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>※6：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※6：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
66-1-1-2	復水貯蔵槽への移送設備	66-1-1-2	復水貯蔵タンクへの供給設備	
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
復水貯蔵槽への移送設備	淡水貯水池、防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するための設備が動作可能なこと※1	復水貯蔵タンクへの供給設備	淡水貯水槽（No. 1）および淡水貯水槽（No. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備が動作可能なこと※1	
適用される原子炉の状態	運転	適用される原子炉の状態	運転	
運転開始	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	運転開始	大容量送水ポンプ（タイプ1）	※3
高温停止	大容量送水車（海水取水用）	高温停止	復水貯蔵タンク	※4
低温停止	復水貯蔵槽	低温停止	燃料補給設備	※5
燃料交換※2	燃料補給設備	燃料交換※2	燃料補給設備	
<p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む）ができることという。</p> <p>※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合</p> <p>※3：「66-1-1-2 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：「66-1-1-3 海水移送設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-1-2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>				
(2) 確認事項				
項目	項目	項目	項目	担当
(項目なし)				

・女川では、復水貯蔵タンクへの水の供給は大容量送水ポンプ（タイプ1）のみで実施し、運転上の制限は別表で整理する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転起動 高温停止	A. 復水貯蔵槽への移送設備が動作不能の場合	A 1. 当直長は、復水貯蔵槽水位が66-11-1の所要水位以上であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A 3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	
冷温停止 燃料交換 ^{※8}	A. 復水貯蔵槽への移送設備が動作不能の場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、復水貯蔵槽水位が5.5m以上となるように補給する又は5.5m以上であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 および B 2. 当直長は、冷温停止にする。 A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A 2. 当直長は、復水貯蔵タンクの水量が942m ³ 以上となるように補給する、または発電課長は、942m ³ 以上であることを確認する。 および A 3. 当直長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	
<p>※6：代替品の補充等をいう。 ※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが開の場合</p>				
<p>※8：代替品の補充等をいう。 ※9：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが開の場合</p>				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

66-1-1-3 海水供給設備	女川2号炉案	66-1-1-3 海水移送設備	相崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）
(1) 運転上の制限 海水供給設備		(1) 運転上の制限 海水移送設備	
適用される原子炉の状態 運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換		適用される原子炉の状態 運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	
設備 大容量送水ポンプ（タイプI）および大容量送水ポンプ（タイプII）による海水供給が可能であること 大容量送水ポンプ（タイプI） 大容量送水ポンプ（タイプII） 燃料補給設備		設備 大容量送水車（海水取水用） 燃料補給設備	
所要数 ※1 ※2 ※3		所要数 1台×2※2 ※3	
※1：「66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプI）」において運転上の制限等を定める。 ※2：「66-19-2 大容量送水ポンプ（タイプII）」において運転上の制限等を定める。 ※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。		※1：1系列とは、大容量送水車（海水取水用）1台及び必要なホースをいう。 ※2：大容量送水車（海水取水用）は、荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に分散配置されていること。 ※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	
(2) 確認事項 (項目なし)		(2) 確認事項 1. 大容量送水車（海水取水用）を起動し、流量が $\geq 200 \text{ m}^3/\text{h}$ 以上で、吐出圧力が $\geq 0.1 \text{ MPa}$ [gauge] 以上であることを確認する。 2. 大容量送水車（海水取水用）を起動し、動作可能であることを確認する。	
差異理由 ・女川では、海水供給は大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）で実施し、運転上の制限はそれぞれ各表にて整理する。 ・女川では、確認事項は66-19-1及び66-19-2で整理する。		担当 原子炉GM モバイル設備管理GM	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉 (令和2年11月9日施行)		女川2号炉案		差異理由	
(3) 要求される措置					
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な海水移送設備が2系列未満1系列以上の場合	A1. 当直長は、残りの海水移送設備が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、サブプレッショントップレベル水位が第46条を満足していることを確認する。 及び A3. 当直長は、復水貯蔵槽水位が66-11-1の所要水位以上であることを確認する。 及び A4. 当直長は、代替措置 ^{*4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A5. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間 30日間	条件	要求される措置
	B. 動作可能な海水移送設備が1系列未満の場合	B1. 当直長は、サブプレッショントップレベル水位が第46条を満足していることを確認する。 及び B2. 当直長は、復水貯蔵槽水位が66-11-1の所要水位以上であることを確認する。 及び B3. 当直長は、代替措置 ^{*4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B4. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間		
	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 及び C2. 当直長は、低温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、低温停止にする。
				A. 海水供給設備が動作不能の場合	A1. 発電課長は、サブプレッショントップレベル水位が第46条を満足していることを確認する。 および A2. 発電課長は、復水貯蔵タンクの水量が66-11-1の所要値以上であることを確認する。 女川では、代替措置及び当該系統の復旧については、66-11-1及び66-11-19-2で記載
					女川では、柏崎の条件Aに相当する措置は66-11-19-1で整理。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な海水移送設備が2系列未満の場合	速やかに	速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・女川では、代替措置及び当該系統の復旧については、66-19-1及び66-19-2で記載
	<p>A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 当直長は、復水貯蔵槽水位が5.5m以上となるように補給する又は5.5m以上であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A3. 当直長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	速やかに	<p>A1. 防災課長は、復水貯蔵タンクの水量が942m³以上となるように補給する、または発電課長は、942m³以上であることを確認する。</p>	
冷温停止 燃料交換	A. 海水供給設備が動作不能の場合	速やかに	速やかに	

※4：代替品の補充又は淡水貯水池からの移送が可能であることの確認等をいう。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

表66-1-2 電源設備		表66-1-2 電源設備		差異理由	
項目		項目		項目	
表66-1-2 電源設備 66-1-2-1 常設代替交流電源設備 (1) 運転上の制限 常設代替交流電源設備		表66-1-2 電源設備 66-1-2-1 常設代替交流電源設備 (1) 運転上の制限 常設代替交流電源設備		TS-25 66-1-2-1 常設代替交流電源設備	
適用される原子炉の状態 運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換		第一ガスタービン発電機 第一ガスタービン発電機用燃料タンク 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ タンクローリ (16kL) 軽油タンク		ガスタービン発電機 ガスタービン発電機軽油タンク ガスタービン発電機燃料移送ポンプ タンクローリ 軽油タンク	
所要数 1台 1基 1台 ※2 ※2		所要数 1台 1基 1台 ※2 ※2		所要数 2台 ※1 2台 ※1 ※1	
運転上の制限 常設代替交流電源設備が動作可能なこと※1		運転上の制限 常設代替交流電源設備による電源系が動作可能なこと※1		運転上の制限 常設代替交流電源設備が動作可能なこと	
(2) 確認事項 1. 第一ガスタービン発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。 2. 第一ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 3. 第一ガスタービン発電機用燃料タンクの油量が20kL以上であることを確認する。ただし、第一ガスタービン発電機の運転中及び運転終了後12時間を除く。 4. 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。		(2) 確認事項 1. ガスタービン発電機が機械信号で動作することおよび運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。 2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 3. ガスタービン発電機燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。		(2) 確認事項 1. ガスタービン発電機が機械信号で動作することおよび運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。 2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 3. ガスタービン発電機燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	
※1：燃料移送系の必要な弁及び配管を含む。 ※2：「66-1-2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。		※1：燃料移送系の必要な弁及び配管を含む。 ※2：「66-1-2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。		※1：「66-1-2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 常設代替交流電源設備による電源系が動作不能の場合	<p>A1. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{**3}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{**4}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A1. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>A2. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{**3}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備^{**5}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに 3日間 10日間 速やかに 3日間 10日間	速やかに
	低温停止 燃料交換	<p>B. 条件Aで要求される措置を完了する時間内に達成できない場合</p> <p>A. 常設代替交流電源設備による電源系が動作不能の場合</p> <p>及び</p> <p>A2. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{**4}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A3. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{**4}が動作可能であることを確認する。</p>	<p>B1. 発電機は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B2. 当直長は、低温停止にする。</p> <p>速やかに 2.4時間 3.6時間</p> <p>A1. 発電機は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 発電機は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A3. 発電機は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに 2.4時間 3.6時間 速やかに 速やかに

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
	又は A3. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。		A3. 発電課長および防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※ ⁵ が使用可能であることを確認する。	
<p>※3：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※4：号炉間電力融通ケーブルを使用したM/C（C）系又はM/C（D）系の受電をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるためにケーブルを接続する等の補充措置を含む。なお、6号炉側の電路が自主対策設備であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用した場合の復旧までの完了時間は10日間となる。</p> <p>※5：第二代替交流電源設備（第二ガスタービン発電機）をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるための補充措置を含む。</p>		<p>※2：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※3：号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機による非常用交流高圧電源母線2C系または2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるためにケーブルを接続する等の補充措置を含む。</p>		<p>ため、D設備による要求させる措置のみを記載。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

66-12-2 可搬型代替交流電源設備		66-12-2 可搬型代替交流電源設備		66-12-2 可搬型代替交流電源設備		66-12-2 可搬型代替交流電源設備		66-12-2 可搬型代替交流電源設備	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		女川2号炉案		女川2号炉案		女川2号炉案	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
可搬型代替交流電源設備		可搬型代替交流電源設備		可搬型代替交流電源設備		可搬型代替交流電源設備		可搬型代替交流電源設備	
適用される原子炉の状態		適用される原子炉の状態		適用される原子炉の状態		適用される原子炉の状態		適用される原子炉の状態	
運転	電源車	電源車	電源車	電源車	電源車	電源車	電源車	電源車	電源車
起動	タンクローリ (4kL)	タンクローリ (4kL)	タンクローリ (4kL)	タンクローリ	タンクローリ	タンクローリ	タンクローリ	タンクローリ	タンクローリ
高温停止				高温停止					
低温停止	軽油タンク	軽油タンク	軽油タンク	低温停止	軽油タンク	軽油タンク	軽油タンク	低温停止	軽油タンク
燃料交換				燃料交換				燃料交換	
※1：1系列とは、電源車2台をいう。		※1：1系列とは、電源車2台をいう。		※1：1系列とは、電源車2台をいう。		※1：1系列とは、電源車2台をいう。		※1：1系列とは、電源車2台をいう。	
※2：動作可能とは、緊急用電源切替箱接続装置、動力変圧器C系、AM用動力変圧器及び代替原子炉補機冷却系に接続できることを含む。		※2：動作可能とは、緊急用電源切替箱接続装置、動力変圧器C系、AM用動力変圧器及び代替原子炉補機冷却系に接続できることを含む。		※2：動作可能とは、電源車接続口(原子炉建屋西側)または電源車接続口(原子炉建屋東側)に接続できることを含む。		※2：動作可能とは、電源車接続口(原子炉建屋西側)または電源車接続口(原子炉建屋東側)に接続できることを含む。		※2：動作可能とは、電源車接続口(原子炉建屋西側)または電源車接続口(原子炉建屋東側)に接続できることを含む。	
※3：電源車は、荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に分散配置されていること。		※3：電源車は、荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に分散配置されていること。		※3：電源車は、第2保管エリアおよび第3保管エリアに分散配置されていること。		※3：電源車は、第2保管エリアおよび第3保管エリアに分散配置されていること。		※3：電源車は、第2保管エリアおよび第3保管エリアに分散配置されていること。	
※4：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。		※4：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。		※4：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。		※4：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。		※4：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項	
1. 電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。		1. 電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。		1. 電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。		1. 電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。		1. 電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。	
2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。		2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。		2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。		2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。		2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。	
頻度		頻度		頻度		頻度		頻度	
2年に1回		2年に1回		2年に1回		2年に1回		2年に1回	
3ヶ月に1回		3ヶ月に1回		3ヶ月に1回		3ヶ月に1回		3ヶ月に1回	
担当		担当		担当		担当		担当	
電気機器GM		電気機器GM		電気機器GM		電気機器GM		電気機器GM	
モバイル設備管理GM		モバイル設備管理GM		モバイル設備管理GM		モバイル設備管理GM		モバイル設備管理GM	
差異理由		差異理由		差異理由		差異理由		差異理由	
TS-25 66-12-2 可搬型代替交流電源設備		TS-25 66-12-2 可搬型代替交流電源設備		TS-25 66-12-2 可搬型代替交流電源設備		TS-25 66-12-2 可搬型代替交流電源設備		TS-25 66-12-2 可搬型代替交流電源設備	
1-2 可搬型代替交流電源設備		1-2 可搬型代替交流電源設備		1-2 可搬型代替交流電源設備		1-2 可搬型代替交流電源設備		1-2 可搬型代替交流電源設備	
								<ul style="list-style-type: none"> ・女川では、ガスタービン発電設備軽油タンクを期待するため設備に記載し、66-12-7にて管理する。 	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案				差異理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される 原子炉 の 状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される 原子炉 の 状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が2系列未満の場合	A 1. 当直長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{**5} が動作可能であることを確認する。 及び	速やかに 速やかに	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が2系列未満1系列以上の場合	A1. 防災課長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{**5} が動作可能であることを確認する。 および A3. 1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{**6} が動作可能であることを確認する。 または A3. 2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{**7} が使用可能であることを確認する。 または A3. 3. 防災課長は、代替措置 ^{**8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A4. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 1 0 日間 1 0 日間 1 0 日間 3 0 日間	・女川では、可搬型代替交流電源設備に対するC設備及びD設備があるため、要求される措置を記載。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
<p>B. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が1系列未満の場合</p>	<p>B. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が1系列未満の場合</p>	<p>B1.1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{**5}が動作可能であることを確認する。 <u>および</u> B1.2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故対処設備^{**6}が動作可能であることを確認する。 <u>および</u> B1.3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 <u>または</u> B2.1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{**5}が動作可能であることを確認する。 <u>および</u> B2.2.1. 防災課長は、当該機能を補充する自主対策設備^{**7}が使用可能であることを確認する。 <u>または</u> B2.2.2. 防災課長は、代替措置^{**8}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 <u>および</u> B2.3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する</p>	<p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p> <p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p> <p>10日間</p> <p>24時間</p> <p>36時間</p>	<p>・女川では、可搬型代替交流電源設備を原子炉補機代替冷却水系に使用していないため、動作不能とみなす必要はない。 ・女川では、可搬型代替交流電源設備に対するC設備があるため記載しており、AOTは30日としている。</p> <p>・女川では、可搬型代替交流電源設備に対するD設備があるため記載している。</p>
<p>運転 運転 起 高温停止</p>	<p>C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>24時間</p> <p>36時間</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
66-12-3	号炉間電力融通電気設備	女川では、対象設備なし		
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限			
号炉間電力融通電気設備	所要数が使用可能であること			
適用される 原子炉の状態	設 備	所要数		
運 転	号炉間電力融通ケーブル（常設）	1セット※1		
起 動				
高温停止				
低温停止				
燃料交換	号炉間電力融通ケーブル（可搬型）	1セット※1		
※1：1セットとは、1相分1本の3相分3本をいう。				
(2) 確認事項				
項目	頻 度	担 当		
1. 号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長		
2. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備 管理GM		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

(3) 要求される措置		柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間			
運転 起動 高温停止	A. 所要数を満たしていない場合	A 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることが動作可能であることを確認する。 及び A 1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備*2が動作可能であることを確認する。 及び A 1. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は A 2. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることが動作可能であることを確認する。 及び A 2. 2. 1. 当直長は、当該機能を補充する自主対策設備*3が動作可能であることを確認する。 又は A 2. 2. 2. 当直長は、代替措置*4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A 2. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間 速やかに 3日間 3日間 10日間 24時間 36時間			
低温停止 燃料交換	A. 所要数を満たしていない場合	A 1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び	速やかに			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>速やかに</p> <p>A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※2}が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 3. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備^{※3}が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 3. 3. 当直長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>※1：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※2：常設代替交流電源設備（第一ガスタービン発電機）をいう。</p> <p>※3：第二代替交流電源設備（第二ガスタービン発電機）をいう。</p> <p>※4：代替品の補充等。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案																																	
柏崎の記載のうち、所内常設蓄電式直流電源設備に関する項目を比較する。 66-1-2-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備	TS-25 66-1-2 -3 「所内常設蓄電式直流電源設備」																																	
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内蓄電式直流電源設備*1 及び 常設代替直流電源設備*2</td> <td>所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所内蓄電式直流電源設備*1 及び 常設代替直流電源設備*2	所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所内常設蓄電式直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること																									
項目	運転上の制限																																	
所内蓄電式直流電源設備*1 及び 常設代替直流電源設備*2	所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること																																	
項目	運転上の制限																																	
所内常設蓄電式直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>直流12.5V充電器A**3</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>直流12.5V蓄電池A**3</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>直流12.5V充電器A-2**3</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>直流12.5V蓄電池A-2**3</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td>AM用直流12.5V充電器*4 AM用直流12.5V蓄電池*4</td> <td>1個 1組</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：所内蓄電式直流電源設備とは、直流12.5V充電器A、直流12.5V蓄電池A、直流12.5V充電器A-2、直流12.5V蓄電池A-2、AM用直流12.5V充電器及びAM用直流12.5V蓄電池をいう。</p> <p>※2：常設代替直流電源設備とは、AM用直流12.5V充電器及びAM用直流12.5V蓄電池をいう。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、「第62条 直流電源その1」及び「第63条 直流電源その2」の運転上の制限も確認する。</p>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	直流12.5V充電器A**3	1個	起動	直流12.5V蓄電池A**3	1組	高温停止	直流12.5V充電器A-2**3	1個	低温停止	直流12.5V蓄電池A-2**3	1組	燃料交換	AM用直流12.5V充電器*4 AM用直流12.5V蓄電池*4	1個 1組	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>12.5V充電器2A**1</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>12.5V蓄電池2A**1</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>12.5V充電器2B**1</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>12.5V蓄電池2B**1</td> <td>1組</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：当該系統が動作不能時は、「第62条 直流電源その1」、「第63条 直流電源その2」、「第64条 所内電源系統その1」および「第65条 所内電源系統その2」の運転上の制限も確認する。</p>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	12.5V充電器2A**1	1個	起動	12.5V蓄電池2A**1	1組	高温停止	12.5V充電器2B**1	1個	低温停止	12.5V蓄電池2B**1	1組
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																
運転	直流12.5V充電器A**3	1個																																
起動	直流12.5V蓄電池A**3	1組																																
高温停止	直流12.5V充電器A-2**3	1個																																
低温停止	直流12.5V蓄電池A-2**3	1組																																
燃料交換	AM用直流12.5V充電器*4 AM用直流12.5V蓄電池*4	1個 1組																																
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																
運転	12.5V充電器2A**1	1個																																
起動	12.5V蓄電池2A**1	1組																																
高温停止	12.5V充電器2B**1	1個																																
低温停止	12.5V蓄電池2B**1	1組																																
※4：当該系統が動作不能時は、「66-9-3 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限も確認する。	・女川では、既存保安規定条文の直流電源に加え所内電源にも関わるため、LCOの確認することを追記する。 ・女川の「使用済燃料プール監視設備」は「所内常設蓄電式直流電源」及び「常設代替直流電源」から給電可能である。																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>確認事項</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。</td> <td>所内蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>2. 直流12.5V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。</td> <td>12.5V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>3. 直流12.5V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が12.6V以上であることを確認する。</td> <td>12.5V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	確認事項	項目	頻度	担当	1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	所内蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	2. 直流12.5V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	12.5V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長	3. 直流12.5V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が12.6V以上であることを確認する。	12.5V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>確認事項</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所内蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。</td> <td>所内蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>2. 12.5V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。</td> <td>12.5V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>3. 12.5V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。</td> <td>12.5V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	確認事項	項目	頻度	担当	1. 所内蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	所内蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	2. 12.5V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	12.5V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長	3. 12.5V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	12.5V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長	
確認事項	項目	頻度	担当																															
1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	所内蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																															
2. 直流12.5V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	12.5V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長																															
3. 直流12.5V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が12.6V以上であることを確認する。	12.5V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長																															
確認事項	項目	頻度	担当																															
1. 所内蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	所内蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																															
2. 12.5V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	12.5V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長																															
3. 12.5V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	12.5V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長																															

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）			女川2号炉案			差異理由
4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	4. 125V充電器2Aおよび125V充電器2Bの出力電圧を確認する。	1週間に1回	発電課長	
5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長				
6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長				
(3) 要求される措置						
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 蓄電池が動作不能の場合 B. 充電器が動作不能の場合	A 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認し、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。 B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。 及び B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認し、残りの充電器が健全であることを確認する。 及び B 3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。 及び B 4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。 C 1. 当直長は、高温停止にする。 及び C 2. 当直長は、冷温停止にする。	速やかに 3日間 30日間 速やかに 3日間 30日間	A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機 ^{**2} を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 および A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを、および当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。 B1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機 ^{**2} を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該充電器の蓄電池が健全であることを確認する。 および B2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを、および当該充電器の蓄電池が健全であることを確認する。 および B3. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。 C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	速やかに 3日間 30日間 速やかに 3日間 30日間	・女川では、当該充電器の蓄電池の確認については、要求される措置B1にて確認する。 ・機能喪失を想定するD B設備の相違。 ・機能喪失を想定するD B設備の相違。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	間内に達成できない場合	間内に達成できない場合	間内に達成できない場合	
適用される原子炉の状態 冷温停止 燃料交換	条件 A. 蓄電池が動作不能の場合	要求される措置 A1. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	完了時間 速やかに	<ul style="list-style-type: none"> 女川では、蓄電池が動作不能の場合は運転時と同様にDG及び充電器の健全性を確認する。
	条件 B. 充電器が動作不能の場合	要求される措置 B1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	完了時間 速やかに	
適用される原子炉の状態 冷温停止 燃料交換	条件 A. 蓄電池が動作不能の場合	要求される措置 A1. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 <u>および</u> A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機 ^{※2} を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 <u>および</u> A3. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であること、および当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	完了時間 速やかに	<ul style="list-style-type: none"> 女川では、充電器が動作不能の場合は運転時と同様にDG及び蓄電池の健全性を確認する。
	条件 B. 充電器が動作不能の場合	要求される措置 B1. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 <u>および</u> B2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機 ^{※2} を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該充電器の蓄電池が健全であることを確認する。 <u>および</u> B3. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であること、および当該充電器の蓄電池が健全であることを確認する。	完了時間 速やかに	

※2：1.25V蓄電池A系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機A系とし、1.25V蓄電池B系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機B系とする。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案																																	
66-1-2-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備	66-1-2-4 常設代替直流電源設備																																	
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内蓄電式直流電源設備*1及び常設代替直流電源設備*2</td> <td>所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所内蓄電式直流電源設備*1及び常設代替直流電源設備*2	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設代替直流電源設備</td> <td>常設代替直流電源設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	常設代替直流電源設備	常設代替直流電源設備が動作可能であること																									
項目	運転上の制限																																	
所内蓄電式直流電源設備*1及び常設代替直流電源設備*2	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること																																	
項目	運転上の制限																																	
常設代替直流電源設備	常設代替直流電源設備が動作可能であること																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>直流125V充電器A*3</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>直流125V蓄電池A*3</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>直流125V充電器A-2*3</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>直流125V蓄電池A-2*3</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td>AM用直流125V充電器*4</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>AM用直流125V蓄電池*4</td> <td>1組</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：所内蓄電式直流電源設備とは、直流125V充電器A、直流125V蓄電池A、直流125V充電器A-2、直流125V蓄電池A-2、AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池をいう。</p> <p>※2：常設代替直流電源設備とは、AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池をいう。</p>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	直流125V充電器A*3	1個	起動	直流125V蓄電池A*3	1組	高温停止	直流125V充電器A-2*3	1個	低温停止	直流125V蓄電池A-2*3	1組	燃料交換	AM用直流125V充電器*4	1個		AM用直流125V蓄電池*4	1組	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>125V代替蓄電池</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>250V蓄電池*1</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：当該系統が動作不能時は、「66-4-2 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）」の運転上の制限も確認する。</p>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	125V代替蓄電池	1組	起動	250V蓄電池*1	1組	高温停止		
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																
運転	直流125V充電器A*3	1個																																
起動	直流125V蓄電池A*3	1組																																
高温停止	直流125V充電器A-2*3	1個																																
低温停止	直流125V蓄電池A-2*3	1組																																
燃料交換	AM用直流125V充電器*4	1個																																
	AM用直流125V蓄電池*4	1組																																
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																
運転	125V代替蓄電池	1組																																
起動	250V蓄電池*1	1組																																
高温停止																																		
<p>※3：当該系統が動作不能時は、「第62条 直流電源その1」及び「第63条 直流電源その2」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：当該系統が動作不能時は、「66-9-3 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※1：当該系統が動作不能時は、「66-4-2 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：当該系統が動作不能時は、「66-4-2（低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）」の必要機器に電源を供給するための設備であることから、当該系統が動作不能時は、66-4-2の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、当該系統は、当該系統の制限も確認する。</p> <p>※4：当該系統が動作不能時は、当該系統の制限も確認する。</p>																																	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案																																				
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>運転評価GM</td> </tr> <tr> <td>2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM	2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 125V代替蓄電池の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>2. 250V蓄電池の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>3. 125V代替蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>4. 250V蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が248V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川の「使用済燃料プール監視設備」は「所内常設蓄電式直流電源」および「常設代替直流電源設備」から給電可能である。 女川では、250V蓄電池は本系統の構成であるため確認事項を記載している。 女川では、充電器は本系統の構成ではないため記載不要。 	項目	頻度	担当	1. 125V代替蓄電池の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	2. 250V蓄電池の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	3. 125V代替蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長	4. 250V蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が248V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長
項目	頻度	担当																																			
1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM																																			
2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																			
3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																			
4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																			
5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																																			
6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																																			
項目	頻度	担当																																			
1. 125V代替蓄電池の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																																			
2. 250V蓄電池の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																																			
3. 125V代替蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長																																			
4. 250V蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が248V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長																																			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由	
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件
運転 起動 高温停止	A. 蓄電池が動作不能の場合	A 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	速やかに	A1. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機を起動し動作可能であることを、および12.5V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備*2が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを、および12.5V代替充電器が健全であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間
		及び A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。			
運転 起動 高温停止	B. 充電器が動作不能の場合	B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。 及び B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。 及び B 3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。 及び B 4. 当直長は、当該充電器を動作可能な	速やかに	B1. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機を起動し動作可能であることを、および12.5V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備*2が動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを、および250V充電器が健全であることを確認する。 および B3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

66-1-2-5 可搬型直流電源設備		66-1-2-5 可搬型代替直流電源設備		66-1-2-5 可搬型代替直流電源設備		TS-25 66-1-2-5 可搬型代替直流電源設備	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案					
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
可搬型直流電源設備	可搬型直流電源設備による電源系が動作可能であること	可搬型代替直流電源設備	可搬型代替直流電源設備が動作可能であること	可搬型代替直流電源設備	可搬型代替直流電源設備が動作可能であること	可搬型代替直流電源設備	可搬型代替直流電源設備が動作可能であること
適用される原子炉の状態		適用される原子炉の状態		適用される原子炉の状態		適用される原子炉の状態	
運転	AM用直流12.5V充電器	運転	12.5V代替蓄電池	運転	12.5V代替蓄電池	運転	12.5V代替蓄電池
起動	電源車	起動	12.5V代替充電器	起動	12.5V代替充電器	起動	12.5V代替充電器
高温停止	タンクローリ(4kL)	高温停止	電源車	高温停止	電源車	高温停止	電源車
低温停止		低温停止	軽油タンク	低温停止	軽油タンク	低温停止	軽油タンク
燃料交換	軽油タンク	燃料交換	ガスタービン発電設備軽油タンク	燃料交換	ガスタービン発電設備軽油タンク	燃料交換	ガスタービン発電設備軽油タンク
所要数	※1	所要数	※1	所要数	※1	所要数	※1
	※2		※2		※2		※2
	※3		※3		※3		※3
	※3		※3		※3		※3

※1：「66-1-2-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※2：「66-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※3：「66-1-2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

※1：「66-1-2-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※2：「66-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※3：「66-1-2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

・女川では、12.5V代替蓄電池を本系統の構成設備としているため記載。

・女川では、ガスタービン発電設備軽油タンクを本系統の構成設備としているため記載。

・女川では、250V蓄電池を本系統の構成設備としているため記載。

・プラント運転中に想定される重大事故等(TBP)に対し、対応するために設置する目的としていることから、高温停止までをLC0適用期間とする。(TS-80)

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：日本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） （再掲・抜粋）				女川2号炉案				差異理由
(2) 確認事項				(2) 確認事項				
適用される原子炉の状態	項目	頻度	担当	項目	頻度	担当		
66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能をj確認する。	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能をj確認する。	定事検停止時	運転評価GM	1. 1.25V代替充電器の機能をj確認する。	定事検停止時	電気課長		
2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることをj確認する。	直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることをj確認する。	1週間に1回	当直長	2. 250V充電器の機能をj確認する。	定事検停止時	電気課長	・女川では、250V充電器を本系統の構成設備としていないため確認事項を記載。	
3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることをj確認する。	直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることをj確認する。	1週間に1回	当直長	3. 1.25V代替充電器の出力電圧をj確認する。	1週間に1回	電気課長		
4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることをj確認する。	AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることをj確認する。	1週間に1回	当直長	4. 250V充電器の出力電圧をj確認する。	1週間に1回	電気課長		
5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧をj確認する。	直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧をj確認する。	1週間に1回	当直長					
6. AM用直流125V充電器の出力電圧をj確認する。	AM用直流125V充電器の出力電圧をj確認する。	1週間に1回	当直長					
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起 高温停止	A. 蓄電池が動作不能の場合 B. 充電器が動作不能の場合	(略) B1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることをj確認する。 及び B2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系をj起動し、動作可能であることをj確認するとともに、残りの充電器が健全であることをj確認する。 及び B3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることをj確認するとともに、残りの充電器が健全であることをj確認する。	(略) 速やかに 速やかに 3日間	運転 起 高温停止	A. 1.25V代替充電器が動作不能の場合	A1. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機をj起動し動作可能であることを、および1個の1.25V充電器が健全であることをj確認するとともに、その他の設備*が動作可能であることをj確認する。 および A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを、および1個の1.25V充電器が健全であることをj確認するとともに、その他の設備*が動作可能であることをj確認する。 および A3. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態にj復旧する。	速やかに 速やかに 3日間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
			<p><u>B. 2.50V充電器が動作不能の場合</u></p> <p>B1. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機を起動し動作可能であること、および1個の1.25V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備*が動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であること、および2.50V蓄電池が健全であることを確認する。 および B3. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>30日間</p>
		<p>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、低温停止にする。</p>	<p>24時間</p> <p>36時間</p>
<p>低温停止 燃料交換</p>	<p>A. 蓄電池が動作不能の場合</p> <p>B. 充電器が動作不能の場合</p>	<p>(略)</p> <p>B 1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び B 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。</p>	<p>要求される措置</p>	<p>完了時間</p>
		<p>適用される原子炉の状態</p> <p>低温停止 燃料交換</p>	<p>A. 1.25V代替充電器が動作不能の場合</p> <p>A1. 発電課長は、1.25V代替充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機を起動し、動作可能であること、および1個の1.25V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備*が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であること、および1個の1.25V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備*が動作可能であることを確認する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>

※4：残りの非常用ディーゼル発電機および1.25V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※5：残りの1.25V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

66-12-6 代替所内電気設備		66-12-6 代替所内電気設備		66-12-6 代替所内電気設備		TS-25 66-12-6 「代替所内電気設備」	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		女川2号炉案		女川2号炉案	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
代替所内電気設備	代替所内電気設備※1からの給電系が使用可能であること※2	代替所内電気設備	代替所内電気設備が使用可能であること※1※2	代替所内電気設備	代替所内電気設備が使用可能であること※1※2	代替所内電気設備	代替所内電気設備
適用される原子炉の状態	設備	設備	設備	適用される原子炉の状態	設備	設備	設備
運転	AM用MCC	AM用MCC	AM用MCC	原子炉の状態	ガスタービン発電機接続盤	ガスタービン発電機接続盤	2個
起動	AM用切替盤	AM用切替盤	AM用切替盤	運転	緊急用高圧母線2F系	緊急用高圧母線2F系	2系列
高温停止	AM用動力変圧器	AM用動力変圧器	AM用動力変圧器	起動	緊急用高圧母線2G系	緊急用高圧母線2G系	1系列
低温停止	緊急用断路器	緊急用断路器	緊急用断路器	高温停止	緊急用動力変圧器2G系	緊急用動力変圧器2G系	1個
燃料交換	緊急用電源切替箱装置	緊急用電源切替箱装置	緊急用電源切替箱装置	低温停止	緊急用低圧母線2G系	緊急用低圧母線2G系	3系列
	緊急用電源切替箱断路器	緊急用電源切替箱断路器	緊急用電源切替箱断路器	燃料交換	緊急用交流電源切替盤2G系	緊急用交流電源切替盤2G系	2個
					緊急用交流電源切替盤2C系	緊急用交流電源切替盤2C系	1個
					緊急用交流電源切替盤2D系	緊急用交流電源切替盤2D系	1個
※1：AM用操作盤を含む。		※1：非常用交流高圧電源母線A系およびB系に給電できることを含む。		※1：非常用交流高圧電源母線A系およびB系に給電できることを含む。		※1：非常用交流高圧電源母線A系およびB系に給電できることを含む。	
※2：非常用交流高圧電源母線A系及びB系に給電できることを含む。		※2：非常用交流高圧電源母線A系およびB系が動作不能時は、「第64条 所内電源系統その1」および「第65条 所内電源系統その2」の運転上の制限も確認する。		※2：非常用交流高圧電源母線A系およびB系が動作不能時は、「第64条 所内電源系統その1」および「第65条 所内電源系統その2」の運転上の制限も確認する。		※2：非常用交流高圧電源母線A系およびB系が動作不能時は、「第64条 所内電源系統その1」および「第65条 所内電源系統その2」の運転上の制限も確認する。	
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項	
項目	頻度	項目	頻度	項目	頻度	項目	頻度
1. 代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	1. 代替所内電気設備が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	1. 代替所内電気設備が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	1. 代替所内電気設備が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回
	担当		担当		担当		担当
	当直長		当直長		発電課長		発電課長

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用される原子炉の状態	適用される原子炉の状態	適用される原子炉の状態	適用される原子炉の状態	
運転起高温度停止	運転起高温度停止	運転起高温度停止	運転起高温度停止	
条件	条件	条件	条件	
要求される措置	要求される措置	要求される措置	要求される措置	
完了時間	完了時間	完了時間	完了時間	
運転起高温度停止	<p>A. 緊急用断路器が動作不能の場合</p> <p>B. 代替所内電気設備による電源系が動作不能の場合</p> <p>C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>A. ガスタービン発電機接続盤が動作不能の場合</p> <p>B. 代替所内電気設備が動作不能の場合</p> <p>C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>A. ガスタービン発電機接続盤が動作不能の場合</p> <p>B. 代替所内電気設備が動作不能の場合</p> <p>C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>A. 発電課長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみなす。</p> <p>B. 発電課長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C. 1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、低温停止にする。</p>
冷温停止燃料交換	<p>A. 緊急用断路器が動作不能の場合</p> <p>B. 代替所内電気設備による電源系が動作不能の場合</p>	<p>A. ガスタービン発電機接続盤が動作不能の場合</p> <p>B. 代替所内電気設備が動作不能の場合</p>	<p>A. ガスタービン発電機接続盤が動作不能の場合</p> <p>B. 代替所内電気設備が動作不能の場合</p>	<p>A. 発電課長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみなす。</p> <p>B. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B2. 発電課長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

66-1-2-7 燃料補給設備		66-1-2-7 燃料補給設備		66-1-2-7 燃料補給設備	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		TS-25 66-1-2-7 燃料補給設備	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
燃料補給設備	<p>(1) 軽油タンク1基以上が使用可能であること</p> <p>(2) 所要数のタンクローリー(4kL)及びタンクローリー(16kL)が動作可能であること※1</p>	燃料補給設備	<p>(1) 軽油タンクレベルが所要値以上であること※1</p> <p>(2) ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であること※2</p> <p>(3) 所要数のタンクローリーが動作可能であること※3</p>	<p>・女川では、軽油タンクのレベルを運転上の制限として設定する（以下同様）。</p> <p>・女川では、ガスタービン発電設備軽油タンクは本表にて整理する。</p>	
適用される原子炉の状態		適用される原子炉の状態			
運転起動	軽油タンク※2	運転起動	非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベル※4※5	2,770mm	
高温停止		高温停止	高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備軽油タンクレベル※5	3,140mm	
低温停止		低温停止	ガスタービン発電設備軽油タンクレベル※6	2,080mm	
燃料交換	タンクローリー(4kL)	燃料交換	タンクローリー	2台※7	
	タンクローリー(16kL)				
				<p>※1：必要なホースを含む。</p> <p>※2：当該設備が使用不能時は、「第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基。</p> <p>※4：タンクローリー(4kL)は、大湊側高台保管場所及び5号炉東側第二保管場所に分散配置されていること。</p>	
				<p>※1：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間は除く。なお、非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高圧炉心スプレイス系のディーゼル発電機をいう。</p> <p>※2：常設代替交流電源設備が運転中および運転終了後2日間は除く。</p> <p>※3：燃料移送系の必要な弁、配管およびホースを含む。</p> <p>※4：非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルとは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク6基の各々の軽油タンクレベルをいう。</p> <p>※5：軽油タンクレベルが必要量確保されていない場合は、「第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※6：ガスタービン発電設備軽油タンクレベルとは、ガスタービン発電設備軽油タンク3基の各々の軽油タンクレベルをいう。</p> <p>※7：タンクローリーは、第2保管エリア、第3保管エリアに分散配置されていること。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(2) 確認事項				
項目	頻度	担当	項目	担当
1. 6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第61条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	1. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	発電課長
2. タンクローリ（4kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	2. 高圧炉心スプレイズレイン系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	発電課長
3. タンクローリ（16kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	3. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	発電課長
4. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	4. タンクローリが動作可能であることを確認する。	防災課長
(3) 要求される措置				
条件	要求される措置	完了時間	要求される措置	完了時間
A. 軽油タンクが所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	2日間	A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間
B. 動作可能なタンクローリ（4kL）が所要数を満足していない場合	B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は B 2. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※6} 。	2日間	B1. 発電課長は、高圧炉心スプレイズレイン系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間
C. 動作可能なタンクローリ（16kL）が所要数を満足していない場合	C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C 2. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※6} 。	2日間	C1. 発電課長は、ガスタービン発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間
D. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 当直長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※7} を動作不能 ^{※8} とみなす。	速やかに	D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または D2. 防災課長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※9} 。	2日間
E. 条件A、B、CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 防災課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※10} を動作不能 ^{※11} とみなす。	速やかに	E1. 防災課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※10} を動作不能 ^{※11} とみなす。	速やかに

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
E. 条件Bで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	E 1. 当直長は、タンクローリ（4 k L）による燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※7} を動作不能 ^{※8} とみなす。			
F. 条件Cで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	F 1. 当直長は、タンクローリ（1 6 k L）による燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※7} を動作不能 ^{※8} とみなす。			
<p>※5：代替品の補充等をいう。</p> <p>※6：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件E及びFには移行しない。</p> <p>※7：燃料補給を有する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 タンクローリ（4 k L）；可搬型代替注水ポンプ（A-1級）、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）、大容量送水車（海水取水用）、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、電源車、モニタリングポスト用発電機及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備。 タンクローリ（1 6 k L）；第一ガスタービン発電機。</p> <p>※8：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>				
<p>※8：代替品の補充等をいう。</p> <p>※9：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件Eには移行しない。</p> <p>※10：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置および大容量送水ポンプ（タイプII）、ガスタービン発電機</p> <p>※11：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

表6-1-3 計装設備		表6-1-3 計装設備	
6-1-3-1 主要パラメータ及び代替パラメータ		6-1-3-1 主要パラメータおよび代替パラメータ	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
主要パラメータ	1 チャンネル以上が監視可能であること※1※3	主要パラメータ	主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること※1※3
代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること※1※2※3	代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること※1※2※3
<p>※1：プラント起動に伴う計器校正、原子炉水圧検査及びび原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合並びに計器校正時等は、運転上の制限を満足していかないとはみなさない。</p> <p>※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足していかないとはみなさない。</p> <p>※3：主要パラメータ及び代替パラメータに記載する[]は、有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器（耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置で代替パラメータとして確認することができる。</p>		<p>※1：プラント起動に伴う計器校正、原子炉水圧検査および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合ならびに計器校正時等は、運転上の制限を満足していかないとはみなさない。</p> <p>※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足していかないとはみなさない。</p> <p>※3：主要パラメータおよび代替パラメータに記載する[]は、有効監視パラメータまたは重要監視パラメータの常用計器（耐震性または耐環境性等はないが、監視可能であれば原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置で代替パラメータとして確認することができる。</p>	
1. 原子炉圧力容器内の温度		1. 原子炉圧力容器内の温度	
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ
運転 起 高 温 停 止 冷 温 停 止 燃 料 交 換※4	要素	要素	要素
	推定方法	推定方法	推定方法
	① 主要パラメータの他チャンネルにより推定する。	① 主要パラメータの他の検出器 ② 原子炉圧力 (SA) ② 原子炉水位 (広帯域) ② 原子炉水位 (燃料域) ② 原子炉水位 (SA)	① 主要パラメータの他の検出器は、他の検出器により推定する。 ② 原子炉圧力 ② 原子炉圧力 (SA) ② 原子炉水位 (広帯域) ② 原子炉水位 (燃料域) ② 原子炉水位 (SA)
	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。
	③ 残留熱除去系熱交換器入口温度	③ 残留熱除去系熱交換器入口温度	③ 残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。

女川2号炉案

差異理由

TS-25 66-13
 -1 主要パラメータおよび代替パラメータ

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
※4：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブルゲートが閉の場合				
2. 原子炉圧力容器内の圧力				
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素
	推定方法	推定方法	推定方法	推定方法
運 転 起 動 高 温 停 止 冷 温 停 止	原子炉圧力	① 主要パラメータの他 チャンネル ② 原子炉圧力 (SA) ③ 原子炉水位 (広帯域) ③ 原子炉水位 (燃料域) ③ 原子炉水位 (SA) ③ 原子炉圧力容器温度	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 原子炉圧力 (SA) により推定する。 原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	① 主要パラメータの他チャンネル ② 原子炉圧力 ③ 原子炉水位 (広帯域) ③ 原子炉水位 (燃料域) ③ 原子炉水位 (SA 広帯域) ③ 原子炉水位 (SA 燃料域) ③ 原子炉圧力容器温度
	原子炉圧力 (SA)	① 原子炉圧力 ② 原子炉水位 (広帯域) ② 原子炉水位 (燃料域) ② 原子炉水位 (SA) ② 原子炉圧力容器温度	原子炉圧力により推定する。 飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	原子炉圧力 (SA) ③ 原子炉水位 (広帯域) ③ 原子炉水位 (燃料域) ③ 原子炉水位 (SA 広帯域) ③ 原子炉水位 (SA 燃料域) ③ 原子炉圧力容器温度

• 原子炉圧力 (SA) は2チャンネルあるため代替パラメータとして他チャンネルを記載

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
3. 原子炉圧力容器内の水位				
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	推定方法
	原子炉の状態	要素	要素	推定方法
運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換 ^{*5}	原子炉水位 (広帯域)	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉水位 (SA) ③高圧代替注水系統流量 ③復水補給水系統流量 (RHR A 系代替注水流量) ③復水補給水系統流量 (RHR B 系代替注水流量) ③原子炉隔離時冷却系統流量 ③高圧炉心注水系統流量 ③残留熱除去系統流量	①主要パラメータの他チャンネル ②原子炉水位 (SA 広帯域) ③高圧代替注水ポンプ出口流量 ③残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量) ③残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) ③直流動低圧注水系ポンプ出口流量 ③代替循環冷却ポンプ出口流量 ③原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ③高圧炉心スプレイン系ポンプ出口流量 ③残留熱除去系ポンプ出口流量 ③低圧炉心スプレイン系ポンプ出口流量	原子炉水位 (広帯域) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 原子炉水位 (SA 広帯域) により推定する。 機器動作状態にある注水流量と崩壊熱除去に必要な注水流量により推定する。 原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) と圧力抑制室圧力の差から原子炉圧力容器の満水を推定する。
	運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換 ^{*5}	原子炉水位 (広帯域)	④原子炉圧力 ④原子炉圧力 (SA) ④格納容器内圧力 (S/C)	④原子炉圧力 ④原子炉圧力 (SA) ④圧力抑制室圧力

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	代替パラメータ要素	差異理由
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換※5	原子炉水位 (燃料域)	①主要パラメータの他チャンネル が故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉水位 (SA) により推定する。 ③高圧代替注水系系統流量 ③復水補給水系流量 (RHR A 系代替注水流量) ③復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量) ③原子炉隔離時冷却系系統流量 ③高圧炉心スプレイ系系統流量 ③残留熱除去系系統流量	①主要パラメータの他チャンネル の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②原子炉水位 (SA燃料域) により推定する。 ③高圧代替注水系ポンプ出口流量 ③残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) ③残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) ③直流通動低圧注水系ポンプ出口流量 ③代替循環冷却ポンプ出口流量 ③原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ③高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ③残留熱除去系ポンプ出口流量 ③低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	・SA時の注水設備である直流通動低圧注水系ポンプ、代替循環冷却ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量を代替パラメータに記載。
	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換※5	④原子炉圧力 ④原子炉圧力 (SA) ④格納容器内圧力 (S/C)	④原子炉圧力 ④原子炉圧力 (SA) ④圧力抑制室圧力	

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法	
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ^{*5}	①原子炉水位（広帯域） ①原子炉水位（燃料域） ②高圧代替注水系統流量 ②復水補給水系統流量（RHR A 系代替注水流量） ②復水補給水系統流量（RHR B 系代替注水流量） ②原子炉隔離時冷却系統流量 ②高圧炉心注水系統流量 ②残留熱除去系統流量 ③原子炉圧力 ③原子炉圧力（SA） ③格納容器内圧力（S/C）	①原子炉水位（広帯域） ②高圧代替注水系統流量 ②残留熱除去系統流量（残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量） ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量） ②直流通動低圧注水系統出口流量 ②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ②高圧炉心スプレイレイン系ポンプ出口流量 ②残留熱除去系ポンプ出口流量 ②低圧炉心スプレイレイン系ポンプ出口流量 ③原子炉圧力 ③原子炉圧力（SA） ③圧力抑制室圧力	原子炉水位（広帯域）により推定する。 機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉圧力容器内の水位を推定する。 差圧から原子炉圧力容器の満水を設定する。	女川では、原子炉水位（SA広帯域）及び原子炉水位（SA燃料域）それぞれについて記載 ・SA時の注水設備である直流通動低圧注水系統ポンプ、代替循環冷却ポンプ及び低圧炉心スプレイレイン系ポンプの出口流量を代替パラメータに記載
	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ^{*5}	①原子炉水位（燃料域） ②高圧代替注水系統流量 ②残留熱除去系統流量（残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量） ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量） ②直流通動低圧注水系統出口流量 ②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ②高圧炉心スプレイレイン系ポンプ出口流量 ②残留熱除去系ポンプ出口流量 ②低圧炉心スプレイレイン系ポンプ出口流量 ③原子炉圧力 ③原子炉圧力（SA）	①原子炉水位（燃料域） ②高圧代替注水系統流量 ②残留熱除去系統流量（残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量） ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量） ②直流通動低圧注水系統出口流量 ②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ②高圧炉心スプレイレイン系ポンプ出口流量 ②残留熱除去系ポンプ出口流量 ②低圧炉心スプレイレイン系ポンプ出口流量 ③原子炉圧力 ③原子炉圧力（SA）	原子炉水位（燃料域）により推定する。 機器動作状態にある注水流量と崩壊熱除去に必要な注水流量により推定する。 原子炉圧力、原子炉圧力（SA）と圧力抑制室圧力、原子炉圧力容器の満水を推定する。 原子炉水位（燃料域）により推定する。 機器動作状態にある注水流量と崩壊熱除去に必要な注水流量により推定する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが開の場合</p>	<p>③圧力抑制室圧力</p> <p>制室圧力の差圧から 原子炉圧力容器の満 水を推定する。</p> <p>※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが開の場合</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	推定方法
運転 起動 ^{※6} 高温停止 ^{※6}	高圧代替注水系 系統流量	①復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。
	原子炉隔離時冷却系 系統流量	②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	注水先の原子炉水位の水位変化により高圧代替注水系系統流量を推定する。
運転 起動 ^{※6} 高温停止 ^{※6}	高圧炉心注水系 系統流量	①復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。
	原子炉隔離時冷却系 系統流量	②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	注水先の原子炉水位の水位変化により原子炉隔離時冷却系系統流量を推定する。
運転 起動 ^{※6} 高温停止 ^{※6}	高圧代替注水系 系統流量	①復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。
	原子炉隔離時冷却系 系統流量	②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	注水先の原子炉水位の水位変化により原子炉隔離時冷却系系統流量を推定する。

4. 原子炉压力容器への注水量		4. 原子炉压力容器への注水量	
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	推定方法
運転 起動 ^{※6} 高温停止 ^{※6}	高圧代替注水系 ポンプ出口流量	①復水貯蔵槽水位	水源である復水貯蔵槽水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。
	原子炉隔離時冷却系 ポンプ出口流量	②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA) ②原子炉水位 (SA)燃料域)	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。
運転 起動 ^{※6} 高温停止 ^{※6}	高圧炉心スプレイス ポンプ出口流量	①復水貯蔵槽水位	水源である復水貯蔵槽水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。
		②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA) ②原子炉水位 (SA)燃料域)	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。

※6：高圧代替注水系ポンプ出口流量および原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量については、原子炉圧力が1.04MPa [gage] 以上の場合に適用する。

※6：高圧代替注水系系統流量及び原子炉隔離時冷却系系統流量については、原子炉圧力が1.03MPa [gage] 以上の場合に適用する。

差異理由

赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

差異理由

適用される 原子炉の状態	主要パラメータ		代替パラメータ	
	要素	要素	要素	推定方法
運 転 起 動 高温停止	代替循環冷却ポンプ 出口流量	①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	S A時の注水設備である代替循環冷却ポンプ及び直流駆動低圧注水ポンプの出口流量を主要パラメータに記載
		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。	
運 転 起 動 高温停止	直流駆動低圧注水系 ポンプ出口流量	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	
		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	推定方法
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換※7	復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量)	①復水貯蔵槽水位 (SA)	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。
		②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA広帯域) ②原子炉水位 (SA燃料域)	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換※7	復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量)	①復水貯蔵槽水位 (SA)	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。
		②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA広帯域) ②原子炉水位 (SA燃料域)	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。
残留熱除去系系統流量	残留熱除去系系統流量	①サブレッシュジョン・チェンバ、プールの水位の変化により注水量を推定する。	①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。
		②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA広帯域) ②原子炉水位 (SA燃料域)	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。
低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	低圧炉心スプレイスポンプ出口流量	①圧力抑制室水位	①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。
		②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA広帯域) ②原子炉水位 (SA燃料域)	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。

※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。
 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールの水位が閉の場合
 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールの水位が閉の場合

赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由	
5. 原子炉格納容器への注水量	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
	要素	要素	要素		
運 転 起 動 高 温 停 止	<p>①復水貯蔵槽水位 (SA)</p> <p>②格納容器下部水位</p> <p>②格納容器内圧力 (D/W) 又は格納容器内圧力 (S/C) より格納容器への注水量を推定する。</p>	<p>①復水貯蔵槽水位</p> <p>②原子炉格納容器下部水位</p> <p>②ドライウエル水位</p> <p>③ドライウエル温度</p> <p>③ドライウエル圧力</p> <p>③圧力抑制室圧力</p>	<p>①復水貯蔵タンク水位</p> <p>②原子炉格納容器下部水位</p> <p>②ドライウエル水位</p> <p>③ドライウエル温度</p> <p>③ドライウエル圧力</p> <p>③圧力抑制室圧力</p>	<p>水源地である復水貯蔵タンク水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。</p> <p>注水先の格納容器内圧力 (D/W) 又は格納容器内圧力 (S/C) より格納容器への注水量を推定する。</p>	
	<p>復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量)</p>	<p>残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系へドラスプレイレイン洗浄流量)</p> <p>①原子炉格納容器下部水位</p> <p>①ドライウエル水位</p> <p>①原子炉格納容器下部水位</p> <p>①ドライウエル水位</p> <p>②ドライウエル温度</p> <p>②ドライウエル圧力</p> <p>②圧力抑制室圧力</p>	<p>①復水貯蔵タンク水位</p> <p>②原子炉格納容器下部水位</p> <p>②ドライウエル水位</p> <p>③ドライウエル温度</p> <p>③ドライウエル圧力</p> <p>③圧力抑制室圧力</p>	<p>水源地である復水貯蔵タンク水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。</p> <p>原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。</p> <p>ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。</p>	<p>・女川では、ドライウエル水位及びドライウエル温度を代替パラメータとして記載</p>
5. 原子炉格納容器への注水量	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
	要素	要素	要素		
運 転 起 動 高 温 停 止	<p>①復水貯蔵槽水位 (SA)</p> <p>②格納容器下部水位</p> <p>②格納容器内圧力 (D/W) 又は格納容器内圧力 (S/C) より格納容器への注水量を推定する。</p>	<p>①復水貯蔵タンク水位</p> <p>②原子炉格納容器下部水位</p> <p>②ドライウエル水位</p> <p>③ドライウエル温度</p> <p>③ドライウエル圧力</p> <p>③圧力抑制室圧力</p>	<p>①復水貯蔵タンク水位</p> <p>②原子炉格納容器下部水位</p> <p>②ドライウエル水位</p> <p>③ドライウエル温度</p> <p>③ドライウエル圧力</p> <p>③圧力抑制室圧力</p>	<p>水源地である復水貯蔵タンク水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。</p> <p>原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。</p> <p>ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。</p>	<p>・女川では、ドライウエル水位及びドライウエル温度を代替パラメータとして記載</p>
	<p>復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量)</p>	<p>残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)</p> <p>①原子炉格納容器下部水位</p> <p>①ドライウエル水位</p> <p>②ドライウエル温度</p> <p>②ドライウエル圧力</p> <p>②圧力抑制室圧力</p>	<p>①復水貯蔵タンク水位</p> <p>②原子炉格納容器下部水位</p> <p>②ドライウエル水位</p> <p>③ドライウエル温度</p> <p>③ドライウエル圧力</p> <p>③圧力抑制室圧力</p>	<p>①復水貯蔵タンク水位</p> <p>②原子炉格納容器下部水位</p> <p>②ドライウエル水位</p> <p>③ドライウエル温度</p> <p>③ドライウエル圧力</p> <p>③圧力抑制室圧力</p>	<p>水源地である復水貯蔵タンク水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。</p> <p>原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。</p> <p>ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。</p>

赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法	
運転 起動 高温停止	復水補給水系流量 (格納容器下部注水 流量)	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②格納容器下部水位 ②格納容器内圧力 (D/W) ②格納容器内圧力 (S/C)	①原子炉格納容器下部水位 ①ドライウエル水位 ②ドライウエル温度 ②ドライウエル圧力 ②圧力抑制室圧力	<ul style="list-style-type: none"> ・女川では、代替循環冷却ポンプ出口流量を主要パラメータとして記載
	水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉格納容器下部注水量	①ドライウエル温度，ドライウエル圧力，圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。 水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・女川では、原子炉格納容器下部水位，ドライウエル水位にて原子炉格納容器下部注水量を推定

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ	6. 原子炉格納容器内の温度	
	要素	要素	要素
運転 起 高温停止	代替パラメータ	代替パラメータ	代替パラメータ
	推定方法	推定方法	推定方法
運転 起 高温停止	① 主要パラメータの他 チヤンネル	① 主要パラメータの他 の検出器	① 主要パラメータの他 の検出器により推定する。
	② 格納容器内圧力(D/W)	② ドライウエル圧力	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウエル圧力によりドライウエル温度を推定する。
運転 起 高温停止	③ 格納容器内圧力(S/C)	③ 格納容器内圧力	飽和温度／圧力の関係を利用して圧力抑制室圧力によりドライウエル温度を推定する。
	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度	圧力抑制室内空気の温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。
運転 起 高温停止	② 格納容器内圧力(S/C)	② 格納容器内圧力(S/C)	圧力抑制室内空気の温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。
	③ [サブプレッション・チェンバ気体温度]	③ サプレッション・チェンバ気体温度	飽和温度／圧力の関係を利用して圧力抑制室圧力により圧力抑制室内空気の温度を推定する。
運転 起 高温停止	① 主要パラメータの他 チヤンネル	① 主要パラメータの他 の検出器	① 主要パラメータの他 の検出器により推定する。
	② サプレッション・チェンバ・プールの水温度	② サプレッション・チェンバ・プールの水温度	サブプレッション・プールの水温度により圧力抑制室内空気の温度を推定する。
運転 起 高温停止	③ サプレッション・チェンバ気体温度	③ 圧力抑制室圧力	飽和温度／圧力の関係を利用して圧力抑制室圧力により圧力抑制室内空気の温度を推定する。
	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度	① 主要パラメータの他 の検出器	① 主要パラメータの他 の検出器により推定する。
運転 起 高温停止	② サプレッション・チェンバ気体温度	② 圧力抑制室内空気の温度	圧力抑制室内空気の温度によりサブプレッション・プールの水温度を推定する。
		① 主要パラメータの他 チヤンネル	原子炉格納容器下部温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。

・女川では、圧力抑制室内空気の温度の代替パラメータとして、圧力抑制室圧力を使用。

・女川では、原子炉格納容器下部温度を主要パラメータとして使用。

差異理由

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
7. 原子炉格納容器内の圧力	適用される 原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	
	運転 起 高温停止	格納容器内圧力 (D/W)	① 圧力抑制室圧力	① 圧力抑制室圧力により推定する。
		格納容器内圧力 (D/W)	② ドライウエル温度	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウエル温度によりドライウエル温度を推定する。
		格納容器内圧力 (D/W)	③ [ドライウエル圧力]	監視可能であればドライウエル圧力（常用計器）により、ドライウエル圧力を推定する。
		格納容器内圧力 (D/W)	① ドライウエル圧力	ドライウエル圧力により推定する。
		格納容器内圧力 (D/W)	② 圧力抑制室内空気温度	飽和温度／圧力の関係を利用して圧力抑制室内空気温度により圧力抑制室圧力を推定する。
		格納容器内圧力 (S/C)	③ [圧力抑制室圧力]	監視可能であれば圧力抑制室圧力（常用計器）により、圧力抑制室圧力を推定する。
7. 原子炉格納容器内の圧力	適用される 原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	
	運転 起 高温停止	格納容器内圧力 (S/C)	① 格納容器内圧力 (S/C)	格納容器内圧力 (S/C) により推定する。
		格納容器内圧力 (D/W)	② ドライウエル雰囲気温度	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウエル雰囲気温度により格納容器内圧力 (D/W) を推定する。
		格納容器内圧力 (D/W)	③ [格納容器内圧力 (D/W)]	監視可能であれば格納容器内圧力 (D/W)（常用計器）により、圧力を推定する。
		格納容器内圧力 (D/W)	① 格納容器内圧力 (D/W)	格納容器内圧力 (D/W) により推定する。
		格納容器内圧力 (S/C)	② サプレッション・チェンバ氣體温度	飽和温度／圧力の関係を利用してサプレッション・チェンバ氣體温度により格納容器内圧力 (S/C) を推定する。
		格納容器内圧力 (S/C)	③ [格納容器内圧力 (S/C)]	監視可能であれば格納容器内圧力 (S/C)（常用計器）により、圧力を推定する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
8. 原子炉格納容器内の水位	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	主要パラメータ要素	8. 原子炉格納容器内の水位
	要素	代替パラメータ	代替パラメータ	要素
運転 起動 高温停止	<p>サブレーション・チェンバ・プール水位</p> <p>①復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量)</p> <p>復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量) の注水量により、サブレーション・チェンバ・プール水位を推定する。</p> <p>②復水貯蔵槽水位 (SA)</p> <p>③格納容器内圧力 (O/W) ③格納容器内圧力 (S/C)</p> <p>④ [サブレーション・チェンバ・プール水位]</p>	<p>①主要パラメータの他チェンネル</p> <p>②高圧代替注水系ポンプ出口流量</p> <p>②残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドス淨流量)</p> <p>②残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)</p> <p>②直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量</p> <p>②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量</p> <p>②高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p> <p>②原子炉格納容器代替スプレイ流量</p> <p>②原子炉格納容器下部注水流量</p>	<p>圧力抑制室水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。</p> <p>高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドス淨流量)、残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量、原子炉格納容器代替スプレイ流量および原子炉格納容器下部注水流量により、外部水源を使用した注水量の積算により圧力抑制室水位を推定する。</p> <p>水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により、圧力抑制室水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。</p> <p>③復水貯蔵タンク水位</p>	<p>女川では、主要パラメータの他チャンネルを代替パラメータとして使用。</p> <p>女川では、代替パラメータとして高圧代替注水系ポンプ、直流駆動低圧注水系ポンプ、原子炉隔離時冷却系ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量並びに原子炉格納容器代替スプレイ流量及び原子炉格納容器下部注水流量を代替パラメータとして使用。</p> <p>柏崎では、格納容器内圧力及びサブレーション・チェンバ・プール水位を代替パラメータとして使用。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される 原子炉の状態	格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	①主要パラメータの他チャンネル	<ul style="list-style-type: none"> 女川では、代替パラメータとして残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、原子炉格納容器代替スプレイ流量、代替循環冷却ポンプ出口流量及び原子炉格納容器冷却ライン洗浄流量）を代替パラメータとして使用。
	格納容器下部水位 復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）により、格納容器下部水位を推定する。	②復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）	②原子炉格納容器下部注水流量	
運転 起動 高温停止	格納容器下部水位 復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）により、格納容器下部水位を推定する。	③復水貯蔵槽水位（SA）	③復水貯蔵タンク水位	<ul style="list-style-type: none"> 女川では、代替パラメータとして残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、原子炉格納容器代替スプレイ流量、代替循環冷却ポンプ出口流量及び原子炉格納容器冷却ライン洗浄流量）を代替パラメータとして使用。
	格納容器下部水位 復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）により、格納容器下部水位を推定する。	②原子炉格納容器下部注水流量	②原子炉格納容器下部注水流量	
適用される 原子炉の状態	格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	①主要パラメータの他チャンネル	<ul style="list-style-type: none"> 女川では、代替パラメータとして残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、原子炉格納容器代替スプレイ流量、代替循環冷却ポンプ出口流量及び原子炉格納容器冷却ライン洗浄流量）を代替パラメータとして使用。
運転 起動 高温停止	格納容器下部水位 復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）により、格納容器下部水位を推定する。	②原子炉格納容器下部注水流量	②原子炉格納容器下部注水流量	
適用される 原子炉の状態	格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	①主要パラメータの他チャンネル	<ul style="list-style-type: none"> 女川では、代替パラメータとして残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、原子炉格納容器代替スプレイ流量、代替循環冷却ポンプ出口流量及び原子炉格納容器冷却ライン洗浄流量）を代替パラメータとして使用。
運転 起動 高温停止	格納容器下部水位 復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）により、格納容器下部水位を推定する。	②原子炉格納容器下部注水流量	②原子炉格納容器下部注水流量	

赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案		差異理由
		<p>②代替循環冷却ポンプ出口流量</p> <p>②原子炉格納容器下部注水流量</p> <p>③復水貯蔵タンク水位</p>	<p>系格納容器冷却ポンプ（原子炉洗浄流量），原子炉格納容器代替スプレイ流量及び代替循環冷却ポンプ出口流量を代替パラメータとして使用。</p>
		<p>よりドライウエルの水位を推定する。</p> <p>③復水貯蔵タンク水位</p>	<p>水源である復水貯蔵タンク水位の変化により，ドライウエルの水位を推定する。なお，復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

相崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
9. 原子炉格納容器内の水素濃度			
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 推定方法
	格納容器内 水素濃度 (SA)	① 主要パラメータの他 チヤンネル ② 格納容器内水素濃度	格納容器内水素濃度 (D/W) の 1 チヤンネルが故障した場合は、 他チヤンネルにより推定する。 格納容器内雰囲気水素濃度によ り推定する。 格納容器内水素濃度 (S/C) の 1 チヤンネルが故障した場合は、 他チヤンネルにより推定する。 格納容器内雰囲気水素濃度によ り推定する。
運 転 起 動 高 温 停 止	格納容器内 水素濃度 (SA)	① 主要パラメータの他 チヤンネル ② 格納容器内水素濃度 (SA)	① 主要パラメータの他 チヤンネル ② 格納容器内水素濃度 (D/W) お よび格納容器内水素濃度 (S/ C) により推定する。
	格納容器内 水素濃度 (SA)	① 主要パラメータの他 チヤンネル ② 格納容器内水素濃度 (SA)	① 主要パラメータの他 チヤンネルが故障した場合は、他 チヤンネルにより推定する。 ② 格納容器内水素濃度 (D/W) お よび格納容器内水素濃度 (S/ C) により推定する。
10. 原子炉格納容器内の放射線量率			
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 推定方法
	格納容器内 雰囲気放射線 レベル (D/W)	① 主要パラメータの他 チヤンネル ② [エリア放射線モニタ]	格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) の1 チヤンネルが故障 した場合は、他チヤンネルにより 推定する。 エリア放射線モニタ (有効監視パ ラメータ) の指示値を用いて原子 炉格納容器内の放射線量率を推 定する。 格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) の1 チヤンネルが故障 した場合は、他チヤンネルにより 推定する。 エリア放射線モニタ (有効監視パ ラメータ) の指示値を用いて原子
運 転 起 動 高 温 停 止	格納容器内 雰囲気放射線 レベル (D/W)	① 主要パラメータの他 チヤンネル ② [エリア放射線モニタ]	① 主要パラメータの他 チヤンネル ② [エリア放射線モニタ]
	格納容器内 雰囲気放射線 レベル (S/C)	① 主要パラメータの他 チヤンネル ② [エリア放射線モニタ]	① 主要パラメータの他 チヤンネル ② [エリア放射線モニタ]

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案			
12. 最終ヒートシンクの確保 (1) 代替循環冷却系				12. 最終ヒートシンクの確保 (1) 代替循環冷却系			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ
運転 起 動 高 温 停 止	サブレーション・チェンバ・プールの水温度	①サブレーション・チェンバ気体温度	サブレーション・チェンバ・プールの水温度によりサブレーション・チェンバ・プールの水温度を推定する。	サブレーション・プールの水温度	①主要パラメータの他の検出器	サブレーション・プールの水温度	サブレーション・プールの水温度により推定する。
		②サブレーション・チェンバ気体温度	サブレーション・チェンバ・プールの水温度により推定する。				
運転 起 動 高 温 停 止	復水補給水系流量 (代替循環冷却)	①サブレーション・チェンバ・プールの水温度	熱交換器ユニットの熱交換量評価からサブレーション・チェンバ・プールの水温度により推定する。	残留熱除去系熱交換器入口温度	①サブレーション・プールの水温度	残留熱除去系熱交換器入口温度	サブレーション・プールの水温度により残留熱除去系熱交換器入口温度を推定する。
		②サブレーション・チェンバ・プールの水温度	熱交換器ユニットの熱交換量評価からサブレーション・チェンバ・プールの水温度により推定する。				
運転 起 動 高 温 停 止	復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量)	①原子炉水位 (広帯域)	注水先の原子炉水位の水位変化により復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量) を推定する。	代替循環冷却ポンプ出口流量 (原子炉圧力容器への注水)	①原子炉水位 (広帯域)	①原子炉水位 (広帯域)	注水先の原子炉水位の変化量により代替循環冷却ポンプ出口流量を推定する。
		②原子炉水位 (燃料域)	注水先の原子炉水位の水位変化により復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量) を推定する。				
運転 起 動 高 温 停 止	復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量)	①原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	代替循環冷却ポンプ出口流量 (原子炉格納容器への注水)	③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度により最終ヒートシンクが確保されていることを確認する。
		②原子炉圧力容器内圧力 (S/C)	原子炉圧力容器温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。				
運転 起 動 高 温 停 止	復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量)	①復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量)	復水移送ポンプの注水特性から推定した総流量より、原子炉格納容器側への注水量を推定する。	原子炉格納容器下部水位	①原子炉格納容器下部水位	原子炉格納容器下部水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により代替循環冷却ポンプ出口流量を推定する。
		②原子炉格納容器内圧力 (S/C)	復水移送ポンプの注水特性から推定した総流量より、原子炉格納容器側への注水量を推定する。				
運転 起 動 高 温 停 止	復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量)	①サブレーション・チェンバ・プールの水温度	サブレーション・チェンバ・プールの水温度、ドライウエル雰囲気温度、サブレーション・チェンバ気体温度により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	ドライウエル温度	②ドライウエル温度	ドライウエル温度	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。
		②サブレーション・チェンバ気体温度	サブレーション・チェンバ・プールの水温度、ドライウエル雰囲気温度、サブレーション・チェンバ気体温度により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	格納容器圧力逃がし装置	適用される原子炉の状態	(2) 原子炉格納容器フィルタバント系	
復水補給水系流量 (RHR B系代替注水量)	① 復水補給水系流量 ① 復水移送ポンプ吐出圧力 ① 格納容器内圧力 (S/C) ① サプレッション・チェンバ・ブール水位	① 復水移送ポンプの注水特性から推定した総流量より、原子炉格納容器下部への注水量を推定する。	① 主要パラメータの他 ① 格納容器下部注水量	
復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量)	② 格納容器下部水位	注水先の格納容器下部水位の変化により復水補給水系流量 (格納容器下部注水量) を推定する。	① 主要パラメータの他 ① 格納容器下部注水量	
主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	
フィルタ装置水位	① 主要パラメータの他 ① 格納容器内圧力 (D/W) 又は格納容器内圧力 (S/C) の傾向監視により格納容器圧力逃がし装置の健全性を推定する。	① 主要パラメータの他 ① 格納容器内圧力 (D/W) ① 格納容器内圧力 (S/C)	① 主要パラメータの他 ① 格納容器内圧力 (D/W) ① 格納容器内圧力 (S/C)	
フィルタ装置入口圧力			① ドライウエル圧力 ① 圧力抑制室圧力	
運転 起 高温停止		運転 起 高温停止	① ドライウエル圧力または圧力抑制室圧力の傾向監視により原子炉格納容器フィルタバント系フィルタ装置の健全性を推定する。 ① ドライウエル圧力または圧力抑制室圧力の傾向監視により原子炉格納容器フィルタバント系フィルタ装置の健全性を推定する。 ① 圧力抑制室圧力	・女川では、フィルタ装置出口圧力 (広帯域) 及びフィルタ装置水温度を主要パラメータとして記載
フィルタ装置出口放射線モニタ	① 主要パラメータの他 ① 格納容器内圧力 (D/W) 又は格納容器内圧力 (S/C) の傾向監視により格納容器圧力逃がし装置の健全性を推定する。	① 主要パラメータの他 ① 格納容器内圧力 (D/W) ① 格納容器内圧力 (S/C)	① 主要パラメータの他 ① 格納容器内圧力 (D/W) ① 格納容器内圧力 (S/C)	
フィルタ装置水素濃度	① 主要パラメータの他 ① 格納容器内圧力 (D/W) 又は格納容器内圧力 (S/C) の傾向監視により格納容器圧力逃がし装置の健全性を推定する。	① 主要パラメータの他 ① 格納容器内圧力 (D/W) ① 格納容器内圧力 (S/C)	① 主要パラメータの他 ① 格納容器内圧力 (D/W) ① 格納容器内圧力 (S/C)	・柏崎では、主要パラメータの他チヤンネル

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	原子炉格納容器内の水素ガスが格納容器圧力逃がし装置の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度(SA)により推定する。	①格納容器内水素濃度(D/W)	原子炉格納容器内の水素が原子炉格納容器フィルタメント系ブレイク配管内を通過することから、格納容器内水素濃度(D/W)または格納容器内水素濃度(S/C)により推定する。	ネルを補助パラメータとして記載。
運転・起動・高温停止	フィルタ装置金属 フィルタ差圧 フィルタ装置スクラバ水 pH	①主要パラメータの他 チャンネル ①フィルタ装置水位	フィルタ装置金属フィルタメントの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 フィルタ装置水位によりベントガスに含まれる水蒸気の凝縮によるスクラバ水の希釈状況により推定する。	・柏崎では、フィルタ装置金属フィルタメント差圧及びフィルタ装置スクラバ水 pH を主要パラメータとして記載。
(3) 耐圧強化ベント系				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	推定方法
運転・起動・高温停止	耐圧強化ベント系放射線モニタ	①主要パラメータの他 チャンネル	耐圧強化ベント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	耐圧強化ベント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
(4) 残留熱除去系				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	推定方法
運転・起動・高温停止・冷温停止・燃料交換 ^{*1}	残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度	①原子炉圧力容器温度 ①サブレッシュヨンプール水温度	原子炉圧力容器温度およびサブレッシュヨンプール水温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 残留熱除去系熱交換器の熱交換量評価から残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。	原子炉圧力容器温度およびサブレッシュヨンプール水温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 残留熱除去系熱交換器の熱交換量評価から残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合	原子炉補機冷却水系統流量、残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系系統流量が確保されていることを推定する。	②原子炉補機冷却水系統流量 ②残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量	原子炉補機冷却水系統流量および残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。 残留熱除去系ポンプ出口圧力から残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系ポンプ出口流量が確保されていることを推定する。	・女川では、圧力抑制室水位を代替パラメータとして記載
※10：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合	原子炉補機冷却水系統流量、残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系系統流量が確保されていることを推定する。	②原子炉補機冷却水系統流量 ②残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量	原子炉補機冷却水系統流量および残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。 残留熱除去系ポンプ出口圧力から残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系ポンプ出口流量が確保されていることを推定する。	
13. 格納容器バイパスの監視 (1) 原子炉圧力容器内の状態	原子炉圧力容器内の状態	原子炉圧力容器内の状態	原子炉圧力容器内の状態	
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ 要素	要素	代替パラメータ 推定方法	
運 転 起 動 高 温 停 止	原子炉水位 (広帯域)	①主要パラメータの他 チャネル ②原子炉水位 (SA)	原子炉水位 (広帯域) の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。 原子炉水位 (SA) により推定する。	
	原子炉水位 (燃料域)	①主要パラメータの他 チャネル ②原子炉水位 (SA)	原子炉水位 (燃料域) の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。 原子炉水位 (SA) により推定する。	
運 転 起 動 高 温 停 止	原子炉水位 (燃料域)	①原子炉水位 (SA) ①原子炉水位 (燃料域)	原子炉水位 (燃料域) の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。 原子炉水位 (SA) により推定する。	
	原子炉圧力	①主要パラメータの他 チャネル ②原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。 原子炉圧力 (SA) により推定する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される 原子炉の状態	原子炉圧力 (SA)	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) 広帯域 ③原子炉水位 (SA) 燃料域 ③原子炉圧力容器温度	原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定すること、原子炉圧力容器温度より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。 原子炉圧力により推定する。
	原子炉圧力 (SA)	①原子炉圧力 ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA) ②原子炉圧力容器温度	①主要パラメータの他 チャンネル ②原子炉圧力 ③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) 広帯域 ③原子炉水位 (SA) 燃料域 ③原子炉圧力容器温度	
運転 起 高温停止	原子炉の状態	①原子炉圧力 ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA) ②原子炉圧力容器温度	①主要パラメータの他 チャンネル ②原子炉圧力 ③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) 広帯域 ③原子炉水位 (SA) 燃料域 ③原子炉圧力容器温度	・女川では、主要パラメータの他チャンネルを代替パラメータに使用。
	原子炉の状態	①原子炉圧力 ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA) ②原子炉圧力容器温度	①主要パラメータの他 チャンネル ②原子炉圧力 ③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) 広帯域 ③原子炉水位 (SA) 燃料域 ③原子炉圧力容器温度	

(2) 原子炉格納容器内の状態		代替パラメータ	
適用される 原子炉の状態	要素	要素	推定方法
運転 起 高温停止	原子炉の状態	①主要パラメータの他 検出器 ②ドライウエル圧力 ①圧力抑制室圧力	ドライウエル温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。 飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル圧力によりドライウエル温度を推定する。 圧力抑制室圧力により推定する。
	原子炉の状態	①主要パラメータの他 検出器 ②ドライウエル圧力 ①圧力抑制室圧力	ドライウエル温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。 飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル圧力によりドライウエル温度を推定する。 圧力抑制室圧力により推定する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 原子炉建屋内の状態				
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法
運転 起 高温停止	高圧炉心注水系 ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力	①原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器パイパスの発生を推定する。
		②[エアリア放射線モニタ]	② [エアリア放射線モニタ]	エアリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) により格納容器パイパスの発生を推定する。
運転 起 高温停止	残留熱除去系 ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力	①原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器パイパスの発生を推定する。
		②[エアリア放射線モニタ]	② [エアリア放射線モニタ]	エアリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) により格納容器パイパスの発生を推定する。

14. 水源の確保				
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法
運転 起 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※11}	復水貯蔵槽水位 (SA)	①高圧代替注水系系統流量 (RHR A)	① 高圧代替注水系ポンプ出口流量	高圧代替注水系系洗浄ライン流量、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)、スプレイレイン洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)
		②原子炉水位 (広帯域)	② 原子炉隔離時冷却系B系格納容器冷却ライン洗浄流量、直流通動低圧注水系ポンプ出口流量、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、高圧炉心スプレイレイン流量	高圧代替注水系系洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)、スプレイレイン洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)
運転 起 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※11}	復水貯蔵槽水位 (SA)	①高圧代替注水系系統流量 (RHR B)	① 高圧代替注水系ポンプ出口流量	高圧代替注水系系洗浄ライン流量、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)、スプレイレイン洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)
		②原子炉水位 (燃料域)	② 原子炉隔離時冷却系B系格納容器冷却ライン洗浄流量、直流通動低圧注水系ポンプ出口流量	高圧代替注水系系洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)、スプレイレイン洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)
運転 起 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※11}	復水貯蔵槽水位 (SA)	①高圧代替注水系系統流量 (RHR C)	① 高圧代替注水系ポンプ出口流量	高圧代替注水系系洗浄ライン流量、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)、スプレイレイン洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)
		②原子炉水位 (燃料域)	② 原子炉隔離時冷却系B系格納容器冷却ライン洗浄流量、直流通動低圧注水系ポンプ出口流量	高圧代替注水系系洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)、スプレイレイン洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)
運転 起 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※11}	復水貯蔵槽水位 (SA)	①高圧代替注水系系統流量 (RHR D)	① 高圧代替注水系ポンプ出口流量	高圧代替注水系系洗浄ライン流量、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)、スプレイレイン洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)
		②原子炉水位 (燃料域)	② 原子炉隔離時冷却系B系格納容器冷却ライン洗浄流量、直流通動低圧注水系ポンプ出口流量	高圧代替注水系系洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)、スプレイレイン洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)

(3) 原子炉建屋内の状態				
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法
運転 起 高温停止	高圧炉心スプレイレイン系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力	①原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器パイパスの発生を推定する。
		②[エアリア放射線モニタ]	② [エアリア放射線モニタ]	エアリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) により格納容器パイパスの発生を推定する。
運転 起 高温停止	残留熱除去系 ポンプ出口圧力	①原子炉圧力	①原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器パイパスの発生を推定する。
		②[エアリア放射線モニタ]	② [エアリア放射線モニタ]	エアリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) により格納容器パイパスの発生を推定する。

14. 水源の確保				
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法
運転 起 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※11}	復水貯蔵タンク水位	①高圧代替注水系ポンプ出口流量	① 高圧代替注水系ポンプ出口流量	高圧代替注水系系洗浄ライン流量、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)、スプレイレイン洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)
		②原子炉水位 (燃料域)	② 原子炉隔離時冷却系B系格納容器冷却ライン洗浄流量、直流通動低圧注水系ポンプ出口流量	高圧代替注水系系洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)、スプレイレイン洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)
運転 起 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※11}	復水貯蔵タンク水位	①高圧代替注水系ポンプ出口流量	① 高圧代替注水系ポンプ出口流量	高圧代替注水系系洗浄ライン流量、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)、スプレイレイン洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)
		②原子炉水位 (燃料域)	② 原子炉隔離時冷却系B系格納容器冷却ライン洗浄流量、直流通動低圧注水系ポンプ出口流量	高圧代替注水系系洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)、スプレイレイン洗浄ライン流量 (残留熱除去系洗浄ライン流量)

・女川では、低圧炉心スプレイレイン系ポンプ出口圧力を主要パラメータとして記載。

・女川では、直流通動低圧注水系ポンプ出口流量も代替パラメータとして使用。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ	要素	<p>動作していることを把握することにより、水源である復水貯蔵槽水位が確保されていることを推定する。</p> <p>監視可能であれば復水貯蔵槽水位（常用計器）により、水位を推定する。</p> <p>③ [復水貯蔵槽水位]</p>	<p>上で水位を推定する。</p> <p>復水貯蔵タンクを水源とする高圧代替注水系ポンプ出口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力および復水移送ポンプ出口圧力が正常に動作していることを把握することにより、水源である復水貯蔵タンク水位が確保されていることを推定する。</p> <p>注水先の原子炉炉水位の変化量により復水貯蔵タンク水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で水位を推定する。</p>
	要素	<p>① 復水補給水系流量 (RHR)</p> <p>A 系代替注水流量</p> <p>① 復水補給水系流量 (RHR)</p> <p>B 系代替注水流量</p> <p>① 残留熱除去系系統流量</p>		
運転 起動 高温停止	主要パラメータ	要素	<p>② 高圧代替注水系ポンプ出口圧力</p> <p>② 直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力</p> <p>② 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力</p> <p>② 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力</p> <p>② 復水移送ポンプ出口圧力</p>	<p>女川では、復水貯蔵タンクを水源とする機器の出口圧力を代替パラメータとして使用。</p> <p>柏崎では、SA以外の復水貯蔵槽水位を代替パラメータとして記載</p>
	要素	<p>③ 原子炉炉水位（広帯域）</p> <p>③ 原子炉炉水位（燃料域）</p> <p>③ 原子炉炉水位（SA広帯域）</p> <p>③ 原子炉炉水位（SA燃料域）</p>		
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ	要素	<p>① 主要パラメータの他に、チェンネル</p> <p>② 代替循環冷却ポンプ出口流量</p> <p>② 残留熱除去系ポンプ出口流量</p> <p>② 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p>	<p>女川では、主要パラメータの他にチェンネルを代替パラメータとして記載。</p> <p>圧力抑制室水位の推定方法の相違</p>
	要素	<p>③ 代替循環冷却ポンプ出口圧力</p> <p>③ 残留熱除去系ポンプ出口圧力</p> <p>③ 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力</p>		
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ	要素	<p>① 復水補給水系流量 (RHR)</p> <p>A 系代替注水流量</p> <p>① 復水補給水系流量 (RHR)</p> <p>B 系代替注水流量</p> <p>① 残留熱除去系系統流量</p>	<p>圧力抑制室水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。</p> <p>サブレーション・チェンネルのプール水を水源とする代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系ポンプおよび低圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量から、これらのポンプが正常に動作していることを把握することに より水源である圧力抑制室水位が確保されていることを推定する。</p> <p>サブレーション・チェンネルのプール水を水源とする代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系ポンプおよび低圧炉心スプレイ系ポンプの出口圧力から、これらのポンプが正常に動作していることを把握する。</p>
	要素	<p>② 復水移送ポンプ吐出圧力</p> <p>② 残留熱除去系ポンプ吐出圧力</p>		

※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。
 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合
 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由																													
出圧力	<p>ことにより、水源であるサプレッション・チェンバ・ブール水位が確保されていることを推定する。</p> <p>③ [サブプレッション・チェンバ・ブール水位]により、水位を推定する。</p>	<p>ていることを把握することにより水源である圧力抑制室水位が確保されていることを推定する。</p>																															
15. 原子炉建屋内の水素濃度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>主要パラメータ</th> <th>要素</th> <th>代替パラメータ</th> <th>推定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換※12</td> <td>① 主要パラメータの他チャンネル</td> <td>原子炉建屋水素濃度※13</td> <td>① 主要パラメータの他チャンネル</td> <td>原子炉建屋水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>② 静的触媒式水素再結合物質監視装置※14</td> <td>② 静的触媒式水素再結合物質監視装置</td> <td>静的触媒式水素再結合物質監視装置（静的触媒式水素再結合物質監視装置）の入口および出口の差温度により推定する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※12：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合</p> <p>※13：「66-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※14：1チャンネルとは1個の静的触媒式水素再結合物質監視装置の出入口に設置している2個の静的触媒式水素再結合物質監視装置をいう。</p>	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	推定方法	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換※12	① 主要パラメータの他チャンネル	原子炉建屋水素濃度※13	① 主要パラメータの他チャンネル	原子炉建屋水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。			② 静的触媒式水素再結合物質監視装置※14	② 静的触媒式水素再結合物質監視装置	静的触媒式水素再結合物質監視装置（静的触媒式水素再結合物質監視装置）の入口および出口の差温度により推定する。	<p>15. 原子炉建屋内の水素濃度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>主要パラメータ</th> <th>要素</th> <th>代替パラメータ</th> <th>推定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換※12</td> <td>① 主要パラメータの他チャンネル</td> <td>原子炉建屋水素濃度※13</td> <td>① 主要パラメータの他チャンネル</td> <td>原子炉建屋水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>② 静的触媒式水素再結合物質監視装置※14</td> <td>② 静的触媒式水素再結合物質監視装置</td> <td>静的触媒式水素再結合物質監視装置（静的触媒式水素再結合物質監視装置）の入口および出口の差温度から水素濃度を推定する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※12：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合</p> <p>※13：「66-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※14：1チャンネルとは1個の静的触媒式水素再結合物質監視装置の出入口に設置している2個の静的触媒式水素再結合物質監視装置をいう。</p>	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	推定方法	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換※12	① 主要パラメータの他チャンネル	原子炉建屋水素濃度※13	① 主要パラメータの他チャンネル	原子炉建屋水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。			② 静的触媒式水素再結合物質監視装置※14	② 静的触媒式水素再結合物質監視装置	静的触媒式水素再結合物質監視装置（静的触媒式水素再結合物質監視装置）の入口および出口の差温度から水素濃度を推定する。	
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	推定方法																													
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換※12	① 主要パラメータの他チャンネル	原子炉建屋水素濃度※13	① 主要パラメータの他チャンネル	原子炉建屋水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。																													
		② 静的触媒式水素再結合物質監視装置※14	② 静的触媒式水素再結合物質監視装置	静的触媒式水素再結合物質監視装置（静的触媒式水素再結合物質監視装置）の入口および出口の差温度により推定する。																													
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	推定方法																													
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換※12	① 主要パラメータの他チャンネル	原子炉建屋水素濃度※13	① 主要パラメータの他チャンネル	原子炉建屋水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。																													
		② 静的触媒式水素再結合物質監視装置※14	② 静的触媒式水素再結合物質監視装置	静的触媒式水素再結合物質監視装置（静的触媒式水素再結合物質監視装置）の入口および出口の差温度から水素濃度を推定する。																													
16. 原子炉格納容器内の酸素濃度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>主要パラメータ</th> <th>要素</th> <th>代替パラメータ</th> <th>推定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>格納容器内酸素濃度</td> <td>① 主要パラメータの他チャンネル</td> <td>① 主要パラメータの他チャンネル</td> <td>格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>② 格納容器内酸素放射線レベル (D/W) 又は格納容器内酸素放射線レベル (S/C)</td> <td>② 格納容器内酸素放射線レベル (D/W) 又は格納容器内酸素放射線レベル (S/C)</td> <td>格納容器内酸素放射線レベル (D/W) または格納容器内酸素放射線レベル (S/C) にて炉心損傷を判断した後、初期</td> </tr> </tbody> </table> <p>※14：1チャンネルとは1個の静的触媒式水素再結合物質監視装置の出入口に設置している2個の静的触媒式水素再結合物質監視装置をいう。</p>	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	推定方法	運転 起動 高温停止	格納容器内酸素濃度	① 主要パラメータの他チャンネル	① 主要パラメータの他チャンネル	格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。			② 格納容器内酸素放射線レベル (D/W) 又は格納容器内酸素放射線レベル (S/C)	② 格納容器内酸素放射線レベル (D/W) 又は格納容器内酸素放射線レベル (S/C)	格納容器内酸素放射線レベル (D/W) または格納容器内酸素放射線レベル (S/C) にて炉心損傷を判断した後、初期	<p>16. 原子炉格納容器内の酸素濃度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>主要パラメータ</th> <th>要素</th> <th>代替パラメータ</th> <th>推定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>格納容器内酸素濃度</td> <td>① 主要パラメータの他チャンネル</td> <td>① 主要パラメータの他チャンネル</td> <td>格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>② 格納容器内酸素放射線レベル (D/W) 又は格納容器内酸素放射線レベル (S/C)</td> <td>② 格納容器内酸素放射線レベル (D/W) または格納容器内酸素放射線レベル (S/C)</td> <td>格納容器内酸素放射線レベル (D/W) または格納容器内酸素放射線レベル (S/C) にて炉心損傷を判断した後、初期</td> </tr> </tbody> </table> <p>※14：1チャンネルとは1個の静的触媒式水素再結合物質監視装置の出入口に設置している2個の静的触媒式水素再結合物質監視装置をいう。</p>	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	推定方法	運転 起動 高温停止	格納容器内酸素濃度	① 主要パラメータの他チャンネル	① 主要パラメータの他チャンネル	格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。			② 格納容器内酸素放射線レベル (D/W) 又は格納容器内酸素放射線レベル (S/C)	② 格納容器内酸素放射線レベル (D/W) または格納容器内酸素放射線レベル (S/C)	格納容器内酸素放射線レベル (D/W) または格納容器内酸素放射線レベル (S/C) にて炉心損傷を判断した後、初期	
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	推定方法																													
運転 起動 高温停止	格納容器内酸素濃度	① 主要パラメータの他チャンネル	① 主要パラメータの他チャンネル	格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。																													
		② 格納容器内酸素放射線レベル (D/W) 又は格納容器内酸素放射線レベル (S/C)	② 格納容器内酸素放射線レベル (D/W) 又は格納容器内酸素放射線レベル (S/C)	格納容器内酸素放射線レベル (D/W) または格納容器内酸素放射線レベル (S/C) にて炉心損傷を判断した後、初期																													
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	推定方法																													
運転 起動 高温停止	格納容器内酸素濃度	① 主要パラメータの他チャンネル	① 主要パラメータの他チャンネル	格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。																													
		② 格納容器内酸素放射線レベル (D/W) 又は格納容器内酸素放射線レベル (S/C)	② 格納容器内酸素放射線レベル (D/W) または格納容器内酸素放射線レベル (S/C)	格納容器内酸素放射線レベル (D/W) または格納容器内酸素放射線レベル (S/C) にて炉心損傷を判断した後、初期																													

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	<p>②格納容器内圧力 (S/C)</p> <p>酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果（解析結果）により格納容器内酸素濃度を推定する。</p> <p>事故後の原子炉格納容器内への空気（酸素）の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。</p>	適用される原子炉の状態	<p>容器内酸素濃度を推定する。</p> <p>ドライウェル圧力および圧力抑制室圧力により原子炉格納容器内の圧力が正圧であることを確認することで、事故後の原子炉格納容器内への空気（酸素）の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。</p>	
17. 使用済燃料プールの監視※15				
適用される原子炉の状態	<p>主要パラメータ</p> <p>要素</p> <p>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</p> <p>①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</p> <p>②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</p> <p>③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ</p>	適用される原子炉の状態	<p>主要パラメータ</p> <p>要素</p> <p>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</p> <p>①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</p> <p>②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</p> <p>③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ</p>	代替パラメータ
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	<p>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</p> <p>①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</p> <p>②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</p> <p>③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ</p>	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) <p>①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</p> <p>②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</p> <p>③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ</p>	<p>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</p> <p>①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</p> <p>②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</p> <p>③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ</p>	<p>推定方法</p> <p>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) により、水位・温度を推定する。</p> <p>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) により、放射線量を推定する。</p> <p>使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、燃料プールの状態を監視する。</p>
17. 使用済燃料プールの監視※16				
適用される原子炉の状態	<p>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</p> <p>①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</p> <p>②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</p> <p>③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ</p>	適用される原子炉の状態	<p>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</p> <p>①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</p> <p>②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</p> <p>③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ</p>	代替パラメータ
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	<p>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</p> <p>①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</p> <p>②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</p> <p>③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ</p>	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) <p>①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</p> <p>②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</p> <p>③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ</p>	<p>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</p> <p>①使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)</p> <p>②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)</p> <p>③使用済燃料貯蔵プール監視カメラ</p>	<p>推定方法</p> <p>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) により、水位・温度を推定する。</p> <p>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) により、放射線量を利用し使用済燃料プール水位を推定するとともに使用済燃料プールの状態を監視する。</p> <p>使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、燃料プールの状態を監視する。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
使用済燃料貯蔵プール監視カメラ（使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置を含む）	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域） ①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA） ①使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度、使用済燃料貯蔵プール放射線モニタにて、使用済燃料プールの状態を推定する。	①使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式） ①使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） ①使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	
※15：「66-9-3 使用済燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。				
(2) 確認事項				
項目	頻度	項目	頻度	担当
1. 動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	1. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長 または 電気課長
2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	2. 動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長 または 計測制御課長
(3) 要求される措置				
条件	要求される措置	条件	要求される措置	完了時間
A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合 及び A2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	A1. 当直長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合 および A2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	A1. 発電課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 30日間
B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合 及び B2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	B1. 当直長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合 および B2. 発電課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B3. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	B1. 発電課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 30日間
C. 1つの機能を確認する計器が動作不能である場合	C1. 当直長は、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを1手段以上動作可能にする。	C. 1つの機能を確認する計器が動作不能である場合	C1. 発電課長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1手段以上動作可能な状態にする。	3日間

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
能である場合	能な状態に復旧する。	ある場合	態に復旧する。	
D. 運転、起動又は高温停止において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 当直長は、高温停止にする。 及び D 2. 当直長は、冷温停止にする。	D. 運転、起動または高温停止において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 発電課長は、高温停止にする。 および D2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間
E. 冷温停止、燃料交換において条件A、B又はCの措置を完了時間以内に達成できない場合	E 1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	E. 冷温停止、燃料交換において条件A、BまたはCの措置を完了時間以内に達成できない場合	E1. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

66-13-2 補助パラメータ		66-13-2 補助パラメータ		66-13-2 補助パラメータ		66-13-2 補助パラメータ		66-13-2 補助パラメータ	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		女川2号炉案		女川2号炉案		女川2号炉案	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
補助パラメータ	補助パラメータが監視可能であること※1	補助パラメータ	補助パラメータを計測する計器が動作可能であること※1	補助パラメータ	補助パラメータを計測する計器が動作可能であること※1	補助パラメータ	補助パラメータを計測する計器が動作可能であること※1	補助パラメータ	補助パラメータを計測する計器が動作可能であること※1
1. 電源関係									
適用される原子炉の状態	補助パラメータ	適用される原子炉の状態	補助パラメータ	適用される原子炉の状態	補助パラメータ	適用される原子炉の状態	補助パラメータ	適用される原子炉の状態	補助パラメータ
運転	M/C C電圧	運転	6-2F-1 母線電圧	運転	6-2F-1 母線電圧	運転	6-2F-1 母線電圧	運転	6-2F-1 母線電圧
起動	M/C D電圧	起動	M/C D電圧	起動	6-2F-2 母線電圧	起動	6-2F-2 母線電圧	起動	6-2F-2 母線電圧
高温停止	M/C E電圧	高温停止	M/C E電圧	高温停止	6-2C 母線電圧	高温停止	6-2C 母線電圧	高温停止	6-2C 母線電圧
低温停止	P/C C-1電圧	低温停止	P/C C-1電圧	低温停止	6-2D 母線電圧	低温停止	6-2D 母線電圧	低温停止	6-2D 母線電圧
燃料交換	P/C D-1電圧	燃料交換	P/C D-1電圧	燃料交換	6-2H 母線電圧	燃料交換	6-2H 母線電圧	燃料交換	6-2H 母線電圧
	P/C E-1電圧		P/C E-1電圧		4-2C 母線電圧		4-2C 母線電圧		4-2C 母線電圧
	直流125V主母線盤A電圧		直流125V主母線盤A電圧		4-2D 母線電圧		4-2D 母線電圧		4-2D 母線電圧
	直流125V主母線盤B電圧		直流125V主母線盤B電圧		1.25V 直流主母線2A 電圧		1.25V 直流主母線2A 電圧		1.25V 直流主母線2A 電圧
	直流125V主母線盤C電圧		直流125V主母線盤C電圧		1.25V 直流主母線2B 電圧		1.25V 直流主母線2B 電圧		1.25V 直流主母線2B 電圧
	AM用直流125V充電器盤蓄電池電圧		AM用直流125V充電器盤蓄電池電圧		1.25V 直流主母線2A-1 電圧		1.25V 直流主母線2A-1 電圧		1.25V 直流主母線2A-1 電圧
	非常用D/G発電機電圧		非常用D/G発電機電圧		1.25V 直流主母線2B-1 電圧		1.25V 直流主母線2B-1 電圧		1.25V 直流主母線2B-1 電圧
	非常用D/G発電機周波数		非常用D/G発電機周波数		HPCS125V 直流主母線電圧		HPCS125V 直流主母線電圧		HPCS125V 直流主母線電圧
	非常用D/G発電機電力		非常用D/G発電機電力		250V 直流主母線電圧		250V 直流主母線電圧		250V 直流主母線電圧
	第一GTG発電機電圧		第一GTG発電機電圧						
	第一GTG発電機周波数		第一GTG発電機周波数						
	電源車電圧		電源車電圧						
	電源車周波数		電源車周波数						

※1：設置許可申請書添付書類十追補1に従い、補助パラメータを設定
 ・女川では、250V 直流主母線電圧の適用される原子炉の状態を、関連SA設備の適用される原子炉の状態に合わせて、運転、起動及び高温停止とする。

※1：計測対象の系統本体が動作可能であることを要求されない場合を除く。

※1：監視対象の系統本体が動作可能であることを要求されない場合を除く。

※2：非常用ディーゼル発電機1系列あたり。

※3：電源車1台あたり。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起 高温停止	A. 補助パラメータが監視不能の場合	A1. 当直長は、代替措置*7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 30日間	
	B. 条件AのA1又はA2で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	3日間	
	C. 条件AのA3又は条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 及び C2. 当直長は、低温停止にする。	24時間 36時間	
低温停止 燃料交換	A. 補助パラメータが監視不能の場合	A1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、代替措置*7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 及び A3. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに 速やかに 速やかに	
	B. 条件AのA1又はA2で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	3日間	
	C. 条件AのA3又は条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、低温停止にする。	24時間 36時間	

※4：代替計器等による監視をいう。

※7：代替計器等による監視をいう。

赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

66-13-3 可搬型計測器		66-13-3 可搬型計測器		66-13-3 可搬型計測器		TS-25 66-13-3 「可搬型計測器」	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案					
(1) 運転上の制限				(1) 運転上の制限			
項目		運転上の制限		項目		運転上の制限	
可搬型計測器		所要数が動作可能であること		可搬型計測器		所要数が動作可能であること	
適用される原子炉の状態	設備	所要数		適用される原子炉の状態	設備	所要数	
運転起 高温停止 低温停止 燃料交換	可搬型計測器	23個		運転起 高温停止 低温停止 燃料交換	可搬型計測器	25個	
(2) 確認事項				(2) 確認事項			
項目		頻度		項目		頻度	
1. 所要数の可搬型計測器の機能を確認する。		1年に1回		1. 所要数の可搬型計測器の機能を確認する。		1年に1回	
2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。		3ヶ月に1回		2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。		3ヶ月に1回	
		担当				担当	
		計測制御GM				計測制御課長	
		当直長				防災課長	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起 高温停止	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 当直長は、代替措置*1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する*2。 B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、低温停止にする。	30日間 30日間	
低温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 当直長は、代替措置*1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	24時間 36時間	
		A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 防災課長は、代替措置*1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、低温停止にする。	速やかに 速やかに	

(3) 要求される措置

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起 高温停止	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2. 防災課長は、代替措置*1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する*2。 B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、低温停止にする。	30日間 30日間
低温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 防災課長は、代替措置*1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに

※1：代替品の補充等をいう。

※2：30日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、30日間を超えたとしても条件Bには移行しない。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

66-13-4 パラメータ記録		66-13-4 パラメータ記録		差異理由	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		TS-25 66-13-4 「パラメータ記録」	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
パラメータ記録	安全パラメータ表示システム (SPDS) が動作可能であること	パラメータ記録	安全パラメータ表示システム (SPDS) が動作可能であること		
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備		
運転起 高温停止 冷温停止 燃料交換	安全パラメータ表示システム (SPDS)	運転起 高温停止 冷温停止 燃料交換	安全パラメータ表示システム (SPDS)		
	データ伝送装置		データ収集装置		
	緊急時対策支援システム伝送装置		SPDS伝送装置		
	SPDS表示装置		SPDS表示装置		
				※1	※1
				※1	※1
				※1	※1

※1：「66-17-1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

表 6-1-4	運転員が中央制御室にとどまるための設備	表 6-6-1-4	運転員が中央制御室にとどまるための設備
6-6-1-4-1	中央制御室の居住性確保	6-6-1-4-1	中央制御室の居住性確保
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
被ばく 低減設備	(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンプ）による加圧系が動作可能であること※2 (3) データ表示装置（待避室）、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること	被ばく 低減設備	(1) 中央制御室換気空調系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）が動作可能であること※2 (3) データ表示装置（待避所）、差圧計（中央制御室待避所用）、酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）の所要数が動作可能であること
その他設備	可搬型蓄電池内蔵型照明及び中央制御室内乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の所要数が動作可能であること	その他設備	可搬型照明（SA）の所要数が動作可能であること
適用される 原子炉の状態		適用される 原子炉の状態	
運転 起動 高温停止 炉心変更時※4 又は原子炉建屋 原子炉棟内で照 射された燃料に 係る作業時	中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット） 中央制御室可搬型陽圧化空調機（プロフユニット） 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンプ） データ表示装置（待避室） 中央制御室待避室遮蔽（可搬型） 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 差圧計	運転 起動 高温停止 炉心変更時※4 又は原子炉建屋 原子炉棟内で照 射された燃料に 係る作業時	中央制御室送風機 中央制御室排風機 中央制御室再循環送風機 中央制御室再循環フィルタ装置 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ） データ表示装置（待避所） 酸素濃度計（中央制御室用） 二酸化炭素濃度計（中央制御室用） 差圧計（中央制御室待避所用） 可搬型照明（SA） 衛星電話設備（固定型） 無線連絡設備（固定型） 常設代替交流電源設備
所要数	2台 4台 174本 1台 1式 2個 2個 2個 4個 ※5 ※5 ※6	所要数	1台 1台 1台 1基 40本 1台 2個 2個 1台 6個 ※5 ※5 ※6

表 6-1-4	運転員が中央制御室にとどまるための設備	表 6-6-1-4	運転員が中央制御室にとどまるための設備
6-6-1-4-1	中央制御室の居住性確保	6-6-1-4-1	中央制御室の居住性確保
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
被ばく 低減設備	(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンプ）による加圧系が動作可能であること※2 (3) データ表示装置（待避室）、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること	被ばく 低減設備	(1) 中央制御室換気空調系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）が動作可能であること※2 (3) データ表示装置（待避所）、差圧計（中央制御室待避所用）、酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）の所要数が動作可能であること
その他設備	可搬型蓄電池内蔵型照明及び中央制御室内乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の所要数が動作可能であること	その他設備	可搬型照明（SA）の所要数が動作可能であること
適用される 原子炉の状態		適用される 原子炉の状態	
運転 起動 高温停止 炉心変更時※4 又は原子炉建屋 原子炉棟内で照 射された燃料に 係る作業時	中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット） 中央制御室可搬型陽圧化空調機（プロフユニット） 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンプ） データ表示装置（待避室） 中央制御室待避室遮蔽（可搬型） 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 差圧計	運転 起動 高温停止 炉心変更時※4 又は原子炉建屋 原子炉棟内で照 射された燃料に 係る作業時	中央制御室送風機 中央制御室排風機 中央制御室再循環送風機 中央制御室再循環フィルタ装置 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ） データ表示装置（待避所） 酸素濃度計（中央制御室用） 二酸化炭素濃度計（中央制御室用） 差圧計（中央制御室待避所用） 可搬型照明（SA） 衛星電話設備（固定型） 無線連絡設備（固定型） 常設代替交流電源設備
所要数	2台 4台 174本 1台 1式 2個 2個 2個 4個 ※5 ※5 ※6	所要数	1台 1台 1台 1基 40本 1台 2個 2個 1台 6個 ※5 ※5 ※6

- 中央制御室換気空調系（事故時モード）は、陽圧化を目的とした設備ではない
- 停止余裕に係る運転上の制限の相違による

- ※1：陽圧化に必要なバウンダリ※3、ダクトおよびダンパを含む。また、当該系統が動作不能時は、「第56条 中央制御室非常用換気空調系」の運転上の制限も確認する。
- ※2：陽圧化に必要なバウンダリ※3、弁および配管を含む。
- ※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
- ※4：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。
- ※5：「6-6-1-7-1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。
- ※6：「6-6-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(2) 確認事項	項目	頻度	担当	
(2) 確認事項	項目	頻度	担当	
1. 中央制御室可搬型陽圧化空調機（ブロユニット）の性能確認を実施する。		定事検停止時	原子炉GM	1. 中央制御室換気空調系の性能確認を実施する。
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室可搬型陽圧化空調機（ブロユニット）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	化学管理GM 当直長	2. 中央制御室再循環フィルタ装置の性能確認を実施する。 3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※7または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室換気空調系を起動し、動作可能であることを確認する。
3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室可搬型陽圧化空調機（ブロユニット）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	当直長	4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※7または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室排風機出口ダンパ、中央制御室外気取入ダンパ、中央制御室少量外気取入ダンパおよび中央制御室再循環フィルタ装置入口ダンパが動作可能であることを確認する。
4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、MCR排気隔離ダンパ、MCR通常時外気取入隔離ダンパ及びMCR非常時外気取入隔離ダンパが閉鎖することを確認する。	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	当直長	5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※7または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、所要数の中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。
5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、所要数の中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	当直長	6. 可搬型蓄電池内蔵型照明的点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。
6. 可搬型蓄電池内蔵型照明的点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	当直長	7. 差圧計（中央制御室待避所用）の計器校正を実施する。
7. 中央制御室用乾電池内蔵型照明明（ランタンタイプ）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	放射線管理GM	8. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※7または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、差圧計が使用可能であることを確認する。
8. 差圧計が健全であることを確認する。	定事検停止時	定事検停止時	計測制御GM	9. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※7または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、差圧計が使用可能であることを確認する。
9. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、差圧計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	当直長	10. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※7または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、酸素濃度計・二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。
10. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、酸素濃度計・二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	発電GM	

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用可能であることを確認する。		とを確認する。		
11. 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。	発電GM	10. 酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）の計器校正を実施する。	1年に1回	女川は、可搬型SA設備のサーベイヤンス（性能確認）の頻度を参考に設定
12. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、データ表示装置（待避室）の伝送確認を実施する。	計測制御GM	11. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※7または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、データ表示装置（待避室）の伝送確認を実施する。	1ヶ月に1回	女川のデータ表示装置（待避室）は常設設備であるため、頻度を1ヶ月毎に設定
13. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）が使用可能であることを確認する。	放射線管理GM	※7：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜を除く。		女川の中央制御室待避室遮蔽は、運転上の制限を設定しない。 停止余裕に係る運転上の制限の相違による
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用される原子炉の状態	条件	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制御室の加圧系が動作不能の場合	A. 中央制御室換気空調系が動作不能の場合	A1. 発電課長は、 <u>残留熱除去系3系列</u> を起動し、動作可能であることを確認する※9が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、 <u>当該系統を動作可能な状態に復旧する。</u>	速やかに
	B. 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンプ）による中央制御室待避室の加圧系が動作不能の場合	B. 中央制御室待避室加圧設備（空気ポンプ）が動作不能の場合	B1. 発電課長は、 <u>残留熱除去系3系列</u> を起動し、動作可能であることを確認する※9が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、 <u>当該系統を動作可能な状態に復旧する。</u>	10日間
			B1. 発電課長は、 <u>残留熱除去系3系列</u> を起動し、動作可能であることを確認する※9が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、 <u>当該系統を動作可能な状態に復旧する。</u>	速やかに
			B1. 発電課長は、 <u>残留熱除去系3系列</u> を起動し、動作可能であることを確認する※9が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、 <u>当該系統を動作可能な状態に復旧する。</u>	10日間

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	冷温停止燃料交換	冷温停止燃料交換	冷温停止燃料交換	
炉心変更時 ^{※8} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る設備が、運転上の制限を満足していないと判断した場合	炉心変更時 ^{※8} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る設備が、運転上の制限を満足していないと判断した場合	炉心変更時 ^{※12} または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る設備が、運転上の制限を満足していないと判断した場合	炉心変更時 ^{※12} または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る設備が、運転上の制限を満足していないと判断した場合	
要求される措置	要求される措置	要求される措置	要求される措置	
完了時間	完了時間	完了時間	完了時間	
3日間	3日間	3日間	3日間	
10日間	10日間	10日間	10日間	
10日間	10日間	10日間	10日間	
24時間	24時間	24時間	24時間	
36時間	36時間	36時間	36時間	

・γ設備の設定の相違
 ・γ設備の設定の相違

※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
 ※9：残りの中央制御室非常用換気空調系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※10：非常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>※10：代替品の補充等をいう。</p> <p>※11：カードル式空気ポンベユニットによる中央制御室待避室の加圧をいう。（準備時間短縮の補充措置を含む）</p> <p>※12：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。</p> <p>※8：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜を除く。</p>	<p>※10：代替品の補充等をいう。</p> <p>※11：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。</p> <p>※12：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設備の相違による 設備の相違による 停止余裕に係る運転上の制限の相違による

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

66-14-2 原子炉建屋ブロアアウトパネル		66-14-2 原子炉建屋ブロアアウトパネルおよび閉止装置		差異理由	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		TS-25 66-14-2 原子炉建屋ブロアアウトパネルおよび閉止装置	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
原子炉建屋ブロアアウトパネル*1	燃料取替床ブロアアウトパネル閉止装置の機能が健全であること	原子炉建屋ブロアアウトパネルおよび閉止装置*1	原子炉建屋ブロアアウトパネル閉止装置が動作可能であること		
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備	所要数	
運転起動高温停止	燃料取替床ブロアアウトパネル閉止装置	運転起動高温停止	原子炉建屋ブロアアウトパネル閉止装置	24台	
※1：燃料取替床ブロアアウトパネル及び主蒸気系トンネル室ブロアアウトパネルの開放機能は、「第49条 原子炉建屋」で確認する。		※1：「原子炉建屋ブロアアウトパネルおよび閉止装置」のうち原子炉建屋ブロアアウトパネルの開放機能は、「第49条 原子炉建屋」で確認する。			
(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	頻度	項目	頻度	担当	
1. 燃料取替床ブロアアウトパネル閉止装置の性能を確認する。	定事検停止時	1. 原子炉建屋ブロアアウトパネル閉止装置の性能を確認する。	定事検停止時	原子炉課長	
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、燃料取替床ブロアアウトパネル閉止装置の機能が健全であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉建屋ブロアアウトパネル閉止装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	条件	要求される措置	完了時間	
A. 燃料取替床ブロアアウトパネル閉止装置の機能が健全でない場合	A1. 当直長は、燃料取替床ブロアアウトパネルの機能が健全であることを確認する。 及び A2. 当直長は、代替措置*2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	A. 原子炉建屋ブロアアウトパネル閉止装置が動作不能の場合	A1. 発電課長は、原子炉建屋ブロアアウトパネルの機能が健全であることを確認する。 および A2. 発電課長は、代替措置*2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A3. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	3日間	
				10日間	
				24時間	
				36時間	
※2：手動操作等による閉止手段の確認をいう。		※2：手動操作等による閉止手段の確認をいう。			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
表66-15 監視測定設備	表66-15 監視測定設備	66-15-1 監視測定設備	66-15-1 監視測定設備	TS-25 66-15 -1 監視測定設備
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
監視測定設備	所要数が動作可能であること	監視測定設備	所要数が動作可能であること	
適用される原子炉の状態	設備	設備	設備	
運転	所要数	所要数	所要数	
起動	GM汚染サーベイメータ	γ線サーベイメータ	2台	2台
高温停止	NaIシンチレーションサーベイメータ	β線サーベイメータ	2台	2台
低温停止	ZnSシンチレーションサーベイメータ	α線サーベイメータ	1台	1台
燃料交換	電離箱サーベイメータ	電離箱サーベイメータ	2台	2台
	可搬型ダスト・よう素サンブラ	可搬型ダスト・よう素サンブラ	2台	2台
	可搬型モニタリングポスト ^{※2}	可搬型モニタリングポスト ^{※1}	9台	9台
	モニタリングポスト用発電機	常設代替交流電源設備	※2	※2 ・モニタリングポストの代替交流電源の相違
	可搬型気象観測装置 ^{※2}	代替気象観測設備 ^{※1}	1台	1台
	小型船舶（海上モニタリング用）	小型船舶	1艇	1艇
<p>※1：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所あたりの合計所要数。 ※2：データ処理装置を含む。</p>				
(2) 確認事項				
項目	頻度	項目	頻度	担当
1. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンブラの機能確認を実施する。	1年に1回	1. 所要数のγ線サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長
2. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンブラが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	2. 所要数のβ線サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長
<p>※1：データ処理装置を含む。 ※2：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>				
<p>・女川ではTSCが1箇所につき記載は不要。</p>				

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
3. 所要数のNaIシンチレーションサンサーベイメータの機能確認を実施する。	放射線安全GM	1年に1回	3. 所要数のα線サーベイメータの機能確認を実施する。	
4. 所要数のNaIシンチレーションサンサーベイメータが動作可能であることを確認する。	放射線安全GM	3ヶ月に1回	4. 所要数の電離箱サーベイメータの機能確認を実施する。	
5. 所要数のGM汚染サーベイメータの機能確認を実施する。	放射線安全GM	1年に1回	5. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラの機能確認を実施する。	
6. 所要数のGM汚染サーベイメータが動作可能であることを確認する。	放射線安全GM	3ヶ月に1回	6. 所要数の可搬型モニタリングポストの機能確認を実施する。	
7. 所要数の電離箱サーベイメータの機能確認を実施する。	放射線安全GM	1年に1回	7. 所要数の代替気象観測設備の機能確認を実施する。	
8. 所要数の電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。	放射線安全GM	3ヶ月に1回	8. 所要数のγ線サーベイメータが動作可能であることを確認する。	
9. 所要数のZnSシンチレーションサンサーベイメータの機能確認を実施する。	放射線安全GM	1年に1回	9. 所要数のβ線サーベイメータが動作可能であることを確認する。	
10. 所要数のZnSシンチレーションサンサーベイメータが動作可能であることを確認する。	放射線安全GM	3ヶ月に1回	10. 所要数のα線サーベイメータが動作可能であることを確認する。	
11. 所要数の可搬型モニタリングポストの機能確認を実施する。	放射線安全GM	1年に1回	11. 所要数の電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。	
12. 所要数の可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	放射線安全GM	3ヶ月に1回	12. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラが動作可能であることを確認する。	
13. 所要数の小型船舶（海上モニタリング用）が使用可能であることを確認する。	放射線安全GM	3ヶ月に1回	13. 所要数の可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	
14. 所要数の可搬型気象観測装置の機能確認を実施する。	放射線安全GM	1年に1回	14. 所要数の代替気象観測設備が動作可能であることを確認する。	
15. 所要数の可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。	放射線安全GM	3ヶ月に1回	15. 所要数の小型船舶が使用可能であることを確認する。	
16. 所要数のモニタリングポスト用発電機の機能確認を実施する。	放射線安全GM	1年に1回		
17. 所要数のモニタリングポスト用発電機が動作可能であることを確認する。	放射線安全GM	1ヶ月に1回		

(3) 要求される措置

条件	要求される措置	完了時間
A. 動作可能な監視測定設備が所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに

※3：代替品の補充等という。

(3) 要求される措置

条件	要求される措置	完了時間
A. 動作可能な監視測定設備が所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置 ^{※3} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに

※3：代替品の補充等という。

・女川では、モニタリングポストの代替電源の確認は、「66-12-1 常設代替交流電源設備」で整理

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

表6-1-6 緊急時対策所		表6-1-6 緊急時対策所	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
6-1-6-1 緊急時対策所の居住性確保（対策本部）	6-1-6-1 緊急時対策所の居住性確保	TS-25 6-1-16 -1 緊急時対策所の居住性確保	差異理由
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
被ばく 低減設備	(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）による加圧系が動作可能であること*1 (2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の所要数が動作可能であること (3) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること*2 (4) 差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）及び二酸化炭素濃度計（対策本部）の所要数が動作可能であること 可搬型エリアモニター（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンプタイプ）の所要数が動作可能であること	被ばく 低減設備	(1) 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）が動作可能であること*1 (2) 緊急時対策所非常用送風機および緊急時対策所非常用フィルタ装置が動作可能であること*1 (3) 差圧計、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること 緊急時対策所可搬型エリアモニターの所要数が動作可能であること
その他設備	可搬型エリアモニター（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンプタイプ）の所要数が動作可能であること	その他設備	緊急時対策所可搬型エリアモニターの所要数が動作可能であること
適用される原子炉の状態	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）	適用される原子炉の状態	緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）
運転 起 動 高温停止 炉心変更時*5 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置	運転 起 動 高温停止 炉心変更時*3 または 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	所要数 4 1 5 本
運転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機 差圧計（対策本部） 酸素濃度計（対策本部） 二酸化炭素濃度計（対策本部） 可搬型エリアモニター（対策本部） 可搬型モニターリングポスト 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンプタイプ）	運転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換	緊急時対策所非常用送風機 1 台 緊急時対策所非常用フィルタ装置 1 基 差圧計 1 台 酸素濃度計 1 個 二酸化炭素濃度計 1 個 緊急時対策所可搬型エリアモニター 1 個 可搬型モニターリングポスト ※4
所要数*4	1 2 3 本 1 台 2 台 1 台 1 個 1 個 1 個 1 台 ※ 6 4 個	所要数	1 台 1 基 1 台 1 個 1 個 1 個 ※ 4
※1：陽圧化に必要なバウンダリ*3，弁及び配管を含む。 ※2：陽圧化に必要なバウンダリ*3及びダクトを含む。		※1：正圧化に必要なバウンダリ*2，弁および配管を含む。	

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

相崎羽羽 7号炉 (令和2年11月9日施行)	女川2号炉案	差異理由
<p>※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足してはみさない。</p> <p>※4：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）あたりの合計所要数。</p> <p>※5：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。</p> <p>※6：「66-15-1 監視測定設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※2：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足してはみさない。</p> <p>※3：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p> <p>※4：「66-15-1 監視測定設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>差 異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川の緊急時対策数箇所に分かれていない。 停止余裕に係る運転上の制限の相違による 女川は、本系統に期待される機能を発揮するために必要な弁の動作確認を行う。
(2) 確認事項	(2) 確認事項	
<p>6. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時^{※7}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。</p>	<p>1. 給排気隔離弁（緊急対策室給気）、給排気隔離弁（緊急対策室排気）が開することおよび高圧空気ポンプ出口電動弁が開することならびに給排気隔離弁（緊急対策室圧調整弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>頻度</p> <p>3ヶ月に1回</p> <p>担当</p> <p>5号炉当直長</p>
<p>2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機のパフォーマンスを確認する。</p>	<p>2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時^{※5}または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。</p>	<p>頻度</p> <p>定事検停止時</p> <p>担当</p> <p>原子炉GM</p>
<p>4. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機のパフォーマンスを確認する。</p>	<p>3. 緊急時対策所非常用送風機のパフォーマンスを確認する。</p>	<p>頻度</p> <p>定事検停止時</p> <p>担当</p> <p>原子炉GM</p>
<p>3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。</p>	<p>4. 緊急時対策所非常用送風機を起動し、動作可能であることを確認する。</p>	<p>頻度</p> <p>3ヶ月に1回</p> <p>担当</p> <p>モバイル設備管理GM</p>
<p>5. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機を起動し、動作可能であることを確認する。</p>	<p>5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時^{※5}または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、給排気隔離弁（緊急対策室給気）および給排気隔離弁（緊急対策室排気）が開することならびに給排気隔離弁（緊急対策室圧調整弁）および給排気隔離弁（建屋差圧排気隔離弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>頻度</p> <p>3ヶ月に1回</p> <p>担当</p> <p>モバイル設備管理GM</p>
<p>7. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置のパフォーマンスを確認する。</p>	<p>5. 緊急時対策所非常用送風機を起動し、動作可能であることを確認する。</p>	<p>頻度</p> <p>定事検停止時</p> <p>担当</p> <p>原子炉GM</p>
<p>8. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時^{※7}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置が動作可能であることを確認する。</p>	<p>5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時^{※5}または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、給排気隔離弁（緊急対策室給気）および給排気隔離弁（緊急対策室排気）が開することならびに給排気隔離弁（緊急対策室圧調整弁）および給排気隔離弁（建屋差圧排気隔離弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>頻度</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>担当</p> <p>原子炉GM</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	化学管理GM	6. 緊急時対策所非常用フィルタ装置の性能確認を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 設備の相違による 女川の緊急時対策所非常用フィルタ装置は、常設設備であるため、実施頻度は1カ月毎 女川の差圧計は、常設設備であるため、実施頻度は1カ月毎
15. 差圧計（対策本部）が健全であることを確認する。	1年に1回	計測制御GM	7. 緊急時対策所非常用フィルタ装置が使用可能であることを確認する。	
16. 差圧計（対策本部）が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	計測制御GM	8. 差圧計の計器校正を実施する。	
11. 酸素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM	9. 差圧計が使用可能であることを外観点検により確認する。	
12. 酸素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM	10. 酸素濃度計の計器校正を実施する。	
13. 二酸化炭素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM	11. 酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	
14. 二酸化炭素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM	12. 二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。	
9. 可搬型エリアモニタ（対策本部）の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	13. 二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	
10. 可搬型エリアモニタ（対策本部）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM	14. 緊急時対策所可搬型エリアモニタの機能確認を実施する。	
17. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ラントタイプ）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理GM	15. 緊急時対策所可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	

※7：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。

※5：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

(3) 要求される措置

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転転動 起 高温停止	A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（対策本部）が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、代替措置 ^{*9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに
	B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合 又は 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧	B1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 又は B2. 当直長は、代替措置 ^{*9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{*10} 。	10日間 10日間

(8) 要求される措置

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転転動 起 高温停止	A. 動作可能な緊急時対策所可搬型エリアモニタが所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置 ^{*7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに
	B. 緊急時対策所非常用送風機が動作不能の場合	B1. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間
	C. 緊急時対策所非常用フィルタ装置が動作不能の場合	C1. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間
	D. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）が動作不能の場合	D1. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

相崎刈羽 7 号炉 (令和 2 年 1 月 9 日 施行)		女川 2 号炉案		差異理由	
冷温停止 燃料交換	<p>化装置（空気ポンプ）による加圧系が動作不能の場合</p> <p>C. 動作可能な 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置、差圧計（対策本部）、二酸化炭素濃度計（対策本部）又は 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ラスタライフ）が所要数を満足していない場合</p> <p>D. 条件 B 又は C で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C2. 当直長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{※10}。</p> <p>D1. 当直長は、高温停止にする。 及び D2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	<p>また、 D2. 防災課長は、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{※8}。 E. 動作可能な差圧計、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合 また、 E2. 防災課長は、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{※8}。</p> <p>F1. 発電課長は、高温停止にする。 および F2. 発電課長は、冷温停止にする。</p>	<p>10日間</p> <p>10日間</p> <p>10日間</p> <p>24時間</p> <p>36時間</p>	<p>・女川は、二酸化炭素吸収装置を設置していない。</p> <p>・女川は、乾電池内蔵型照明は資機材として整理</p>
	適用される原子炉の状態 冷温停止 燃料交換	<p>A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（対策本部）が所要数を満足していない場合</p> <p>B. 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合</p>	<p>A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>B1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B2. 当直長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>要求される措置</p> <p>A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 C1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p>	<p>完了時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由	
<p>C. 動作可能な差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）、二酸化炭素濃度計（対策本部）又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンプライプ）が所要数を満足していない場合</p> <p>A. 炉心変更時^{※8}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において要求される設備が、運転上の制限を満足していないと判断した場合</p>	<p>C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C2. 当直長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>A1. 当直長は、炉心変更を中止する。 及び A2. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</p>	<p>D. 動作可能な差圧計、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</p> <p>A. 緊急時対策所加圧設備（空気がポンベ）が動作不能の場合</p>	<p>D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および D2. 防災課長は、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>A1. 発電課長は、炉心変更を中止する。 および A2. 発電課長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>・女川は、乾電池内蔵型照明は資機材として整理</p> <p>・停止余裕に係る運転上の制限の相違による</p>
<p>炉心変更時^{※8}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時</p>	<p>炉心変更時^{※6}または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時</p>				
<p>※6：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 ※7：代替品の補充等をいう。 ※8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。 ※9：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Fには移行しない。</p>					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

66-1-6-2 緊急時対策所の居住性確保（待機場所）		柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
(1) 運転上の制限					
項目	運転上の制限				
被ばく 低減設備	(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）による加圧系が動作可能であること※1 (2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※2 (3) 差圧計（待機場所）、酸素濃度計（待機場所）及び二酸化炭素濃度計（待機場所）の所要数が動作可能であること				
その他設備	可搬型エアモニタ（待機場所）の所要数が動作可能であること				
適用される 原子炉の状態		設備	所要数※4		
運 転 起 動 高 温 停 止 炉 心 変 更 時※5 又 は 原 子 炉 建 屋 原 子 炉 棟 内 で 照 射 さ れ た 燃 料 に 係 る 作 業 時	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）		1 4 2 1 本		
運 転 起 動 高 温 停 止 冷 温 停 止 燃 料 交 換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機 差圧計（待機場所） 酸素濃度計（待機場所） 二酸化炭素濃度計（待機場所） 可搬型エアモニタ（待機場所）		2 台 1 個 1 個 1 個 1 台		
※1：陽圧化に必要なバウンダリ※3、弁及び配管を含む。 ※2：陽圧化に必要なバウンダリ※3及びダクトを含む。 ※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されなければ、運転上の制限を満足してはいないとはみなさない。 ※4：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）あたりの合計所要数。 ※5：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。					
(2) 確認事項					
項目		頻度	担当		
1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化		3ヶ月に1回	化学管理GM		
差異理由 ・女川は該当設備なし					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

相崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 1 月 9 日施行）		女川 2 号炉案		差異理由
空調機活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。	1年に1回	原子炉GM		
2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機の実施する。	3ヶ月に1回	モジュール設備管理GM		
3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	5号炉当直長		
4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※6} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。	1年に1回	放射線安全GM		
5. 可搬型エリアモニタ（待機場所）の機能確認を実施する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM		
6. 可搬型エリアモニタ（待機場所）が動作可能であることを確認する。	1年に1回	発電GM		
7. 酸素濃度計（待機場所）の計器校正を実施する。	3ヶ月に1回	発電GM		
8. 酸素濃度計（待機場所）が使用可能であることを確認する。	1年に1回	発電GM		
9. 二酸化炭素濃度計（待機場所）の計器校正を実施する。	3ヶ月に1回	発電GM		
10. 二酸化炭素濃度計（待機場所）が使用可能であることを確認する。	1年に1回	計測制御GM		
11. 差圧計（待機場所）が健全であることを確認する。	3ヶ月に1回	計測制御GM		
12. 差圧計（待機場所）が使用可能であることを外観点検により確認する。				

※6：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。

(3) 要求される措置

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（待機場所）が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

相崎刈羽 7 号炉 (令和 2 年 1 月 9 日施行)		女川 2 号炉案		
冷温停止 燃料交換	B. 5号炉原子炉建屋内緊急時 対策所(待機場所)可搬型 陽圧化空調機による加圧 系が動作不能の場合 又は 5号炉原子炉建屋内緊急 時対策所(待機場所)陽圧 化装置(空気ポンプ)によ る加圧系が動作不能の場 合	B1. 当直長は、当該系統を動作可能 な状態に復旧する。 又は B2. 当直長は、代替措置 ^{**8} を検討 し、原子炉主任技術者の確認を得 て実施する ^{**9} 。	10日間	差異理由
	C. 動作可能な差圧計(待機場 所)、酸素濃度計(待機場 所)又は二酸化炭素濃度計 (待機場所)が所要数を満 足していない場合	C1. 当直長は、当該設備を動作可能 な状態に復旧する。 又は C2. 当直長は、代替措置 ^{**8} を検討 し、原子炉主任技術者の確認を得 て実施する ^{**9} 。	10日間	
	D. 条件B又はCで要求される 措置を完了時間内に達成 できない場合	D1. 当直長は、高温停止にする。 及び D2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 3.6時間	
	A. 動作可能な可搬型エリア モニタ(待機場所)が所 要数を満足していない 場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可 能な状態に復旧する措置を開 始する。 及び A2. 当直長は、代替措置 ^{**8} を検 討し、原子炉主任技術者の確 認を得て実施する措置を開始 する。	速やかに 速やかに	
	B. 5号炉原子炉建屋内緊急 時対策所(待機場所)可 搬型陽圧化空調機によ る加圧系が動作不能の 場合	B1. 当直長は、当該系統を動作可 能な状態に復旧する措置を開 始する。 及び B2. 当直長は、代替措置 ^{**8} を検 討し、原子炉主任技術者の確 認を得て実施する措置を開始 する。	速やかに 速やかに	
	C. 動作可能な差圧計(待 機場所)、酸素濃度計(待 機場所)又は二酸化炭素 濃度計(待機場所)が所 要数を満足していない 場合。	C1. 当直長は、当該設備を動作可 能な状態に復旧する措置を開 始する。 及び C2. 当直長は、代替措置 ^{**8} を検 討し、原子炉主任技術者の確 認を得て実施する措置を開始 する。	速やかに 速やかに	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	差異理由
炉心変更時※7 又は 原子炉建屋原 子炉棟内で照 射された燃料 に係る作業時 に係る作業時	A. 炉心変更時※7又は原子 炉建屋原子炉棟内で照 射された燃料に係る作 業時において要求され る設備が、運転上の制限 を満足していないと判 断した場合	A1. 当直長は、炉心変更を中止す る。 及び A2. 当直長は、原子炉建屋原子炉 棟内で照射された燃料に係る 作業を中止する。	
※7：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。 ※8：代替品の補充等をいう。 ※9：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は 継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。			

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

66-16-3 緊急時対策所の代替電源設備		66-16-2 緊急時対策所の代替電源設備		差異理由	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		TS-25 66-16-2 緊急時対策所の代替電源設備	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
緊急時対策所の代替電源設備	代替電源設備による電源系が動作可能であること	緊急時対策所の代替電源設備	緊急時対策所の代替電源設備が動作可能であること※1※2		
適用される原子炉の状態	所要数※1	適用される原子炉の状態	設備	所要値・所要数	
運転起	2台	運転起	ガスタービン発電機	※3	・女川は、ガスタービン発電機により多様性を確保
高温停止		高温停止	ガスタービン発電機軽油タンク	※4	
低温停止		低温停止	タンクローリ	※4	
燃料交換		燃料交換	軽油タンク	※4	
			ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	※3	
			ガスタービン発電機接続盤	※5	
			緊急用高圧母線2F系	※5	
			電源車（緊急時対策所用）	1台	・女川は、ガスタービン発電機により多様性を確保しているため、電源車は1セット
			緊急時対策所軽油タンクレベル	2.410mm	
			緊急時対策所用高圧母線J系	2系列	・女川の緊急時は複数箇所に分かれていない。 ・女川は、自主対策設備としての電事接続口（緊急時対策建屋南側）があり、区別するために記載
					・女川は、ガスタービン発電機により多様性を確保

※1：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所あたりの合計所要数。
 ※2：2セットとは、1相分1本の3相分3本を1セット及び1相分2本の3相分6本を1セットをいう。
 ※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

※1：燃料移送系の必要な弁および配管を含む。
 ※2：動作可能とは、電源車接続口（緊急時対策建屋北側）に接続できることを含む。
 ※3：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※4：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。
 ※5：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案				差異理由
(2) 確認事項				(2) 確認事項				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	A1. 当直長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※5} 。 又は A2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間	運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備が動作不能の場合	A1. 防災課長は、当該システムを補充する自主対策設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する ^{※7} 。 または A2. 防災課長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※7} 。 または A3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間 10日間 10日間	・女川は、自主対策設備を AOT 延長に活用
冷温停止 燃料交換	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。 A1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 及び	24時間 36時間 速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 代替電源設備が動作不能の場合 および	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。 A1. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	24時間 36時間 速やかに	

項目	頻度	担当
1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	電気機器GM
2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM
5. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM
3. 負荷変圧器が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM
4. 交流分電盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM

(3) 要求される措置

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備が動作不能の場合	A1. 防災課長は、当該システムを補充する自主対策設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する ^{※7} 。 または A2. 防災課長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※7} 。 または A3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日間 10日間 10日間
冷温停止 燃料交換	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 A. 代替電源設備が動作不能の場合 および	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。 A1. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	24時間 36時間 速やかに

赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし）
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>速やかに</p> <p>A 2. 当直長は，代替措置※4を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>A2.1. 防災課長は，当該系統を補充することを <u>主対策設備※6が動作可能であることを確認する。</u> <u>または</u></p> <p>A2.2. 防災課長は，代替措置※8を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p>	<p>・女川は，自主対策設備を AOT 延長に活用</p>
<p>※5：10日間以内に代替措置が完了した場合，当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが，10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。</p> <p>※4：代替品の補充をいう。</p>	<p>※6：予備電源車および電車接続口（緊急時対策建屋南側）をいう。</p> <p>※7：10日間以内に自主対策設備の確認または代替措置が完了した場合，当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが，10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。</p> <p>※8：代替品の補充等をいう。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		
表6-1-7	通信連絡を行うために必要な設備	表6-1-7	通信連絡を行うために必要な設備	
6-1-7-1	通信連絡設備	6-1-7-1	通信連絡設備	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
適用される原子炉の状態	<p>項目</p> <p>運転上の制限</p> <p>通信連絡設備</p> <p>(1) 緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置が動作可能であること</p> <p>(2) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）が動作可能であること</p> <p>(3) SPDS表示装置、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（可搬型）、携帯型音声呼出電話機及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの所要数が動作可能であること</p>	<p>項目</p> <p>運転上の制限</p> <p>通信連絡設備</p> <p>(1) SPDS伝送装置およびデータ収集装置が動作可能であること</p> <p>(2) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機およびIP-FAX）が動作可能であること</p> <p>(3) SPDS表示装置、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）および携行型通話装置の所要数が動作可能であること</p>	<p>差異理由</p> <p>TS-25 66-17-1 通信連絡設備</p> <p>・S/A時に期待する通信連絡設備の相違。</p>	
適用される原子炉の状態	<p>設備</p> <p>緊急時対策支援システム伝送装置*1</p> <p>SPDS表示装置</p> <p>テレビ会議システム</p> <p>IP-電話機</p> <p>IP-FAX</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</p> <p>衛星電話設備（常設）</p> <p>衛星電話設備（可搬型）</p> <p>無線連絡設備（常設）</p> <p>無線連絡設備（可搬型）</p> <p>携帯型音声呼出電話機</p> <p>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>データ伝送装置</p> <p>衛星電話設備（常設）</p> <p>無線連絡設備（常設）</p> <p>携帯型音声呼出電話機</p> <p>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</p> <p>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</p>	<p>設備</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>SPDS伝送装置*1</p> <p>SPDS表示装置</p> <p>テレビ会議システム</p> <p>IP-電話機</p> <p>IP-FAX</p> <p>衛星電話設備（固定型）</p> <p>衛星電話設備（携帯型）</p> <p>無線連絡設備（固定型）</p> <p>無線連絡設備（携帯型）</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>データ収集装置</p> <p>衛星電話設備（固定型）</p> <p>無線連絡設備（固定型）</p> <p>無線連絡設備（携帯型）</p> <p>携行型通話装置</p>	<p>所要数</p> <p>1式*2</p> <p>1台*2</p> <p>1台*3</p> <p>6台*3</p> <p>2台*3</p> <p>5台</p> <p>4台</p> <p>4台</p> <p>2.9台</p> <p>2台</p> <p>2台*4</p> <p>1式*2</p> <p>1台</p> <p>1台</p> <p>3台</p> <p>2台*4</p> <p>6台*4</p>	<p>所要数</p> <p>1式*2</p> <p>1台</p> <p>1台*3</p> <p>6台*3</p> <p>3台*3</p> <p>4台</p> <p>1.0台</p> <p>4台</p> <p>3.8台</p> <p>1式*2</p> <p>2台</p> <p>2台</p> <p>5台</p> <p>1.0台</p>
運転	緊急時対策支援システム伝送装置が動作可能であること	緊急時対策支援システム伝送装置が動作可能であること	緊急時対策支援システム伝送装置が動作可能であること	
起	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）が動作可能であること	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機およびIP-FAX）が動作可能であること	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機およびIP-FAX）が動作可能であること	
高温停止	SPDS表示装置、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（可搬型）、携帯型音声呼出電話機及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの所要数が動作可能であること	SPDS表示装置、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）および携行型通話装置の所要数が動作可能であること	SPDS表示装置、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）および携行型通話装置の所要数が動作可能であること	
低温停止	SPDS表示装置、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（可搬型）、携帯型音声呼出電話機及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの所要数が動作可能であること	SPDS表示装置、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）および携行型通話装置の所要数が動作可能であること	SPDS表示装置、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）および携行型通話装置の所要数が動作可能であること	
燃料交換	SPDS表示装置、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（可搬型）、携帯型音声呼出電話機及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの所要数が動作可能であること	SPDS表示装置、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）および携行型通話装置の所要数が動作可能であること	SPDS表示装置、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）および携行型通話装置の所要数が動作可能であること	

※1：データ収集装置を含む。

※2：SPDS伝送装置およびデータ収集装置については、A系またはB系のいずれかにより所内には有線系または無線系回線、所外は有線系または衛星系回線で伝送可能であることをいう。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案
<p>※3：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP-電話機又はIP-FAXのいずれかにより有線系又は衛星系回線で所外へ通信可能であることをいう。</p> <p>※4：5号炉屋外緊急連絡用インターフォンについては、A系又はB系のいずれかが動作可能であることをいう。</p>	<p>※3：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP-電話機又はIP-FAXのいずれかにより有線系又は衛星系回線で所外へ通信可能であることをいう。</p> <p>・SA時に期待する通信連絡設備の相違。</p>
(2) 確認事項	(2) 確認事項
<p>1. 緊急時対策支援システム伝送装置、データ伝送装置及びSPDS表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。</p>	<p>1. SPDS伝送装置、データ収集装置およびSPDS表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。</p>
<p>2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）の通話及び通信機能を確認する。</p>	<p>2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話およびIP-FAX）の通話および通信機能を確認する。</p>
<p>3. 衛星電話設備（常設）の通話機能を確認する。</p>	<p>3. 衛星電話設備（固定型）の通話機能を確認する。</p>
<p>4. 衛星電話設備（可搬型）の通話機能を確認する。</p>	<p>4. 衛星電話設備（携帯型）の通話機能を確認する。</p>
<p>5. 無線連絡設備（常設）の通話機能を確認する。</p>	<p>5. 無線連絡設備（固定型）の通話機能を確認する。</p>
<p>6. 無線連絡設備（可搬型）の通話機能を確認する。</p>	<p>6. 無線連絡設備（携帯型）の通話機能を確認する。</p>
<p>7. 携帯型音声呼出電話機の通話確認を実施する。</p>	<p>7. 携帯型通話装置の通話確認を実施する。</p>
<p>8. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話機能を確認する。</p>	<p>7. 携帯型通話装置の通話確認を実施する。</p>
<p>担当 計測制御GM</p>	<p>担当 技術課長 または 発電課長</p>
<p>頻度 1ヶ月に1回</p>	<p>頻度 1ヶ月に1回</p>
<p>項目 緊急時対策支援システム伝送装置、データ伝送装置及びSPDS表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。</p>	<p>項目 SPDS伝送装置、データ収集装置およびSPDS表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。</p>
<p>頻度 1ヶ月に1回</p>	<p>頻度 1ヶ月に1回</p>
<p>項目 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）の通話及び通信機能を確認する。</p>	<p>項目 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話およびIP-FAX）の通話および通信機能を確認する。</p>
<p>頻度 1ヶ月に1回</p>	<p>頻度 1ヶ月に1回</p>
<p>項目 衛星電話設備（常設）の通話機能を確認する。</p>	<p>項目 衛星電話設備（固定型）の通話機能を確認する。</p>
<p>頻度 1ヶ月に1回</p>	<p>頻度 1ヶ月に1回</p>
<p>項目 衛星電話設備（可搬型）の通話機能を確認する。</p>	<p>項目 衛星電話設備（携帯型）の通話機能を確認する。</p>
<p>頻度 3ヶ月に1回</p>	<p>頻度 3ヶ月に1回</p>
<p>項目 無線連絡設備（常設）の通話機能を確認する。</p>	<p>項目 無線連絡設備（固定型）の通話機能を確認する。</p>
<p>頻度 1ヶ月に1回</p>	<p>頻度 1ヶ月に1回</p>
<p>項目 無線連絡設備（可搬型）の通話機能を確認する。</p>	<p>項目 無線連絡設備（携帯型）の通話機能を確認する。</p>
<p>頻度 3ヶ月に1回</p>	<p>頻度 3ヶ月に1回</p>
<p>項目 携帯型音声呼出電話機の通話確認を実施する。</p>	<p>項目 携帯型通話装置の通話確認を実施する。</p>
<p>担当 電子通信GM (7号炉中央制御室) 発電GM (緊急時対策所) 電子通信GM</p>	<p>担当 技術課長 または 発電課長</p>
<p>頻度 1ヶ月に1回</p>	<p>頻度 3ヶ月に1回</p>
<p>項目 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話機能を確認する。</p>	<p>項目 7. 携帯型通話装置の通話確認を実施する。</p>
<p>頻度 1ヶ月に1回</p>	<p>頻度 3ヶ月に1回</p>
<p>項目 無線連絡設備（常設）の通話機能を確認する。</p>	<p>項目 無線連絡設備（固定型）の通話機能を確認する。</p>
<p>頻度 1ヶ月に1回</p>	<p>頻度 1ヶ月に1回</p>
<p>項目 無線連絡設備（可搬型）の通話機能を確認する。</p>	<p>項目 無線連絡設備（携帯型）の通話機能を確認する。</p>
<p>頻度 3ヶ月に1回</p>	<p>頻度 3ヶ月に1回</p>
<p>項目 携帯型音声呼出電話機の通話確認を実施する。</p>	<p>項目 携帯型通話装置の通話確認を実施する。</p>
<p>担当 電気機器GM</p>	<p>担当 技術課長 または 発電課長</p>
<p>頻度 1ヶ月に1回</p>	<p>頻度 3ヶ月に1回</p>
<p>項目 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話機能を確認する。</p>	<p>項目 7. 携帯型通話装置の通話確認を実施する。</p>
<p>頻度 1ヶ月に1回</p>	<p>頻度 3ヶ月に1回</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧本文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由	
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			
適用される原子炉の状態	適用される原子炉の状態	条件	条件		
運転・起動・高温停止	運転・起動・高温停止	要求される措置	要求される措置		
完了時間	完了時間	完了時間	完了時間		
A. 緊急時対策支援システム伝送装置 ^{*5} 又はデータ伝送装置 ^{*6} が動作不能である場合	A. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 当直長は、代替措置 ^{*8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{*9} 。	A. S P D S 伝送装置 ^{*4} またはデータ収集装置 ^{*4} が動作不能である場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2. 防災課長は、代替措置 ^{*7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{*8} 。	10日間 ^{*13} 10日間	10日間 ^{*12} 10日間
B. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ^{*9} が動作不能の場合	B1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は B2. 当直長は、代替措置 ^{*10} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{*9} 。	B. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ^{*5} が動作不能の場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または B2. 防災課長は、代替措置 ^{*9} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{*8} 。	10日間 ^{*13} 10日間	10日間 ^{*12} 10日間
C. SPDS 表示装置 ^{*5} が動作不能の場合	C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C2. 当直長は、代替措置 ^{*11} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{*9} 。	C. SPDS 表示装置 ^{*4} が動作不能の場合	C1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または C2. 防災課長は、代替措置 ^{*10} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{*8} 。	10日間 10日間	10日間 10日間
D. 動作可能な衛星電話設備（常設） ^{*7} 、衛星電話設備（可搬型） ^{*7} 、無線連絡設備（常設） ^{*7} 、無線連絡設備（可搬型） ^{*7} 、携帯型音声呼出電話機 ^{*7} 又は5号炉屋外緊急連絡用インターフォン ^{*7} が所要数を満たしていない場合	D1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は D2. 当直長は、代替措置 ^{*12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{*9} 。	D. 動作可能な衛星電話設備（固定型） ^{*6} 、衛星電話設備（携帯型） ^{*6} 、無線連絡設備（固定型） ^{*6} 、無線連絡設備（携帯型） ^{*6} または携帯型通話装置 ^{*6} が所要数を満足していない場合	D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または D2. 防災課長は、代替措置 ^{*11} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{*8} 。	10日間 ^{*13} 10日間	10日間 ^{*12} 10日間
E. 条件AからDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当直長は、高温停止にする。 及び E2. 当直長は、冷温停止にする。	E. 条件AからDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 発電課長は、高温停止にする。 および E2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	24時間 36時間

・S A時に期待する通信連絡設備の相違。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
冷温停止 燃料交換	<p>A. 緊急時対策支援システム伝送装置^{※5}又はデータ伝送装置^{※6}が動作不能である場合</p> <p>B. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備^{※9}が動作不能の場合</p> <p>C. SPDS表示装置^{※4}が動作不能の場合</p> <p>D. 動作可能な、衛星電話設備（常設）^{※7}、衛星電話設備（可搬型）^{※7}、無線連絡設備（常設）^{※7}、無線連絡設備（可搬型）^{※7}、携帯型音声呼出電話機^{※7}又は5号炉屋外緊急連絡用インターフォン^{※7}が所要数を満たしていない場合</p>	<p>A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、代替措置^{※8}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>B1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B2. 当直長は、代替措置^{※10}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C2. 当直長は、代替措置^{※11}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>D1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び D2. 当直長は、代替措置^{※12}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに^{※13}</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに^{※13}</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに^{※12}</p> <p>速やかに</p>	
冷温停止 燃料交換	<p>A. SPDS伝送装置^{※4}またはデータ収集装置^{※4}が動作不能である場合</p> <p>B. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備^{※5}が動作不能の場合</p> <p>C. SPDS表示装置^{※4}が動作不能の場合</p> <p>D. 動作可能な、衛星電話設備（固定型）^{※6}、衛星電話設備（携帯型）^{※6}、無線連絡設備（固定型）^{※6}、無線連絡設備（携帯型）^{※6}または携行型通話装置^{※6}が所要数を満たしていない場合</p>	<p>A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B2. 防災課長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>C1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C2. 防災課長は、代替措置^{※10}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および D2. 防災課長は、代替措置^{※11}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに^{※12}</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに^{※12}</p> <p>速やかに</p>	<p>※4：ユーザー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的な保全作業および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※5：衛星電話設備（固定型）等による通信手段を確保することを条件に行う計画的な保全作業および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※6：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器等による通信手段を確保することを条件に行う計画的な保全作業および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験による停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>

・SA時に期待する通信連絡設備の相違。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>点検及び試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※8：緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置の代替措置は、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。</p> <p>※9：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限は継続するが、10日間を超えたとしても条件Eには移行しない。</p> <p>※10：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の代替措置は、通信機器の補充等をいう。</p> <p>※11：SPDS表示装置の代替措置は、連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加又は他種の通信機器による通信手段の確保及びあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。</p> <p>※12：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加又は他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。</p> <p>※13：緊急時対策支援システム伝送装置、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）については、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合において、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。</p>	<p>備の点検および試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※7：SPDS伝送装置およびデータ収集装置の代替措置は、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。</p> <p>※8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限は継続するが、10日間を超えたとしても条件Eには移行しない。</p> <p>※9：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の代替措置は、通信機器の補充等をいう。</p> <p>※10：SPDS表示装置の代替措置は、連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保およびあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。</p> <p>※11：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。</p> <p>※12：SPDS伝送装置、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）および統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話およびIP-FAX）については、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合において、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。</p>	

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
表66-18	アクセスルート	表66-18	アクセスルートの確保	TS-25 66-18 -1 ブルドーザおよびバックホウ
66-18-1	ホイールローダ	66-18-1	ブルドーザおよびバックホウ	
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
ホイールローダ	所要数が動作可能であること	ブルドーザおよびバックホウ	所要数が動作可能であること	
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備	
運転起動 高温停止 低温停止 燃料交換	ホイールローダ	運転起動 高温停止 低温停止 燃料交換	ブルドーザ バックホウ	所要数 1台 1台
※1：ホイールローダは、荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に分散配置されていること。				
(2) 確認事項				
項目	頻度	項目	頻度	担当
1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	1. ブルドーザについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長
		2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧案文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由	
(3) 要求される措置					
適用される 原子炉 の 状態	条件	要求される措置	完了時間		
運転 起 高温停止	A. 動作可能なホイール ロードが所要数を満 足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な 状態に復旧する。 又は A 2. 当直長は、代替措置 ^{※2} を検討し、 原子炉主任技術者の確認を得て 実施する ^{※3} 。	10日間		
冷温停止 燃料交換	B. 条件Aで要求される 措置を完了時間内に 達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		
	A. 動作可能なホイール ロードが所要数を満 足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態 に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、代替措置 ^{※2} を検討し、 原子炉主任技術者の確認を得て 実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに		
<p>※1：代替品の補充等をいう。</p> <p>※2：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。</p> <p>※3：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Cには移行しない。</p>					
(3) 要求される措置		適用される 原子炉 の 状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起 高温停止		A. 動作可能なブルド ウが所要数を満足し ていない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状 態に復旧する。 または A2. 防災課長は、代替措置 ^{※1} を検討し、原 子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※2} 。		10日間
冷温停止 燃料交換		B. 動作可能なバックホ ウが所要数を満足し ていない場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状 態に復旧する。 または B2. 防災課長は、代替措置 ^{※1} を検討し、原 子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※2} 。		10日間
		C. 条件AまたはBで要 求される措置を完了 時間内に達成できな い場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。		24時間 36時間
		A. 動作可能なブルド ウが所要数を満足し ていない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状 態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置 ^{※1} を検討し、原 子炉主任技術者の確認を得て実施する 措置を開始する。		速やかに 速やかに
		B. 動作可能なバックホ ウが所要数を満足し ていない場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状 態に復旧する措置を開始する。 および B2. 防災課長は、代替措置 ^{※1} を検討し、原 子炉主任技術者の確認を得て実施する 措置を開始する。		速やかに 速やかに

赤字：設備、運用等の相違 (実質的な相違あり)
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違 (実質的な相違なし)
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉 (令和2年11月9日施行)	女川2号炉案												
表6-6-1-9 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	表6-6-1-9 大容量送水ポンプ												
6-6-1-9-1 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	6-6-1-9-1 大容量送水ポンプ (タイプI)												
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限												
<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ (A-2級)</td> <td>可搬型代替注水ポンプ (A-2級) の所要数が動作可能であること※1</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	可搬型代替注水ポンプ (A-2級) の所要数が動作可能であること※1	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ (タイプI)</td> <td>大容量送水ポンプ (タイプI) の所要数が動作可能であること※1</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	大容量送水ポンプ (タイプI)	大容量送水ポンプ (タイプI) の所要数が動作可能であること※1				
項目	運転上の制限												
可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	可搬型代替注水ポンプ (A-2級) の所要数が動作可能であること※1												
項目	運転上の制限												
大容量送水ポンプ (タイプI)	大容量送水ポンプ (タイプI) の所要数が動作可能であること※1												
<table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>可搬型代替注水ポンプ (A-2級)</td> <td>8台※3</td> </tr> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	8台※3	<table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>大容量送水ポンプ (タイプI)</td> <td>4台※2</td> </tr> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	大容量送水ポンプ (タイプI)	4台※2
適用される原子炉の状態	設備	所要数											
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	8台※3											
適用される原子炉の状態	設備	所要数											
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	大容量送水ポンプ (タイプI)	4台※2											
<p>※1：動作可能とは、可搬型代替注水ポンプ (A-2級) 及びホースにより送水できることをいう。</p> <p>可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を使用する各系統の必要数は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 6-6-4-2 低圧代替注水系 (可搬型) 4台×2 6-6-5-1 格納容器圧力逃がし装置 4台 6-6-6-2 代替格納容器スプレイ冷却系 (可搬型) 4台×2 6-6-7-2 格納容器下部注水系 (可搬型) 4台×2 6-6-9-1 燃料プール代替注水系 4台×2 6-6-11-2 復水貯蔵槽への移送設備 4台×2 	<p>※1：動作可能とは、大容量送水ポンプ (タイプI) およびホースにより送水できる (海を水源とすることを含む) ことをいう。</p> <p>大容量送水ポンプ (タイプI) を使用する各系統の必要数は以下のとおり。</p> <p>【注水設備および水の供給設備※3※4※5】</p> <ul style="list-style-type: none"> 6-6-4-3 低圧代替注水系 (可搬型)、「6-6-5-1 原子炉格納容器フィタルタベント系」、「6-6-6-2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型)」、「6-6-7-3 原子炉格納容器下部注水系 (可搬型)」、「6-6-9-1 燃料プール代替注水系」、「6-6-9-2 燃料プールスプレイ系」、「6-6-11-2 復水貯蔵タンクへの供給設備」および「6-6-11-3 海水供給設備」: 1台×2 <p>【除熱設備※4】</p> <ul style="list-style-type: none"> 6-6-5-4 原子炉補機代替冷却水系: 1台×2 												
<p>※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合 <p>※3：可搬型代替注水ポンプ (A-2級) は、荒浜側高台保管場所、大湊側高台保管場所及び5号炉東側第二保管場所に分散配置されていること。</p>	<p>※2：大容量送水ポンプ (タイプI) は、第1保管エリア、第2保管エリアおよび第3保管エリアに分散配置されていること。</p> <p>※3：注水用ヘッダを含む。</p> <p>※4：ホース延長回収車を含む。必要数は、「6-6-1-9-2 大容量送水ポンプ (タイプII)」と合わせて2台×2とする。</p> <p>※5：「6-6-6-2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型)」および「6-6-9-2 燃料プールスプレイ系」については、可搬型ストレーナを含む。</p>												
<p>差異理由</p>	<p>66-19 TS-25 66-19-1 大容量送水ポンプ (タイプI)</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の相違 女川は、海水供給設備として大容量送水ポンプ (タイプI) が必要であるため記載 女川は1N=1台 女川は大容量送水ポンプ (タイプI) を除熱設備としても使用 (1N=1台) 設備の相違 女川は、ホース延長回収車もSA設備 設備の相違 												

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案			
(2) 確認事項				(2) 確認事項			
適用される原子炉の状態	項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	差異理由
運転・起動・高温停止	1. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。 (1) 吐出圧力が1.29MPa[gage]以上、流量が147m ³ /h/台以上。 (2) 吐出圧力が1.63MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 (3) 吐出圧力が1.67MPa[gage]以上、流量が90m ³ /h/台以上。	1年に1回	タービンGM	1. 大容量送水ポンプ（タイプI）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1) 流量が10m ³ /h/台以上、揚程が21.6m以上。 (2) 流量が50m ³ /h/台以上、揚程が98.8m以上。 (3) 流量が88m ³ /h/台以上、揚程が95.0m以上。 (4) 流量が114m ³ /h/台以上、揚程が42.1m以上。 (5) 流量が126m ³ /h/台以上、揚程が116.1m以上。 (6) 流量が150m ³ /h/台以上、揚程が30.8m以上。 (7) 流量が199m ³ /h/台以上、揚程が117.8m以上。 (8) 流量が1,200m ³ /h/台以上、揚程が94.8m以上。	1年に1回	防災課長	
	2. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	2. 大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転・起動・高温停止	A. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が8台未満の場合（4台以上が動作可能） 及び A2. 当直長は、残留熱除去系1系列及び非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることも、その他の設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A4. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	A1. 当直長は、残りの可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、残留熱除去系1系列及び非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。	速やかに	運転・起動・高温停止 A. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）が4台未満の場合（1台以上かつ動作可能な除熱設備が1台以上の場合） B. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）が3台未満の場合（動作可能な注水設備および水	A1. 防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、残留熱除去系1系列および非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに 10日間 30日間	設備の相違（女川の大容量送水ポンプ（タイプI）は、注水設備および水の供給設備用と除熱設備用で個別に使用することから、それぞれ1N以上あることを条件とした。） ・ 設備の相違（女川の大容量送水ポンプ（タイプI）は、注水設備および水の供給設備用と除熱設備用で個別に使用することから、それぞれ1N以上あることを条件とした。） ・ 女川は、2N未満1N以上の状態であることから、条件A同様の確認を行う。
	B. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が4台未満の場合	B1. 当直長は、低圧代替注水系（可搬型）、格納容器圧力逃がし装置、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）、格納容	速やかに	B1. 防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。 および B2. 防災課長は、低圧代替注水系（可搬型）、原子炉格納容器フィルタベント系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）、原子炉格納容器	速やかに 速やかに		

赤字：設備、運用等の相違 (実質的な相違あり)
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違 (実質的な相違なし)
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉 (令和2年11月9日施行)		女川2号炉案		差異理由
適用される 原子炉 の状態	運転 起動 高温停止	条件	要求される措置	完了時間
器下部注水系 (可搬型) 及び復水貯蔵槽への移送設備を動作不能とみなす。 及び B2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認することとともに、その設備が動作可能であることを確認する。 及び B3. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B4. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間	C. 動作可能な大容量送水ポンプ (タイプI) が3台未満の場合 (動作可能な除熱設備用が1台未満の場合) D. 動作可能な大容量送水ポンプ (タイプI) が1台未満の場合	下部注水系 (可搬型)、復水貯蔵タンクへの供給設備および海水供給設備を動作不能とみなす。 および B3. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および B4. 防災課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B5. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間
器下部注水系 (可搬型) 及び復水貯蔵槽への移送設備を動作不能とみなす。 及び B2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認することとともに、その設備が動作可能であることを確認する。 及び B3. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B4. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間	C. 動作可能な大容量送水ポンプ (タイプI) が3台未満の場合 (動作可能な除熱設備用が1台未満の場合) D. 動作可能な大容量送水ポンプ (タイプI) が1台未満の場合	下部注水系 (可搬型)、復水貯蔵タンクへの供給設備および海水供給設備を動作不能とみなす。 および B3. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および B4. 防災課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B5. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違 (実質的な相違あり)
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違 (実質的な相違なし)
 下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉 (令和2年11月9日施行)		女川2号炉案		差異理由
冷温停止 燃料交換 ^{※6}	適用される 原子炉 の状態	適用される 原子炉 の状態	適用される 原子炉 の状態	
A. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ(A-2級)が8台未満の場合(4台以上が動作可能)	冷温停止 燃料交換	適用される 原子炉 の状態	適用される 原子炉 の状態	
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	24時間 36時間	適用される 原子炉 の状態	適用される 原子炉 の状態	
A. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ(A-2級)が8台未満の場合(4台以上が動作可能)	冷温停止 燃料交換	適用される 原子炉 の状態	適用される 原子炉 の状態	
B. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ(A-2級)が4台未満の場合	冷温停止 燃料交換	適用される 原子炉 の状態	適用される 原子炉 の状態	
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	24時間 36時間	適用される 原子炉 の状態	適用される 原子炉 の状態	
A. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ(A-2級)が8台未満の場合(4台以上が動作可能)	冷温停止 燃料交換	適用される 原子炉 の状態	適用される 原子炉 の状態	
B. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ(A-2級)が4台未満の場合	冷温停止 燃料交換	適用される 原子炉 の状態	適用される 原子炉 の状態	
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	24時間 36時間	適用される 原子炉 の状態	適用される 原子炉 の状態	

赤字：設備、運用等の相違 (実質的な相違あり)
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違 (実質的な相違なし)
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉 (令和2年11月9日施行)		女川2号炉案		差異理由	
に、その他の設備 ^{**7} が動作可能であることを確認する。		および B5. 防災課長は、代替措置 ^{**7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。		速やかに	
B 4. 当直長は、代替措置 ^{**5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。		C. 動作可能な大容量送水ポンプ (タイプI) が 3. 台未満の場合 (動作可能な除熱設備用が1台未満の場合)		速やかに	
適用される原子炉の状態 冷温停止 燃料交換		要件 要求される措置		完了時間	
		C1. 防災課長は、残りの大容量送水ポンプ (タイプI) が動作可能であることを確認する。 および C2. 防災課長は、原子炉補機代替冷却水系を動作不能とみなす。 および C3. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C4. 発電課長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることが動作可能であることを確認する。 および C5. 防災課長は、代替措置 ^{**7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。		速やかに	
		D. 動作可能な大容量送水ポンプ (タイプI) が 1. 台未満の場合		速やかに	
		D1. 防災課長は、低圧代替冷却水系 (可搬型)、原子炉補機代替冷却水系、復水貯蔵タンクへの供給設備および海水供給設備を動作不能とみなす ^{**10} 。 および D2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および D3. 発電課長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{**9} が動作可能であることを確認する。 および D4. 防災課長は、代替措置 ^{**7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。		速やかに	
		D. 動作可能な大容量送水ポンプ (タイプI) が 1. 台未満の場合		速やかに	
		D1. 防災課長は、低圧代替冷却水系 (可搬型)、原子炉補機代替冷却水系、復水貯蔵タンクへの供給設備および海水供給設備を動作不能とみなす ^{**10} 。 および D2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および D3. 発電課長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{**9} が動作可能であることを確認する。 および D4. 防災課長は、代替措置 ^{**7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。		速やかに	
		D. 動作可能な大容量送水ポンプ (タイプI) が 1. 台未満の場合		速やかに	
		D1. 防災課長は、低圧代替冷却水系 (可搬型)、原子炉補機代替冷却水系、復水貯蔵タンクへの供給設備および海水供給設備を動作不能とみなす ^{**10} 。 および D2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および D3. 発電課長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{**9} が動作可能であることを確認する。 および D4. 防災課長は、代替措置 ^{**7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。		速やかに	
		D. 動作可能な大容量送水ポンプ (タイプI) が 1. 台未満の場合		速やかに	
		D1. 防災課長は、低圧代替冷却水系 (可搬型)、原子炉補機代替冷却水系、復水貯蔵タンクへの供給設備および海水供給設備を動作不能とみなす ^{**10} 。 および D2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および D3. 発電課長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{**9} が動作可能であることを確認する。 および D4. 防災課長は、代替措置 ^{**7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。		速やかに	

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違 (実質的な相違あり)
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違 (実質的な相違なし)
 下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉 (令和2年11月9日施行)		女川2号炉案		差異理由
<p>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p> <p>A. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ(A-2級)が8台未満の場合</p> <p>A1. 当直長は、燃料プール代替注水系を動作不能とみなす。 及び</p> <p>A2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び</p> <p>A3. 当直長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>A. 動作可能な注水設備および水の供給設備用の大容量送水ポンプ(タイプI)が2台未満の場合</p> <p>A1. 防災課長は、燃料プール代替注水系および燃料プールスプレイス系を動作不能とみなす。 および</p> <p>A2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A3. 防災課長は、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>・女川は、1N=2台</p>
<p>※5：代替品の補充等をいう。</p> <p>※4：残りの非常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能なことを確認する。</p> <p>※7：動作可能なことを確認する機器に必要な原子炉補機冷却水系1系列及び原子炉補機冷却海水系1系列をいい、至近の記録等により動作可能なことを確認する。</p> <p>※6：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	<p>※6：残りの残留熱除去系2系列、非常用ディーゼル発電機1台、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能なことを確認する。</p> <p>※7：代替品の補充等をいう。</p> <p>※8：残りの非常用ディーゼル発電機1台、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能なことを確認する。</p> <p>※9：動作可能なことを確認する機器に必要な原子炉補機冷却水系1系列、原子炉補機冷却海水系1系列をいい、至近の記録等により動作可能なことを確認する。</p> <p>※10：低圧代替注水系(可搬型)および復水貯蔵タンクへの供給設備^{※7}について、原子炉が次の状態になった場合は除く。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	<p>・女川は、RHR系1系列の起動確認に加え、残りの系列及びサポート系についても記録確認を行う。</p> <p>・設備の相違</p>		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由									
	66-19-2 大容量送水ポンプ（タイプII）	TS-25 66-19-2 大容量送水ポンプ（タイプII）									
	<u>(1) 運転上の制限</u>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="247 105 295 414">項目</th> <th data-bbox="247 414 295 1220">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="247 105 295 414">大容量送水ポンプ（タイプII）</td> <td data-bbox="247 414 295 1220">大容量送水ポンプ（タイプII）の所要数が動作可能であること**</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	大容量送水ポンプ（タイプII）	大容量送水ポンプ（タイプII）の所要数が動作可能であること**	<ul style="list-style-type: none"> 女川は、大容量送水ポンプ（タイプII）を「大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火」および「海水供給設備」にて使用することから、括弧内1条文としてい 					
項目	運転上の制限										
大容量送水ポンプ（タイプII）	大容量送水ポンプ（タイプII）の所要数が動作可能であること**										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 105 391 414">適用される原子炉の状態</th> <th data-bbox="295 414 391 840">設備</th> <th data-bbox="295 840 391 1220">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="295 105 391 414">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td data-bbox="295 414 391 840">大容量送水ポンプ（タイプII）</td> <td data-bbox="295 840 391 1220">2台**2</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	大容量送水ポンプ（タイプII）	2台**2				
適用される原子炉の状態	設備	所要数									
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	大容量送水ポンプ（タイプII）	2台**2									
	<p>※1：動作可能とは、大容量送水ポンプ（タイプII）およびホースにより送水できることをいう。 大容量送水ポンプ（タイプII）を使用する各系統の必要数は以下のとおり。</p>										
	<ul style="list-style-type: none"> ・「66-10-1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火」：1台**3 ・「66-11-3 海水供給設備」：1台**3 										
	<p>※2：大容量送水ポンプ（タイプII）は、第1保管エリアおよび第2保管エリアに分散配置されていること。</p>										
	<p>※3：ホース延長回収車を含む。必要数は、「66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプI）」と合わせて2台×2とする。</p>										
	<u>(2) 確認事項</u>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 105 582 414">項目</th> <th data-bbox="550 414 582 840">頻度</th> <th data-bbox="550 840 582 1220">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 105 582 414">1. 大容量送水ポンプ（タイプII）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1) 流量が600m³/h/台以上、揚程が117.0m以上。 (2) 流量が613m³/h/台以上、揚程が79.4m以上。 (3) 流量が1,200m³/h/台以上、揚程が119.5m以上。</td> <td data-bbox="550 414 582 840">1年に1回</td> <td data-bbox="550 840 582 1220">防災課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 105 582 414">2. 大容量送水ポンプ（タイプII）が動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="550 414 582 840">3ヶ月に1回</td> <td data-bbox="550 840 582 1220">防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 大容量送水ポンプ（タイプII）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1) 流量が600m ³ /h/台以上、揚程が117.0m以上。 (2) 流量が613m ³ /h/台以上、揚程が79.4m以上。 (3) 流量が1,200m ³ /h/台以上、揚程が119.5m以上。	1年に1回	防災課長	2. 大容量送水ポンプ（タイプII）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	
項目	頻度	担当									
1. 大容量送水ポンプ（タイプII）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1) 流量が600m ³ /h/台以上、揚程が117.0m以上。 (2) 流量が613m ³ /h/台以上、揚程が79.4m以上。 (3) 流量が1,200m ³ /h/台以上、揚程が119.5m以上。	1年に1回	防災課長									
2. 大容量送水ポンプ（タイプII）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長									

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由																
<p>適用される原子炉の状態で運転起動高温停止</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 1088 316 1211">適用される原子炉の状態で運転起動高温停止</th> <th data-bbox="225 911 316 1088">条件</th> <th data-bbox="225 452 316 911">要求される措置</th> <th data-bbox="225 338 316 452">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="316 1088 831 1211"> <p>A. 動作可能な大容量送水ポンプ(タイプII)が所要数を満足していない場合</p> </td> <td data-bbox="316 911 831 1088"> <p>A. 動作可能な大容量送水ポンプ(タイプII)が所要数を満足していない場合</p> </td> <td data-bbox="316 452 831 911"> <p>A1. 防災課長は、大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火および海水供給設備を動作不能とみなす。 および A2. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※4とともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A4. 防災課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A5. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p> </td> <td data-bbox="316 338 831 452"> <p>速やかに 速やかに 速やかに 3日間 10日間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1088 954 1211"> <p>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> </td> <td data-bbox="831 911 954 1088"> <p>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> </td> <td data-bbox="831 452 954 911"> <p>B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、低温停止にする。</p> </td> <td data-bbox="831 338 954 452"> <p>24時間 36時間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="954 1088 1353 1211"> <p>低温停止燃料交換</p> </td> <td data-bbox="954 911 1353 1088"> <p>A. 動作可能な大容量送水ポンプ(タイプII)が所要数を満足していない場合</p> </td> <td data-bbox="954 452 1353 911"> <p>A1. 防災課長は、大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火および海水供給設備を動作不能とみなす。 および A2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A4. 防災課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> </td> <td data-bbox="954 338 1353 452"> <p>速やかに 速やかに 速やかに</p> </td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態で運転起動高温停止	条件	要求される措置	完了時間	<p>A. 動作可能な大容量送水ポンプ(タイプII)が所要数を満足していない場合</p>	<p>A. 動作可能な大容量送水ポンプ(タイプII)が所要数を満足していない場合</p>	<p>A1. 防災課長は、大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火および海水供給設備を動作不能とみなす。 および A2. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※4とともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A4. 防災課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A5. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>速やかに 速やかに 速やかに 3日間 10日間</p>	<p>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、低温停止にする。</p>	<p>24時間 36時間</p>	<p>低温停止燃料交換</p>	<p>A. 動作可能な大容量送水ポンプ(タイプII)が所要数を満足していない場合</p>	<p>A1. 防災課長は、大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火および海水供給設備を動作不能とみなす。 および A2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A4. 防災課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに 速やかに 速やかに</p>	<p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※5：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：代替品の補充等をいう。</p>
適用される原子炉の状態で運転起動高温停止	条件	要求される措置	完了時間															
<p>A. 動作可能な大容量送水ポンプ(タイプII)が所要数を満足していない場合</p>	<p>A. 動作可能な大容量送水ポンプ(タイプII)が所要数を満足していない場合</p>	<p>A1. 防災課長は、大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火および海水供給設備を動作不能とみなす。 および A2. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※4とともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A4. 防災課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A5. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>速やかに 速やかに 速やかに 3日間 10日間</p>															
<p>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、低温停止にする。</p>	<p>24時間 36時間</p>															
<p>低温停止燃料交換</p>	<p>A. 動作可能な大容量送水ポンプ(タイプII)が所要数を満足していない場合</p>	<p>A1. 防災課長は、大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火および海水供給設備を動作不能とみなす。 および A2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A4. 防災課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに 速やかに 速やかに</p>															